

奄美群島振興開発計画

(令和元年度～令和5年度)

令和元年5月

鹿児島県

目 次

第 1	総説	
1	計画策定の意義	1
2	計画の性格	2
3	計画の期間	2
4	計画の目標	2
第 2	奄美群島の振興開発の基本的方針	
1	定住を促進するための方策	3
2	世界自然遺産登録などを生かした交流拡大のための方策	3
3	滞在型・着地型観光を促進するための方策	4
4	奄美群島が抱える条件不利性の改善	4
5	奄美群島の生活基盤の確保・充実	5
6	地域主体の取組の促進	5
第 3	振興開発の方策	
1	奄美群島成長戦略ビジョン実現のために広域的に取り組む方策	
(1)	人材育成の確保・育成，教育に関する施策の推進	6
(2)	奄美群島の魅力の発揮に関する施策の推進	7
(3)	共生・協働の推進，交流・連携の強化に関する施策の推進	7
(4)	市場の拡大に関する施策の推進	8
2	奄美大島の振興方策	
(1)	地域の概要	8
(2)	施策の展開	
ア	定住を促進するための方策	
(ア)	産業の振興	
A	農業	9
B	観光産業	12
C	情報通信産業	12
D	地域の特性を生かした産業の振興	
(A)	水産業	13
(B)	林業	14
(C)	商工業	15
(D)	雇用，ワークライフバランス	17
(イ)	移住・交流の促進	18
イ	世界自然遺産登録などを生かした交流拡大のための方策	
(イ)	世界自然遺産登録を見据えた取組の推進	
A	国立公園等保護地域の管理	18
B	価値の維持	18
C	気運の醸成	19

(イ) 共生ネットワークの形成	19
(ウ) 群島内外との交流の促進	19
ウ 滞在型・着地型観光を促進するための方策	
(ア) 地域資源を生かした観光施策の展開	
A 観光資源の活用	20
B 観光施設等の受入体制の整備	20
C 観光交通体系の整備	20
D 魅力ある観光情報の発信	21
E 地場産業との連携	21
F アジアをはじめとする海外を視野に入れた観光政策の推進	21
(イ) 愛着を育む地域文化の継承、創造	21
エ 奄美群島が抱える条件不利性の改善	
(ア) 運賃、輸送コストの軽減	22
(イ) 物価の軽減	22
(ウ) 交通基盤の整備	
A 航空交通	22
B 海上交通	22
C 陸上交通	23
(イ) 防災及び国土保全	
A 消防防災の充実	23
B 治山対策の推進	23
C 治水対策の推進	24
D 海岸保全の推進	24
E 港湾整備の推進	24
オ 奄美群島の生活基盤の確保・充実	
(ア) 保健医療福祉	
A 保健医療	24
B ハブ対策	25
C 社会福祉	25
(イ) 教育及び人材育成	
A 教育	26
B 人材育成	28
(ウ) 生活環境	
A 水道	29
B 都市基盤	29
C 住環境の整備	29
D 安全・安心まちづくりの推進	29
E 地域環境の保全	30
F 循環型社会の形成	30
G 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施	30
(イ) 資源・エネルギー	
A 水資源	31
B 再生可能エネルギー	31

C 電力	31
カ 地域主体の取組の促進	
(7) 共生・協働の地域社会づくり	31
3 加計呂麻島, 請島, 与路島の振興方策	
(1) 地域の概要	31
(2) 施策の展開	
ア 定住を促進するための方策	
(7) 産業の振興	
A 農業	32
B 観光産業	35
C 情報通信産業	35
D 地域の特性を生かした産業の振興	
(A) 水産業	35
(B) 林業	36
(C) 商工業	37
(D) 雇用, ワークライフバランス	38
(イ) 移住・交流の促進	39
イ 世界自然遺産登録などを生かした交流拡大のための方策	
(7) 世界自然遺産登録を見据えた取組の推進	
A 国立公園等保護地域の管理	39
B 価値の維持	39
C 気運の醸成	40
(イ) 共生ネットワークの形成	40
(ウ) 群島内外との交流の促進	40
ウ 滞在型・着地型観光を促進するための方策	
(7) 地域資源を生かした観光施策の展開	
A 観光資源の活用	41
B 観光施設等の受入体制の整備	41
C 観光交通体系の整備	41
D 魅力ある観光情報の発信	41
E 地域産業との連携	41
F アジアをはじめとする海外を視野に入れた観光政策の推進	42
(イ) 愛着を育む地域文化の継承, 創造	42
エ 奄美群島が抱える条件不利性の改善	
(7) 運賃, 輸送コストの軽減	42
(イ) 物価等の軽減	42
(ウ) 交通基盤の整備	
A 海上交通	42
B 陸上交通	42
(イ) 防災及び国土保全	
A 消防防災の充実	43
B 治山対策の推進	43

C	治水対策の推進	43
D	海岸保全の推進	44
オ	奄美群島の生活基盤の確保・充実	
(ア)	保健医療福祉	
A	保健医療	44
B	ハブ対策	44
C	社会福祉	45
(イ)	教育及び人材育成	
A	教育	46
B	人材育成	47
(ウ)	生活環境	
A	水道	47
B	都市基盤	48
C	安全・安心まちづくりの推進	48
D	地域環境の保全	48
E	循環型社会の形成	48
F	自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施	48
(エ)	資源・エネルギー	
A	水資源	49
B	再生可能エネルギー	49
C	電力	49
カ	地域主体の取組の促進	
(ア)	共生・協働の地域社会づくり	49
4	喜界島の振興方策	
(1)	地域の概要	49
(2)	施策の展開	
ア	定住を促進するための方策	
(ア)	産業の振興	
A	農業	49
B	観光産業	53
C	情報通信産業	53
D	地域の特性を生かした産業の振興	
(A)	水産業	53
(B)	林業	55
(C)	商工業	55
(D)	雇用、ワークライフバランス	57
(イ)	移住・交流の促進	58
イ	世界自然遺産登録などを生かした交流拡大のための方策	
(ア)	世界自然遺産登録を見据えた取組の推進	
A	国立公園等保護地域の管理	58
B	価値の維持	58
C	気運の醸成	59

(イ) 共生ネットワークの形成	59
(ウ) 群島内外との交流の促進	59
ウ 滞在型・着地型観光を促進するための方策	
(ア) 地域資源を生かした観光施策の展開	
A 観光資源の活用	59
B 観光施設等の受入体制の整備	59
C 観光交通体系の整備	60
D 魅力ある観光情報の発信	60
E 地域産業との連携	60
F アジアをはじめとする海外を視野に入れた観光政策の推進	61
(イ) 愛着を育む地域文化の継承、創造	61
エ 奄美群島が抱える条件不利性の改善	
(ア) 運賃、輸送コストの軽減	61
(イ) 物価の軽減	61
(ウ) 交通基盤の整備	
A 航空交通	61
B 海上交通	61
C 陸上交通	62
(イ) 防災及び国土保全	
A 消防防災の充実	62
B 治山対策の推進	62
C 治水対策の推進	63
D 海岸保全の推進	63
オ 奄美群島の生活基盤の確保・充実	
(ア) 保健医療福祉	
A 保健医療	63
B 社会福祉	64
(イ) 教育及び人材育成	
A 教育	65
B 人材育成	66
(ウ) 生活環境	
A 水道	67
B 都市基盤	67
C 住環境の整備	67
D 安全・安心まちづくりの推進	67
E 地域環境の保全	67
F 循環型社会の形成	67
G 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施	68
(イ) 資源・エネルギー	
A 水資源	68
B 再生可能エネルギー	68
C 電力	69
カ 地域主体の取組の促進	

(7) 共生・協働の地域社会づくり	69
5 徳之島の振興方策	
(1) 地域の概要	69
(2) 施策の展開	
ア 定住を促進するための方策	
(7) 産業の振興	
A 農業	69
B 観光産業	73
C 情報通信産業	73
D 地域の特性を生かした産業の振興	
(A) 水産業	73
(B) 林業	74
(C) 商工業	75
(D) 雇用, ワークライフバランス	77
(イ) 移住・交流の促進	78
イ 世界自然遺産登録などを生かした交流拡大のための方策	
(7) 世界自然遺産登録を見据えた取組の推進	
A 国立公園等保護地域の管理	78
B 価値の維持	78
C 気運の醸成	79
(イ) 共生ネットワークの形成	79
(ウ) 群島内外との交流の促進	79
ウ 滞在型・着地型観光を促進するための方策	
(7) 地域資源を生かした観光施策の展開	
A 観光資源の活用	80
B 観光施設等の受入体制の整備	80
C 観光交通体系の整備	80
D 魅力ある観光情報の発信	81
E 地場産業との連携	81
F アジアをはじめとする海外を視野に入れた観光政策の推進	81
(イ) 愛着を育む地域文化の継承, 創造	81
エ 奄美群島が抱える条件不利性の改善	
(7) 運賃, 輸送コストの軽減	81
(イ) 物価の軽減	82
(ウ) 交通基盤の整備	
A 航空交通	82
B 海上交通	82
C 陸上交通	82
(イ) 防災及び国土保全	
A 消防防災の充実	82
B 治山対策の推進	83
C 治水対策の推進	83

D 海岸保全の推進	83
オ 奄美群島の生活基盤の確保・充実	
(ア) 保健医療福祉	
A 保健医療	84
B ハブ対策	84
C 社会福祉	84
(イ) 教育及び人材育成	
A 教育	86
B 人材育成	87
(ウ) 生活環境	
A 水道	88
B 都市基盤	88
C 住環境の整備	88
D 安全・安心まちづくりの推進	88
E 地域環境の保全	89
F 循環型社会の形成	89
G 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施	89
(エ) 資源・エネルギー	
A 水資源	90
B 再生可能エネルギー	90
C 電力	90
カ 地域主体の取組の促進	
(ア) 共生・協働の地域社会づくり	90
6 沖永良部島の振興方策	
(1) 地域の概要	90
(2) 施策の展開	
ア 定住を促進するための方策	
(ア) 産業の振興	
A 農業	90
B 観光産業	94
C 情報通信産業	94
D 地域の特性を生かした産業の振興	
(A) 水産業	94
(B) 林業	96
(C) 商工業	96
(D) 雇用、ワークライフバランス	98
(イ) 移住・交流の促進	99
イ 世界自然遺産登録などを生かした交流拡大のための方策	
(ア) 世界自然遺産登録を見据えた取組の推進	
A 国立公園等保護地域の管理	99
B 価値の維持	99
C 気運の醸成	100

(イ) 共生ネットワークの形成	100
(ウ) 群島内外との交流の促進	100
ウ 滞在型・着地型観光を促進するための方策	
(ア) 地域資源を生かした観光施策の展開	
A 観光資源の活用	100
B 観光施設等の受入体制の整備	101
C 観光交通体系の整備	101
D 魅力ある観光情報の発信	101
E 地場産業との連携	101
F アジアをはじめとする海外を視野に入れた観光政策の推進	102
(イ) 愛着を育む地域文化の継承、創造	102
エ 奄美群島が抱える条件不利性の改善	
(ア) 運賃、輸送コストの軽減	102
(イ) 物価の軽減	102
(ウ) 交通基盤の整備	
A 航空交通	102
B 海上交通	102
C 陸上交通	103
(イ) 防災及び国土保全	
A 消防防災の充実	103
B 治山対策の推進	103
C 治水対策の推進	104
D 海岸保全の推進	104
オ 奄美群島の生活基盤の確保・充実	
(ア) 保健医療福祉	
A 保健医療	104
B 社会福祉	105
(イ) 教育及び人材育成	
A 教育	106
B 人材育成	107
(ウ) 生活環境	
A 水道	108
B 都市基盤	108
C 住環境の整備	108
D 安全・安心まちづくりの推進	108
E 地域環境の保全	108
F 循環型社会の形成	109
G 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施	109
(イ) 資源・エネルギー	
A 水資源	109
B 再生可能エネルギー	109
C 電力	110
カ 地域主体の取組の促進	

(7) 共生・協働の地域社会づくり	110
7 与論島の振興方策	
(1) 地域の概要	110
(2) 施策の展開	
ア 定住を促進するための方策	
(7) 産業の振興	
A 農業	110
B 観光産業	113
C 情報通信産業	113
D 地域の特性を生かした産業の振興	
(A) 水産業	114
(B) 林業	115
(C) 商工業	116
(D) 雇用, ワークライフバランス	117
(イ) 移住・交流の促進	118
イ 世界自然遺産登録などを生かした交流拡大のための方策	
(7) 世界自然遺産登録を見据えた取組の推進	
A 国立公園等保護地域の管理	118
B 価値の維持	118
C 気運の醸成	119
(イ) 共生ネットワークの形成	119
(ウ) 群島内外との交流の促進	119
ウ 滞在型・着地型観光を促進するための方策	
(7) 地域資源を生かした観光施策の展開	
A 観光資源の活用	120
B 観光施設等の受入体制の整備	120
C 観光交通体系の整備	120
D 魅力ある観光情報の発信	120
E 地場産業との連携	121
F アジアをはじめとする海外を視野に入れた観光政策の推進	121
(イ) 愛着を育む地域文化の継承, 創造	121
エ 奄美群島が抱える条件不利性の改善	
(7) 運賃, 輸送コストの軽減	121
(イ) 物価の軽減	121
(ウ) 交通基盤の整備	
A 航空交通	121
B 海上交通	122
C 陸上交通	122
(イ) 防災及び国土保全	
A 消防防災の充実	122
B 治山対策の推進	122
C 治水対策の推進	123

D 海岸保全の推進	123
才 奄美群島の生活基盤の確保・充実	
(7) 保健医療福祉	
A 保健医療	123
B 社会福祉	124
(イ) 教育及び人材育成	
A 教育	125
B 人材育成	126
(ウ) 生活環境	
A 水道	127
B 都市基盤	127
C 住環境の整備	127
D 安全・安心まちづくりの推進	127
E 地域環境の保全	127
F 循環型社会の形成	128
G 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施	128
(エ) 資源・エネルギー	
A 水資源	128
B 再生可能エネルギー	128
C 電力	129
力 地域主体の取組の促進	
(7) 共生・協働の地域社会づくり	129
第4 独立行政法人奄美群島振興開発基金	129
第5 計画実現の方策	
1 関係機関との連携・協力	129
2 計画の進捗状況の点検	130
奄振計画数値目標	131
参考資料 計画に用いられた用語の解説	132

第1 総説

1 計画策定の意義

奄美群島においては、昭和28年に日本に復帰して以来、数次の法改正に基づいて各般にわたる事業が実施され、交通基盤、産業基盤、生活環境などの社会資本の整備が着実に図られてきている。

また、平成26年度からは、新たに創設された奄美群島振興交付金を活用し、地域の自主性に基づく柔軟かつ迅速な取組が進められてきている。

しかし、遠隔の外海に8つの島々で構成されているという地理的条件、台風や集中豪雨などによる災害が多発する厳しい自然条件下にあり、本土との間に所得水準や物価をはじめとする経済面の格差が未だ存在している。

一方、奄美群島は、国境離島として、そこに人が居住していることにより、領海等の保全等に関する活動の拠点としての役割など国家的役割を担っている。

さらに、亜熱帯性の豊かな自然、世界に類を見ない貴重な野生生物など、魅力ある自然特性、島や集落ごとに異なる個性的で多様な伝統・文化を有しており、これらを保全、継承し、活用することにより、国民に癒しの空間を提供するという国民的役割も担っている。

奄美群島が置かれている厳しい条件を克服しながら、持続可能な自立的発展を目指すためには、引き続き、社会資本の整備を図るとともに、防災対策、老朽化対策、外国からの観光客を意識した環境整備が必要である。また、更なる条件不利性の改善を図るとともに、2020年の世界自然遺産※登録へ向けた動きやLCC※の就航等による入込客の増加などの追い風を生かしながら交流人口の拡大や産業振興、定住促進に向けた好循環を形成することが重要である。

以上のような経緯と認識を踏まえ、今後の奄美群島の振興開発に必要な施策を実施するため、この計画を策定するものである。

の活力低下が懸念されている。

こうした中、本計画の目標を達成するため、奄美群島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力を増進することを基本理念として、定住促進、交流拡大、条件不利性の改善、生活基盤の確保・充実、地域主体の取組に係る施策の展開を図る。

1 定住を促進するための方策

奄美群島においては、引き続き、農業、観光、情報通信産業を重点3分野と位置付け、産業の振興を図り、定住を促進する。

奄美群島の発展・振興にとって重要な産業である農業は、亜熱帯性の温暖な気候等の特性を生かし、基幹作物であるさとうきびと野菜・花き・果樹の園芸作物や肉用牛を組み合わせた複合経営を基本に、島ごとの特性・独自性を生かした高付加価値型農業を展開することで、他地域との差異化を図る。

また、担い手の確保・育成、農地の効率的利用、基盤整備といった施策のほか、地域ブランドの確立や農産品を生かした6次産業化※、災害に強い栽培施設の整備、流通効率化のための施設等整備、新規就農の環境整備などの施策を推進する。

観光は経済的に裾野が広く、多くの産業分野に波及効果をもたらし、奄美群島の地理的・自然的特性を生かすことができることから、地域資源を活用した観光施策の展開を図る。

特に、奄美群島に「もう一泊」したいと旅行者に思わせるような地域の魅力を旅行商品化するとともに、観光産業の担い手の育成など、滞在型・着地型観光を促進するための方策を展開する。

情報通信産業については、外海離島であることによる空間的距離や時間的距離の不利性を克服する上で情報通信技術は極めて有効な手段であり、また、奄美群島は、豊かな自然環境や安いオフィス賃料などの優位性も有していることから、情報通信基盤の整備とともに、企業活動におけるICT※の利活用、他産業との連携による地域づくりなどを推進し、情報通信技術を活用する産業の定着を図る。

また、情報通信は医療や教育のほか、特産品のPRや販路拡大等、奄美の魅力を広く発信することにも活用できるため、大島紬や奄美黒糖焼酎等の地場産業、UIターン※及び二地域居住※の支援など定住促進に関する施策との連携を促進する。

2 世界自然遺産登録などを生かした交流拡大のための方策

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島は2020年の世界自然遺産※登録を目指しており、自然環境及び伝統・文化等の地域資源を有効に活用することにより、奄美群島全体で地域の振興、交流人口の拡大等が期待される。

そのため、世界自然遺産推薦地としての価値が損なわれることのないよう、希少種の保護対策やモニタリング調査を行うなど、多様な自然の生態系を把握、保全する取組を進めるとともに、自然環境の保全と利用の両立を図るため、「奄美群島持続的観光マスタープラン※」に基づき、利用のルールを作成や受入体制の整備を進める。

また、世界遺産や地域特性を生かした国内外のクルーズ船の誘致やアイランドホッピング※ツアーなどによる観光客誘致を図る。

3 滞在型・着地型観光を促進するための方策

奄美群島は豊かな自然、個性的で多様な伝統・文化等の観光資源を有するほか、アジア各国へ近接している地理的優位性も持っている。

このため、人材の育成・確保やおもてなしの充実などの受入体制の整備、アジアをはじめとする海外との交流促進、メディアやSNS※等を活用した観光情報の発信、地域産業との連携など、奄美群島の地域資源を生かした観光施策を展開する。

特に、世界自然遺産登録により見込まれる観光客の増加が一過性のものとならないように、奄美らしい体験ができる滞在型・着地型観光を促進するために、民泊推進のための環境整備、あまみシマ博覧会※との連携、奄美らしいコンテンツ（大島紬、島唄、奄美黒糖焼酎等）に着目したツーリズムの更なる推進を図る。

また、奄美群島には多くのスポーツ団体が合宿に訪れており、今後は多様な主体が参画するスポーツコミッション※の立ち上げや、観光、医療などスポーツ関連ビジネスに対する支援を図る。

4 奄美群島が抱える条件不利性の改善

本土から隔絶した外海離島である奄美群島にとって、航路・航空路線は住民の生活や産業活動にとって極めて重要な交通手段であるが、特に航空運賃は沖縄などに比べ割高となっており、住民の生活利便性の向上や観光の振興等の支障となっていることから、航路も含めた運賃軽減を継続するとともに、制度の拡充を図る。

また、消費地に農林水産物を出荷する際の輸送コストを軽減するための支援を継続するとともに、加工品及び原材料等の輸送コストの軽減を図る。

さらに、地理的条件等により、本土に比べて総体的に物価が高いことから、ガソリン等の生活関連物資の物価の軽減措置を図る。

加計呂麻島、請島、与路島の島外車検に伴う車両航送費の負担軽減を図るための支援措置の実現に向けて取り組む。

また、近年、国内では毎年のように数十年に一度と言われるような自然災害が発生しており、今後も気候変動の影響による水害・土砂災害の頻発・激甚化等が懸念され、全国的に国土強靱化※が喫緊の重要課題となっている。

このため、群島住民の生命・安全確保のための情報提供体制の整備や、災害時の相互応援体制の充実など、奄美群島の地理的特性等を踏まえた防災対策とともに、治山、治水、砂防、海岸保全など災害に強い県土づくりを推進する。

また、空港、港湾、道路等の交通基盤の整備及び既存施設の老朽化対策に関する施策の展開を図る。

5 奄美群島の生活基盤の確保・充実

奄美群島の有効求人倍率（平成31年1月時点）が1.16になるなど、観光業や情報通信産業、建設業、介護関係など一部の職種では人材不足が深刻になりつつある。

このことは、奄美の地域経済の成長の妨げとなるだけでなく、担い手不足による農地・山林の荒廃等を招き、更に医療や介護・保育等の住民生活の基盤をも揺るがすなど、地域社会の崩壊にもつながりかねない。

このような状況を打破するためには、「奄美群島の在り方検討委員会※」の提言（平成24年9月）及び「奄美群島成長戦略ビジョン※」（平成25年2月）で奄美群島の将来像として掲げた

- ① 若者がチャレンジし、夢を実現する島※
- ② 全ての「島ちゅ」が主人公として活躍する島
- ③ 世界の人々に魅力を伝える宝の島

に向けた取組を更に推進し、全てのライフステージにおける人材の育成、観光や情報通信などを中心としたあらゆる分野の人材の確保・育成を図る。

また、離島留学※制度の充実やICT※を利活用した教育など、子どもたちの教育環境の整備を進めるとともに、特に奄美群島には大学が設置されていないことから、奄美らしい高等教育の在り方について検討する。

さらに、国際化の進展等に伴い、多言語による案内標識の整備、ホームページやSNSによる情報発信の多言語化の促進、生活相談への対応、日本語学習への支援など、外国人が住みやすく、訪問しやすい地域づくりの実現を図る。

これらに加え、健康づくり、医療提供体制の整備、高齢者・児童福祉等の推進などの保健医療福祉施策とともに、生活環境の整備、資源・エネルギーの確保等の施策の展開を図る。

6 地域主体の取組の促進

地域主体の取組としては、奄美群島の振興開発のための成長を自発的に推進するため、10年後の奄美群島の将来像とそれを着実に実行するための基本方策を明記した「奄美群島成長戦略ビジョン※」を、地元12市町村が連携して平成25年2月に策定した。

同ビジョンにおいては、「農業」、「観光/交流」、「情報」の3分野を引き続き産業振興の基軸としつつ、奄美群島の地理的・歴史的独自性を発揮するための「文化」の活用と、魅力ある島を牽引する人材の誘致・集積を図るための「定住」の2分野を、新たな価値を創出する分野として位置付け、これらの分野を有機的に連携させた産業振興・人材育成施策の展開を図ることとしている。

また、同ビジョンの計画期間の中間年（5年目）を迎えたことから、平成30年2月には、奄美群島成長戦略推進懇話会※の提言に基づき、ビジョンの実現に向けて関係機関が取り組むべき役割、必要な制度等について改訂を行った。

地元市町村や奄美群島広域事務組合※などによる地域主体の取組は、群島の自立的発展

を図る上で重要であり、同ビジョンにおいては、「奄美群島の自立的発展実現の主体的役割の担い手＝民間企業等」と「民間企業を支え、積極的に支援する行政」というそれぞれの位置づけを明確にするとともに、これまでの行政主導の産業振興モデルから、活発で自立的な民間企業等の活動を出発点とした産業振興モデルへの転換が必要であるとしている。

これらに加え、奄美群島の持つ「結いの精神」などを生かした共生・協働による地域社会づくりを促進する。

第3 振興開発の方策

奄美大島、加計呂麻島、請島、与路島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島の8つの有人離島からなる奄美群島は、東北端の喜界島から最南端の与論島まで約220kmの海域に点在している。

これらの島々は、亜熱帯性・海洋性の豊かな自然、固有種や希少種など世界的にも貴重な野生生物、個性的な伝統・文化、健康・長寿・癒しに関する資源など、他の地域にはない魅力と特性に恵まれており、これらを活用することにより、個性ある地域として大きく発展する可能性を有している。

今後は、世界自然遺産※登録に向けて、環境保全等、必要な取組を進めるとともに、奄美群島の魅力や資源等の優位性を最大限に生かしながら、それぞれの島においてその特性に応じた振興開発と、群島の一体的な自立的発展を図る。

また、各種事業の実施に当たっては、奄美群島の生態系や奄美らしい景観を損なわないように、人と自然との共生、自然環境との調和等に十分に努める。

1 奄美群島成長戦略ビジョン実現のために広域的に取り組む方策

今後の奄美群島の自立的発展を図るため、地元12市町村において策定された「奄美群島成長戦略ビジョン※」を具現化する取組を推進する。とりわけ、群島の雇用の創出にとって重要である「農業」「観光／交流」「情報」の3分野と、「定住」「文化」の2分野において、各島の魅力・個性を磨き上げ、群島内の競争力を互いに高めるとともに、各島共通の課題を解決する上では、群島が一体となって広域的に取り組むことが重要であることから、奄美群島広域事務組合※や一般社団法人奄美群島観光物産協会※等の自立に向けた取組を、独立行政法人奄美群島振興開発基金や市町村、各種団体等と連携し積極的に支援する。

(1) 人材育成の確保・育成，教育に関する施策の推進

群島民が新たなチャレンジに積極的に取り組む機運を醸成するために、今後の観光物産振興の核となる島コーディネーター※や物産コーディネーター※、奄美群島地域通訳案内士※、エコツアーガイド※、通年型『あまみシマ博覧会※』の実施事業者、物産に関する商品企画プランナー・デザイナー、プロジェクトマネージャー※等、今後の奄美群島の産業振興において中心的な役割を担うプロフェッショナル人材の中長期的な確保・育成、

教育を行う。また、若年層を対象とした奄美群島の魅力を学ぶ場の設定や、観光従事者のホスピタリティ研修、先進地研修の実施、産業全体の経営感覚向上のための講師招聘等により、群島全体の人材力の底上げを図る。

加えて、『人材育成奄美群島版シリコンバレー』と言える人材集積の場の整備や集積によるイノベーション※の推進、起業支援、移住者や若年層の就職支援、ふるさと留学(離島留学※)の実施、職と住を含めた移住者受け入れ体制の整備、インターンシップ※の充実等、人材育成のための環境づくりと定住促進による担い手の確保についても推進する。

さらに、人材育成事業受講者のスキルアップや社会的地位の向上のため、就労体験プログラムなどのフォローアップ事業を行なう。併せて、人材育成成果報告会の実施によって、発表者がさらに広く認知され、ビジネス機会の拡大や意欲ある人材の参画を促進する。

(2) 奄美群島の魅力の発揮に関する施策の推進

奄美群島の魅力を最大限発揮し、世界の人々にその魅力を伝え、様々な分野で「奄美ブランド」を確立するとともに、交流人口のみならず、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口を増やすために、奄美群島の魅力である「自然・歴史・文化・人の温かさ・癒し・長寿・子宝」を群島民に周知する場を創出し、「価値あるもの」として意識する機運の醸成を図る。また、各島や集落でも異なる魅力の独自性・多様性を産業振興に生かした取組を支援・評価する総合的なプロモーション※を推進する。

併せて、大河ドラマ「西郷どん」放映や世界的な観光ガイド誌にも掲載され高評価を得るなど、国内外での奄美群島への注目度がより一層高まってきていることを踏まえ、『あまみシマ博覧会※』などの観光体験プログラムや自然体験ツアー、移住体験ツアーをはじめ、方言や食文化、特産品、伝統芸能等も活用した魅力のコンテンツの充実を図る。加えて、情報伝達ツールとしてのコミュニティFMネットワーク※を構築するほか、一元的情報発信Webサイト※、課題解決型コンテンツ、スマートフォンアプリ※、急速な進歩を見せるAI※やIoT※などのICT※を積極的に活用していく。

さらに、世界自然遺産登録※に向けた取組と、登録後も世界自然遺産登録地域としてふさわしい地域であり続けるためにSDGs※も視野に入れた持続的かつ効果的な取組を推進するとともに、各種メディア等を活用した観光誘客プロモーション、ブランディング向上及びプロジェクトツーリズム※創出を通して、観光振興を目指す。

(3) 共生・協働の推進、交流・連携の強化に関する施策の推進

全ての群島民が主人公として活躍するために、群島内における起業家の創出及び民間事業者の連携等、群島内における新たなチャレンジの喚起につながる支援策を引き続き展開する。また、起業や事業拡大を行った者の着実な成長をサポートし、群島の産業振興を牽引する新たな担い手への進化を群島全体で支援する体制の構築など、官民一体となって共生・協働のさらなる取組を推進する。併せて、「お試し移住」が可能な集落受け入れ体制の整備等、定住促進施策を引き続き展開するとともに、新たな特産品開発や「ぐーんと奄美」による観光物産の広域連携を進めるほか、群島内事業者の産業クラスター

化※による交流・連携の取組も推進する。

さらに、「奄美大島、徳之島、沖永良部島と沖縄を結ぶ航空路線アイランドホッピング※ルート」や「奄美・沖縄—屋久島」航路を活用した屋久島や沖縄と結ぶツアーを創出する。これらの取組を、郷友会との交流、県内外の高等教育機関と連携したフィールドワークや学術研究交流等、金融機関、学術研究機関等も含めた群島外の様々な主体との連携により展開することでスケールメリットを発揮させ、施策の効果を高めつつ推進する。

(4) 市場の拡大に関する施策の推進

顧客視点を出発点とした市場の拡大の実現に向けて、戦略的な奄美群島全体のブランドの創造と強化を図るために、大都市における物産展や商談会の開催、テストマーケティング※、観光アンケート、観光セールスキャラバン※等によって市場分析を行うために必要な体制を整備し、分析力を向上させるとともに、顧客本位の6次産業化※や特産品開発、サービスの創出、観光コンテンツの充実を図る。

また、一元的情報発信 Web サイト上での観光・物産データベース構築・充実や各種イベントにおける広報、各種情報媒体の活用等、効果的な情報発信を推進するとともに、近隣アジアや世界など新たな市場開拓のための営業活動や営業力の強化、顧客ターゲットの選択と集中、あるいは顧客の創出等、戦略的なマーケティング施策を推進する。

奄美群島成長戦略ビジョン実現のために市町村が取り組む方策

「奄美群島成長戦略ビジョン」を具現化する取組として、広域的に取り組む方策の他、各市町村においても以下の方向性により各種施策を推進していくこととしている。

なお、各施策については、2以降の島別振興方策に位置付けている。

(奄美群島成長戦略ビジョン※における市町村の取組の方向性)

- ① 人材の確保・育成，教育に関する施策の推進
- ② 各島の魅力の発揮に関する施策の推進
- ③ 共生・協働の推進，交流・連携の強化に関する施策の推進
- ④ 市場（ヒト・モノ・カネ・情報）の拡大に関する施策の推進

2 奄美大島の振興方策

(1) 地域の概要

奄美大島は、本土から航路距離で381kmに位置し、面積約712km²と群島中最大の島で、奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町の1市2町2村に全国の有人離島の中で最多の約60,000人が居住している。群島の玄関口である奄美空港や名瀬港があり、県本土や各島等との物流や旅客の乗降が盛んである。島の中部から北部には、群島の政治、経済の中心である奄美市がある。

産業では、さとうきびや肉用牛、野菜、果樹を中心とした農業が盛んであり、特産品に、大島紬、奄美黒糖焼酎等がある。また、カツオ・マグロ類、瀬物類等を対象とした一本釣漁業などが営まれているほか、真珠、カンパチ等の養殖も行われており、特に、大島海峡は、日本有数のクロマグロ養殖産地となっている。

さらに、奄美パーク・田中一村記念美術館や黒潮の森マングローブパーク、タラソ奄美の竜宮等の個性的で多様な観光施設が整備されている。

また、天然記念物として保護されているアマミノクロウサギやオオトラツグミなど貴重な野生生物が多い。

(2) 施策の展開

ア 定住を促進するための方策

(7) 産業の振興

A 農業

(A) 担い手の確保・育成

- 担い手の確保・育成については、就農相談活動の実施、農業次世代人材投資資金※の活用により新規就農者を確保する。

奄美市、瀬戸内町の営農支援センターや先進農家での研修を通じた新規就農者の育成を推進する。

市町村担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動により、農業法人を含む認定農業者※の確保・育成を図る。

また、家族経営協定の締結や地域農産物を利用した農産物加工・販売等の起業活動を促進するなど、女性農業者が能力を発揮できる環境を整備するとともに、農業機械の共同利用組織や農作業の受託組織の育成など、高齢農業者も参加しやすい地域営農の取組を推進する。

(B) 農地利用、基盤整備等

- 農地利用については、共有者不明農地の貸借も含めた農地中間管理事業の活用や農業委員会による農地のあっせん活動などによる担い手への農地の集積・集約化の取組を加速化する。

また、農業委員会の農地パトロール等を通じて、農地の利用状況の把握に努めながら、各般の施策を活用した耕作放棄地の発生防止・解消を推進し、優良農地の確保を図る。

なお、担い手等が不足し、耕作放棄地の多い地域等においては、企業等の農業参入を促進するとともに、簡易な基盤整備等の推進により耕作放棄地の解消を図る。

- 農業生産基盤については、赤土流出防止など自然環境等への影響にも配慮し、ダムやため池等を活用した畑地かんがい、区画整理、農道等の整備、土層改良による土づくり等を促進するとともに、造成された各種施設のライフサイクルコスト※の低減と長寿命化を図る。

また、土地の有効利用を図るため、地籍調査事業をこれまで以上に推進する。

(C) 付加価値の高い生産、販売、流通

- さとうきびについては、需要に応じた生産量の確保を図るため、休耕地への作付等により収穫面積の拡大に努めるとともに、適期管理、地域に適した品種の普及等により単収の向上を図る。

また、機械化一貫体系の普及・確立や品目別経営安定対策※の対象となる担い手・生産者組織の育成など、より効率的な生産体制への誘導を図るとともに、粗糖生産においては、国内産糖の価格競争力の強化と働き方改革を踏まえた効率化に努めるなど、さとうきび生産農家の経営安定と製糖企業の健全な運営を促進する。

- 野菜・果樹・花きの園芸作物については、限られた耕地面積を有効に活用した農業振興を図るため、栽培技術の向上や優良種苗の供給、平張施設※などの防風施設や低コストで災害に強いハウス施設等の生産施設の整備など、総合的な産地形成の支援を推進するとともに、地域特性を生かした新規品目の導入・実証を推進する。

また、市場性が高いたんかん、マンゴー等については、栽培技術の向上等による品質の向上に努めるとともに、産地拡大を図る。

- 肉用牛については、さとうきびや園芸作物との複合経営を基本として、
①自給粗飼料確保のための飼料生産基盤の整備や優良品種・草種の導入、草地の更新による単収向上、地域未利用資源の積極的な活用、②肉用牛の改良、飼養管理技術の向上、コントラクター組織※等の外部支援組織の利用による低コストで高品質な肉用子牛生産を推進する。

なお、畜産については、①家畜疾病の発生予防及びまん延を防止するため、更なる家畜衛生対策の徹底、②家畜排せつ物の適正な管理等による環境と調和した畜産経営の推進を図る。

- 農産物の販路拡大については、安心・安全で品質の良い県産農畜産物の更なるブランド力の向上に向けて、消費者コミュニケーションの充実・強化を図りながら、「かごしま」を前面に打ち出した取組を展開する。

- 農産物の輸送については、フリーザーコンテナ※及び集出荷予冷施設の効率的利活用を図るなど、鮮度保持対策と新鮮な農畜産物を迅速に低コストで輸送する体制の確立に努める。

また、輸送コストの支援については、流通条件の不利性を改善し、本土産地と同一条件を整えるとともに、生産振興計画に基づく生産基盤の強化を促進する。

- 奄美市公設地方卸売市場については、機能の充実・強化を図るために必要な支援を行う。
- 農産物の付加価値向上については、たんかんやパッションフルーツなどを活用した6次産業化※等を推進し、生産者所得の向上を図り、地域の雇用確保や活性化に資する。

(D) 生産性向上

- 農業技術の開発については、亜熱帯果樹・さとうきび・野菜・花きなどの栽培技術や病害虫防除技術，機械化による省力化技術，土壌管理技術の研究のほか，地域特産物の新用途や商品化のための技術開発，気候変動の影響を緩和する技術や重粘土壌※に対応できる技術開発を推進する。

また，新技術・新品種の普及・定着に向け，地域特性を生かした効率的・効果的な普及指導活動を展開する。

- 省力化や高品質生産に向けて園芸品目やさとうきびにおけるドローン※を活用した生育診断・薬剤散布や畜産における発情発見装置など，ロボット技術やI o T※等を活用したスマート農業※の導入・普及を推進する。
- 特殊病害虫※対策については，ミカンコミバエ，カンキツグリーニング病※等の侵入防止対策に努める。
- 鳥獣被害防止対策については，市町村鳥獣被害対策実施隊※の活動を支援するとともに，「寄せ付けない」，「侵入を防止する」，「個体数を減らす」の3つの取組をソフト・ハード両面にわたり総合的に推進する。

(E) 農業災害対策

- 農業災害対策については，低コストで災害に強いハウス施設，平張施設※や防風林等の積極的な整備促進を図るとともに，農地の防災についても，ため池や用排水施設の整備のほか海岸保全施設※の適切な保全に努める。
- 農業制度資金については，災害が発生した際に，日本政策金融公庫や他の民間金融機関と連携して，被災農家の経営再建を支援する農業制度資金の円滑な融通と既貸付金の償還条件の緩和を図る。

また，関係機関と連携して農業保険（農業共済及び収入保険※）への加入と災害が発生した際の共済金の早期支払いを促進する。特に，さとうきび共済及び園芸施設共済の加入率が低いため，加入拡大を一層促進する。

(F) 農業団体

- 農業協同組合については，今後とも組織・事業の効率化を促進するとともに，地域農業の担い手づくりなど営農指導体制の強化や，広域的なブランド産地づくり，生産販売体制の強化等を促進する。
- 農業共済組合等については，事務の効率化・合理化を図るとともに，多様化する農家ニーズに対応した農業保険（農業共済及び収入保険※）への加入促進等に取り組む。

(G) 安心・安全な農畜産物の安定供給

- 安心・安全な農畜産物の安定供給については，IPM（総合的病害虫・雑草管理）の推進による化学合成農薬の使用低減や，家畜排せつ物を原料とする良質堆肥による健全な土づくりなどにより，環境と調和した農業を推進するとともに，「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）※」などのGAP※の普及等により，食の安心・安全の確保を図る。

(H) 食育及び地産地消

- 食育※・地産地消※については，農林漁業体験や奄美の食材を使った郷土

料理の調理体験などを通じて、地域の農林水産業への理解と食文化の継承を推進する。

また、学校給食や病院等への地域食材の供給や、飲食店、宿泊施設、直売所等における地域食材の活用を促進する。

(I) 農村の振興

- 農村の振興については、集落住民の自主的な話し合い活動を基本に、NPO※法人など地域外の活力も活用した共生・協働の農村（むら）づくり運動※を推進し、豊かな自然や伝統文化を生かしながら、地域住民がゆとりとやすらぎを実感できる農村社会の維持・発展を図る。
- 農地等を保全する地域ぐるみの水土里サークル活動（多面的機能支払交付金）※を推進し、国土保全や水源かん養、景観形成など農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図る。
- 農村環境の整備については、自然環境等との調和を図りながら、集落道路、農業集落排水施設※、営農飲雑用水施設※等の整備を促進し、やすらぎのある農村環境の実現による定住促進を図る。
- 都市と農村の交流については、豊かな自然や伝統文化、亜熱帯性の気候を生かした多彩な農業・農産物など、地域ならではの魅力の発信や、農産物直売所、体験施設、農家民宿などを活用したグリーン・ツーリズム※等の充実を図るとともに、農山漁村滞在型観光をビジネスとして実施できる「農泊※」の受入体制を構築し、観光産業とも連携した農林水産業等の体験・交流を推進する。

B 観光産業

- 観光は経済的に裾野が広く、多くの産業分野に波及効果をもたらす産業であり、奄美大島の地理的・自然的特性を生かすことができることから、地域資源を生かした観光施策の展開を図る。

なお、施策の詳細については、イ(ウ)、ウ(ア)において記載する。

C 情報通信産業

- 光ファイバ※など、地域の特性や実情に応じた情報通信基盤の整備と利活用を促進するとともに、適切な維持管理の確保を図る。
- 地域公共ネットワーク※など公共の情報通信基盤の整備促進及び適切な維持管理の確保を図る。
- 公衆無線LAN※については、外国人観光客の誘客などの観光面や、災害時の情報連絡手段など防災面での活用を図るため、主要な観光・防災拠点における公衆無線LAN※の整備を促進する。
- 災害など非常時の通信手段の確保の観点から、携帯電話の不感地域の解消を図るとともに、次世代高速通信サービスの導入を促進する。
- 奄美市において整備した「奄美ICTプラザかさり」を情報通信産業の振興を図るための拠点施設として活用するほか、高度なICT※利活用能力を有する人材の育成を促進することにより、新たな企業立地や地元企業の育成を促進

する。

さらに、中小製造業者に対しては、関係機関と連携しながら、IoT※・AI※等を活用した生産性向上に向けた取組を推進する。

- ホームページ等を活用した観光や特産品などの情報発信等を行う。

また、(一社)奄美群島観光物産協会等によるホームページなどを活用した特産品販売等の取組を支援する。

- 地上デジタル放送施設の維持管理・更新等に係る住民や放送事業者の負担の軽減を図るとともに、ラジオの難聴取の解消を促進する。

CATV※が整備されている地域については、メディアの特性等を生かして地域の情報通信手段としての機能の維持・向上を図る。

D 地域の特性を生かした産業の振興

(A) 水産業

a 沿岸・沖合漁場の整備開発

- 周辺海域における漁業資源の有効利用を促進し漁業生産力の向上を図るため、魚礁、浮魚礁設置による沿岸・沖合漁場の整備、瀬物類をはじめとした水産資源の管理等を推進する。

b 漁場環境の保全

- 陸上から流出する赤土や海域からの漂着物等による漁場汚染の防止に努めるほか、藻場を再生するため、ホンダワラ類の藻場造成手法の調査研究を推進する。また、サンゴ礁周辺の漁場を守るため、オニヒトデの駆除対策等を支援する。

c 漁港の整備

- 安全な漁業活動を確保するため、漁港施設の長寿命化対策※を計画的に推進するとともに、水産物の生産・流通等の拠点となる古仁屋漁港や大熊漁港において、大規模地震等に備えた漁港施設の強靱化対策を推進する。

d 漁船漁業の振興

- 周辺海域における漁場及び資源の調査、漁場の造成や漁港整備、浮魚礁の積極的な利用や新しい漁具・漁法の導入を推進し、漁業生産力の向上を図る。

漁業資源の適切な管理と有効利用のため、資源の維持・回復への取組を推進するとともに、操業に支障を及ぼすサメの被害対策を促進する。

- 世界自然遺産※登録を見据え、遊漁船業等の海洋レクリエーションや水産資源を活かした体験ツアーの確立等による漁家所得の向上を促進する。

e 栽培漁業の推進

- スジアラ等の地域特産種の種苗生産・放流技術開発や種苗生産技術が確立したシラヒゲウニ等の魚種の放流事業化の検討と併せ、地元における資源の適正管理を促進する。

f 海面養殖業の振興

- カンパチ、クロマグロ等の魚類、真珠、クルマエビ、藻類の養殖業等については、温暖静穏な海域特性を生かしながら、漁場環境の保全、疾病対策等を進め、その振興を図る。

g 流通の合理化、消費の拡大

- 流通の合理化や消費の拡大を図るため、効率的な出荷体制を構築するための施設等の整備や輸送コストを支援するとともに、地元水産物のブランド化を促進する。
- 島内消費の拡大を図るため、加工展示販売施設の整備や魚食普及活動、地産地消※の取組を促進する。

h 水産加工業の振興

- 既存の加工品に加え、世界自然遺産登録を見据え、消費者や観光客等のニーズに対応した加工品の商品化に取り組むとともに、大消費地での商談会等への参加など、島内外で販路拡大を促進する。

i 担い手の確保・育成

- 新たな担い手の確保を図るため、就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため、漁業研修制度や制度資金の充実、中核的な漁業者や漁協青壮年部、女性グループ等の育成や活動促進を行う。

j 漁業協同組合の育成強化

- 漁業協同組合がその役割を十分発揮できるよう、県漁業協同組合連合会など系統組織と連携しながら、経営基盤の強化を促進する。

k 漁村の生活環境の向上と活性化

- 安全で快適な漁村の実現を図るため、生活環境施設や防災安全施設等の整備を促進するとともに、地域水産物の直販施設の整備や奄美大島の水産資源を生かしたブルー・ツーリズム※等の実施等により漁村の活性化を図る。

(B) 林業

a 森林整備の推進

- 森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進する。
- 松くい虫被害対策を講じるとともに、島外からの被害材持ち込み等に対する監視を継続する。

b 林業生産基盤の整備

- 自然環境への影響に十分配慮し、必要に応じ、林道の開設や既設林道の改良・舗装を実施する。

c 木材生産・加工・流通体制の整備

- 森林の保全と利用の調和に配慮し、効率的かつ安定的な木材生産体制

の整備や建築内装材、家具用材等への利用を促進する。

d 特用林産物の振興

- しいたけ、たけのこ、ソテツ等の生産体制や集出荷体制を整備するなど地域特性を生かした特用林産物の産地づくりを推進する。

e 担い手の確保・育成

- 林業技術研修制度等を通じ、林業就業者等の確保・育成を推進するとともに、森林組合については、広域合併による組織体制の充実強化を促進し、組合員の負托に応え得る健全な自立的経営の確立を図る。

f 森林とのふれあいの推進

- 奄美大島の自然や景観を生かした森林の整備・保全を図るとともに、地域住民等の憩いの場等としての利用を促進する。
また、森林ボランティア※の育成など体験学習等の支援体制を整備するとともに、小・中学校等を対象とした森林環境教育を推進する。

g 新たな森林資源の利用及び保全に関する調査研究

- イタジイ等の広葉樹など地域産材の利用拡大や亜熱帯森林の保全等に関する調査研究を推進する。

(C) 商工業

a 工業

(a) 特産品

- 奄美黒糖焼酎については、地域団体商標※や大消費地での物産展等を活用した銘柄確立や国内外への販路拡大を支援する。
また、消費者ニーズに合った商品開発や島内産黒糖使用による付加価値の高い商品など、多様な商品づくりを促進するとともに、焼酎蒸留廃液の農地還元以外の処理システムの確立及び有効活用を促進する。
- 龍郷町の「島育ち館」や瀬戸内町の「せとうち物産館」、「せとうち海の駅」の活用等による地域の豊富な農林水産物を利用した特産品の開発・商品化や物産展・インターネット等を活用した販路拡大を進めるとともに、特産品の製造体験など観光客の体験志向への対応を図る。
- 奄美群島成長戦略ビジョン※などを踏まえ、奄美ブランドを確立するために、群島が一体となって、奄美群島の持つ独自の魅力を産業振興に生かした総合的なプロモーション※を促進する。
- 大島紬については、生活スタイルに合った商品開発を進めるほか、「本場奄美大島紬」の地域団体商標※を有効活用し、ブランド価値を高める産地の取組を支援するなどして、PR及び販路開拓の推進を図る。
- 本場奄美大島紬協同組合における産地卸機能の向上や検査事業の徹底による信用力の向上、ICT※の活用等により、生産者自らが小売業者や消費者に直接販売することも含め、流通経路を多様化する取組を支援する。
- 県工業技術センターにおいては、研究成果の普及や技術支援を通じ、

商品づくりを支援する。

- (公財)奄美群島地域産業振興基金協会の事業により、新商品開発研修会の開催や、原図コンテストによるデザイン力向上等を推進する。

(b) 企業立地

- かがしま製造業振興方針※(平成28年3月改訂)に基づき、企業等への財政支援、環境整備、販売促進支援、人材確保・育成支援、技術支援等を行うとともに、県と市町村が一体となって、特色ある農林水産資源を生かした農林水産資源活用型産業、地理的制約を受けにくい情報関連サービス産業、高付加価値小型部品製造業及び伝統ある本場奄美大島紬を生かした繊維関連産業など、奄美地域の優位性を生かせる業種、またはハンディキャップの克服が可能な業種の企業立地の促進を図る。

また、奄美地域の強みである地域資源を活用した地元企業による新たな事業展開や新事業の創出などを促進する。

b 商業

- 奄美市の中心市街地においては、平成29年3月に国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画※に基づく交流拠点の整備など各種事業の実施や、地域と一体となった魅力ある商店、商店街づくりなどにより、中心市街地活性化を促進する。
- その他の地域においては、消費者ニーズへの対応や地域課題の解決に向けた取組等への支援やキャッシュレス※化の普及を図るなど、地域と一体となった魅力ある商店、商店街づくりを促進するとともに、観光産業とも連携した特産品の開発と販売を促進する。

c 中小企業

- 人口構造の少子化・高齢化による需要の変化など、社会経済の変化に対応した新事業の創出やIOT※・AI※等を活用した県内中小企業の生産性向上等を促進するとともに、意欲ある中小企業者の経営革新への取組等を支援する。
- 中小企業者の経営革新等に向けての自助努力を支援するため、県中小企業融資制度※や中小企業経営革新支援制度※の活用を促進するとともに、(公財)かがしま産業支援センター、商工会議所及び商工会など、関係団体における指導事業の充実や人材育成のための研修会の開催などの事業活動の促進を図る。
- 中小企業者の創業・事業再生・事業承継への支援については、地域経済の活力維持が図られるよう、県中小企業融資制度※や各種支援制度の活用を促進するとともに、金融機関、商工団体等と連携強化を図る。

d 起業支援

- 新たな雇用の創出や地域の活性化等を図るため、創業または事業拡大を行う場合などの設備投資資金、運転資金に対する支援を行うとともに、

関係機関の連携による総合的な支援体制の充実・強化を図り、地域における起業を促進する。

- 若者や女性等による新たな視点からの起業を促進するとともに、県工業技術センターによる地域資源の高度利用に関する研究を推進し、地域企業への移転・実用化を進めるなど、群島内の豊かな地域資源を生かした商品開発等の取組を支援することにより、起業化や新分野展開への取組を促進する。
- 中小製造業者の創業や新分野への進出、規模拡大を目指すための研究開発や設備投資等の取組を支援する。
- 地理的制約を受けにくい情報通信産業の起業化や新事業創出を進めるための拠点施設の活用や人材育成の取組の促進を図る。

(D) 雇用、ワークライフバランス

- 地域の特性を生かした地域産業の育成による地域経済の振興を図ることにより、雇用の創出に努めるとともに、ワークライフバランス※の推進を図る。
- 地域の特性を生かした農林水産業や観光の振興及び大島紬、奄美黒糖焼酎など地場産業の育成による地域経済の振興発展を図る。
- 県と市町村が一体となって、企業の人材確保の促進、立地環境の整備及び企業立地優遇制度の拡充などにより、地域の特性を生かした企業立地の促進を図るとともに、地域の特性及び地元の創意を生かした産業の発展を支援する。
- 高度なICT※利活用能力を有する人材の育成を促進し、各種産業の立地促進や地元企業の育成、競争力の向上を図る。
また、フリーランス※等新たな働き方に係る取組を促進する。
- 各地域の「強み」である地域産業資源を活用した地元企業による新たな事業展開や新事業の創出などを促進することにより、地域経済の振興発展を図るとともに、中小企業経営革新支援制度※や県中小企業融資制度※の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新等へ向けた取組を支援する。
- (公財)かごしま産業支援センターなど、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実強化を図るとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し、関係機関と連携して開発した技術の普及を図ることなどにより、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。
- 地域雇用開発促進法※に基づく地域雇用開発助成金※(地域雇用開発コース)や地域雇用活性化推進事業※等の活用により、雇用機会の拡充等に向けた取組を積極的に推進するとともに、労働者の雇用の安定と拡大を図るために、多様化している企業のニーズに対応した職業能力開発施策を展開する。

- 農業における雇用の創出については、かごしま農業経営相談所※を活用した農業経営の法人化や多角化，企業等の農業参入を促進するとともに，就業希望者への就農相談活動や，奄美市，瀬戸内町の営農支援センターなどによる研修等の実施により新規就農者の確保・育成を図る。
- 水産業・林業における雇用の創出については，関係団体等と連携して，就業希望者への就業相談や研修を行うほか，新規就業者を対象とした技術研修等の実施により，新たな担い手の確保・育成を図る。
- 医療・福祉・介護事業における雇用の創出及び確保については，地域医療を担う人材や，福祉・介護ニーズに的確に対応できるよう人材の育成・確保に取り組むとともに，多様なサービス基盤の確保，民間事業者への事業支援，介護労働者の能力開発の支援，介護労働者の雇用管理の改善を推進する。

(イ) 移住・交流の促進

- 地域の活力維持・活性化に向けて，移住関連情報の発信や移住希望者からの相談対応などを行うとともに，定住促進住宅等の整備を促進する。

イ 世界自然遺産登録などを生かした交流拡大のための方策

(7) 世界自然遺産登録を見据えた取組の推進

A 国立公園等保護地域の管理

- 国の管理運営計画の作成を促進するとともに，国立公園における保護の課題や提供すべきサービス等について総合的に検討し，自然環境の保全，利用施設の整備及び維持管理，利用者サービスの提供など，同計画に基づき，地域の関係者が分担して実施すべき取組を推進する。

B 価値の維持

- 希少種の保護対策については，奄美群島希少野生生物保護対策協議会※において関係機関との調整を進めつつ，その保護のための適切な施策を講じるとともに，モニタリング調査や情報発信等を行うなど，多様な自然の生態系を把握，保全するための取組を進める。

- 生態系及び生物多様性の保全のため，関係機関が連携し，アマミノクロウサギ等のロードキル（交通事故）や希少種の盗採等への対策の推進，外来種の対策としてマングース，ノヤギ，オオキンケイギク等の駆除等を行うほか，ノイヌ，ノネコ等の対策として，飼養動物の適切な飼育管理の徹底を促進するとともに，捕獲等を含めた体制整備を進める。

サンゴ礁の保護・再生対策については，地域のボランティア，NPO※等とも連携して，オニヒトデ等の駆除やモニタリング調査，環境学習等の促進を図る。

- 奄美野生生物保護センターと連携した希少種の生態や生息地等の調査・研究，外来生物対策，保護思想の普及啓発等を総合的に推進するとともに，その活用を図る。
- 過去の人間の活動によって損なわれてきた自然生態系については，より健

全なものに甦らせるための検討を行うとともに、自然公園などの保護地域以外においても、希少種の保護を図る。

- 「奄美群島エコツーリズム推進全体構想※」に基づき、奄美群島エコツーリズム推進協議会による奄美群島認定エコツアーガイド※の育成やツアーの受入体制の整備等を進める。
- 世界自然遺産※登録に伴う観光客数の増加による過剰利用を防止し、自然環境の保全と利用の両立を図るため、「奄美群島持続的観光マスタープラン※」に基づき、利用のルールを作成や奄美自然観察の森の再整備など受入体制の整備を進める。
- 各種事業の実施に当たっては、当該地域の多様で豊かな自然環境への影響に配慮して必要な措置を講じる。

C 気運の醸成

- 世界自然遺産推薦地としての価値の維持の重要性などについて、地域住民の理解と協力を得て、群島が一体となった世界自然遺産登録を見据えた取組を推進する。

また、屋久島など他の世界自然遺産登録地と連携して、登録による成果と保全管理上の課題、持続可能な利用の取組、地域社会が果たす役割等を紹介するセミナー等を開催し、世界自然遺産登録へ向けた地域の気運の醸成を図る。

(イ) 共生ネットワークの形成

- 奄美大島の多様で豊かな自然、その自然と深く関わりながら育まれてきた生活環境、歴史・文化、伝統技術・芸能、特産品等の奄美群島の「宝」を保全・活用するため、こうした「環境文化」をよく知る住民に対する聞き取りを行い、記録に努めるとともに、人と自然が共生する地域づくりにおいては、奄美群島自然共生プラン※に基づき、人と自然が共生するためのネットワークの形成を促進する。
- 奄美群島の自然と文化の関わりや、その多様性・由来等についての調査研究を推進し、知的情報の集積及び情報発信を図る。

(ウ) 群島内外との交流の促進

- 世界遺産や地域特性を生かし国内外のクルーズ船の誘致に取り組む。
- LCC※就航等による交流人口の拡大を生かし、群島間や沖縄間の交通の利便性向上を図りながら、世界自然遺産登録の効果を群島全体へ波及させる取組を推進する。
- 世界自然遺産※登録による観光客増を視野に入れ、国際チャーター便の奄美空港への就航促進に向けた取組の検討を行う。
- 今後も目覚ましい経済発展が期待され、地理的・歴史的にも関係が深いアジア地域との交流を一層促進し、交流人口の増加を図る。
- 地理的・歴史的・文化的につながりの深い沖縄県との県際交流を促進するため、交通や情報通信ネットワークの整備等の交流・連携の基盤づくりを促進するとともに、それぞれの地域の特色ある観光拠点を結んだ観光ネットワークの形成等を

展開する。

特に、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会※を中心に、地域の主体的な取組による官民挙げての交流・連携を促進する。

ウ 滞在型・着地型観光を促進するための方策

(7) 地域資源を生かした観光施策の展開

A 観光資源の活用

- 豊かな地域資源を有効に活用した体験プログラムの充実を図りながら、引き続き、「あまみシマ博覧会※」の実施やエコツーリズム※の推進など、この島ならではの滞在型・着地型観光プログラムづくりを促進する。
- 世界自然遺産登録の効果を最大限発揮するため、世界自然遺産奄美トレイルの設定及びその活用を推進する。
- 奄美大島が有する「鹿児島島のウェルネス※」を再認識し、磨き上げることにより、地域住民の健康づくりに生かすとともに、国内外に効果的に発信することにより、様々な交流を促進する。
- 国内外のスポーツ合宿を誘致するなど、暖かい気候を生かした奄美市のスポーツアイランド構想※を促進する。そのため、名瀬運動公園陸上競技場等のスポーツ施設の整備・充実の促進、ダイビング等のマリンスポーツの大会や個性豊かな各種イベントの開催等を促進する。

B 観光施設等の受入体制の整備

- 奄美パーク・田中一村記念美術館を群島全体の観光拠点として位置付け、黒潮の森マングローブパーク等の観光施設等の相互連携強化を図り、周遊性のある観光ルートづくりに努めるとともに、奄美市や大和村で実施されている集落において奄美ならではの魅力を体験し、宿泊できる取組を支援する。
- 観光客が目的地に円滑に移動できるよう、観光案内標識等を整備するとともに、沿道には、景観及び自然環境に配慮した植栽等を行い、地域住民との協働による適切な維持管理の下に快適性の向上を図る。
- 2020年に鹿児島県で開催する国体も見据え、国内外のトップアスリート等のスポーツ合宿にも対応できる質の高い環境を提供するため、スポーツ施設の整備・充実を促進する。
- 観光事業者等のおもてなしの向上、観光案内機能の充実、島コーディネーター※の活用、観光ガイドや奄美群島地域通訳案内士※等の人材の育成・確保や組織化など、観光客の受入体制の整備・強化を図る。
- キャッシュレス※化など、新たなニーズに対応した観光施設や宿泊施設等の整備・充実を促進する。

C 観光交通体系の整備

- 航空路線については、県管理空港の着陸料軽減や運航費補助などにより、奄美～各島間路線等の維持・確保を図るとともに、東京、大阪、那覇等を結ぶ路線において、「奄美群島振興交付金」を活用し、観光客等に対する航空運賃の軽減を実施することで、同島の交流人口拡大を図ってきたところである。

引き続き、路線の維持・確保を図りつつ、更なる交流人口拡大に向けた施策を推進する。

- 群島内外を結んだ周遊型観光を推進するため、空港・港湾等の交通拠点の整備を促進する。
- 航路については、群島各島や鹿児島、沖縄間を結ぶ航路において、「奄美群島振興交付金」を活用し、観光客等に対する航路運賃の軽減を実施することで、同島の交流人口拡大を図ってきたところである。引き続き、更なる交流人口の拡大に向けた施策を推進する。
- 群島内の島々を観光船等で周遊できるクルージングネットワーク※の形成を図るとともに、クルーズ船や定期船による観光交流を振興するために既設施設の有効活用を含めた受入環境の整備を図る。
- 空港や港等へのアクセス向上を図るため、国道58号等の幹線道路や観光地間を結ぶ県道等の整備を引き続き推進する。
主要観光ルートとなる縦貫・循環道路等の整備を推進するとともに、休憩展望等のための駐車場や公衆トイレ等を整備するほか、奄美群島らしい景観が保全されるよう路傍植栽等の管理に努める。
観光客の利便性向上を図るため、定期観光バスや観光タクシー等の整備・充実について各島内の関係事業者等による検討を促す。

D 魅力ある観光情報の発信

- メディアやSNS※等の各種媒体を積極的に活用し、国内外への魅力ある観光情報の発信に努める。
奄美パークを奄美群島全体の観光・情報発信の拠点として活用する。
- 県外の旅行会社等を対象としたセールスや招請の実施、旅行会社が企画する商品化の支援などの取組を進め、奄美大島の認知度向上とともに、更なる誘客を図る。

E 地場産業との連携

- 農林水産業や大島紬等の特産品の地場産業と連携し、多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や、奄美の自然、文化等を生かした特産品、土産品の開発・提供を促進する。

F アジアをはじめとする海外を視野に入れた観光政策の推進

- 今後増加が見込まれるアジアをはじめとする海外からの観光客を視野に入れ、多言語によるインターネット等での情報発信や外国語併記の観光案内標識等の設置を推進する。

(イ) 愛着を育む地域文化の継承、創造

- 奄美大島の風土に根ざした豊かな地域文化を振興するため、優れた芸術文化や固有の伝統文化に直にふれあう機会を創出するとともに、奄美パークや各種文化施設の積極的活用を図る。
- 天然記念物の保護・管理や史跡の整備を促進するなど、地域の文化財の保存・活用及び愛護思想の普及・高揚を図る。

また、学校教育や社会教育の場で、島唄や八月踊りなどの伝統文化の保存・伝承及び伝統文化を披露する機会を創出する取組を進めるほか、体験交流等を推進し、固有の文化等を継承・活用する活動を促進する。

エ 奄美群島が抱える条件不利性の改善

(7) 運賃，輸送コストの軽減

- 沖縄県と比べて割高な奄美群島の航空運賃及び航路運賃について、運賃軽減を継続するとともに、住民に準ずる者に対しても支援をする。
- 消費地に農林水産物を出荷する際の輸送コストを軽減するための支援を継続するとともに、加工品及び原材料等の輸送コストの軽減を図る。
- 交流人口拡大に向けた航空・航路の更なる需要喚起を図る。

また、LCC※就航等による交流人口の拡大を生かし、群島間や沖縄間の交通の利便性向上を図りながら、世界自然遺産※登録の効果を群島全体へ波及させる取組を推進する。

(イ) 物価の軽減

- 国の支援制度により、離島のガソリン価格の引き下げが行われているが、石油製品等価格は本土と比べ割高となっているため、安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行う。

(ウ) 交通基盤の整備

A 航空交通

- 航空機の安全運航の確保及び航空輸送需要の動向に対応した空港施設の更新・改良に努める。
- 離島航空路線に係る補助や着陸料の軽減措置等の支援に努めながら、航空路線の維持を図る。

また、東京、大阪、福岡、沖縄など群島内外の路線拡充のための取組を進める。

B 海上交通

- 名瀬港については、群島内の物流・人流の拠点としての機能向上のために、引き続き外郭施設や係留施設、臨港道路の整備を推進するとともに、港湾施設の適正な維持管理や既存施設の老朽化対策に努める。

また、高齢者を含む利用者の利便性や安全性の向上のため、旅客ターミナル及び周辺のバリアフリー※対策に努めるとともに、大規模地震発生後の防災拠点ともなる緑地の整備を推進する。

なお、本港区においては、奄美市が進める「まちづくり事業」と連携した名瀬港本港地区（マリンタウン地区）整備事業による都市機能の向上を図り、安全性、効率性、快適性の高い港湾空間の形成を図る。

- 古仁屋港及び市町村港湾については、港湾施設の適正な維持管理や既存施設の老朽化対策の推進に努める。
- 離島航路の維持・改善に努める。

また、航路運賃の軽減による住民の生活利便性の向上等を図る。

C 陸上交通

- 奄美大島を縦貫する幹線の国道 58 号については、奄美市名瀬周辺の交通混雑の緩和や、残されたあい路区間の解消を図るとともに、国道 58 号の代替路線や災害に強い道づくりの整備に努め、奄美空港や大島本島南部の中心地瀬戸内町古仁屋等から群島の中心都市奄美市名瀬や名瀬港へのアクセス向上を図り、島内交通の円滑化を推進する。
- 災害に強い道路づくりを進めていくため、道路防災総点検等に基づいた防災対策を優先的に進める。
- 老朽化する道路ストックを適切に維持管理するため、計画的に維持・修繕を進める。
- 路線バスについては、地元市町村と連携して、引き続き、必要な路線の維持を図るとともに、コミュニティバス※やデマンド型交通※など、地域の実情に合わせた多様な運行形態への転換を促進する。

(I) 防災及び国土保全

A 消防防災の充実

- 消防ポンプ自動車や高規格救急自動車※等資機材の整備を促進するとともに、救急救命士の養成を図るなど、常備消防体制の充実・強化を図る。
- 防火水槽等、消防施設の整備を促進するとともに、消防団員加入促進と活動の活性化に努める。
- 住民や防災関係機関等への迅速・的確な情報提供体制の整備、災害危険箇所の掌握点検・周知徹底、要配慮者対策の推進や自主防災組織※の結成・育成等による住民の防災意識の高揚を図るなど、地域防災対策の強化に努める。
また、集中豪雨や台風、地震・津波等による災害の未然防止を図るため、防災関連施設の総合的な整備や避難施設の機能強化、通信設備の整備など防災対策を推進する。
- 災害時における相互応援体制の連携・強化や消防・防災ヘリコプター及び奄美ドクターヘリを活用した迅速な応急対策の推進、救急医療体制の強化など災害支援体制の充実に努める。

B 治山対策の推進

- 荒廃山地の早期復旧と山地災害の未然防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した治山対策を推進するとともに、既存施設の点検補修等を図る。
また、山地防災ヘルパー等を活用した危険地区の周知などハード・ソフトが連携した防災対策を推進する。
- 農地や人家等における風害・潮害の防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した海岸防災林の計画的な整備を図る。
また、防災林の適切な管理に努めるとともに、施設点検や補修等の実施による老朽化対策を推進する。
- 保安林の適正な管理を図るとともに、森林に関する自然条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、計画的に保安林指定を推進する。

C 治水対策の推進

- 自然環境や生態系等に十分留意し、河川の氾濫等による浸水被害の軽減や再度災害防止を図るとともに、既存施設の老朽化対策の推進に努める。
- 大和川の洪水対策と大和村の生活用水を確保するため、大和ダムの適切な維持管理に努める。
- 土砂災害の未然防止や、早期復旧を図るため、人家や公共施設、要配慮者利用施設※等を保全する土砂災害防止施設の計画的な整備を進めるとともに、既存施設の老朽化対策を推進する。
- 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定、土砂災害警戒情報や雨量水位情報等の防災情報提供等を推進し、市町村の警戒避難体制の整備を促進する。

気候変動により施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予測されるため、地域社会機能の継続性を確保することを目的として、水防災意識社会の再構築※を目指した取組を推進する。

D 海岸保全の推進

- 台風常襲地帯であり、また、近年、地震活動が活発であることから、高潮や津波等による災害を防止するため、自然環境や生態系等にも配慮した海岸保全施設の整備及び既存施設の老朽化対策を推進する。

E 港湾整備の推進

- 大規模地震発生後の避難・救助・復旧作業等に対応する海上交通ルートを確保するため、名瀬港では、防災拠点ともなる緑地等の整備を進めるとともに、既存施設の老朽化対策の推進に努める。

オ 奄美群島の生活基盤の確保・充実

(7) 保健医療福祉

A 保健医療

(A) 健康づくりの推進

- 脳卒中をはじめとする生活習慣病の発症及び重症化予防を図るため、健康かごしま 21※や各市町村健康増進計画※に基づき、住民の生活習慣の改善への取組を進めるとともに、医療保険者等が行う特定健康診査、特定保健指導※等の保健事業を総合的に促進する。
- 安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、適切な妊婦健診の受診、不妊治療の受診に対する交通費等の支援、総合的な小児医療・周産期医療※の充実など、母子保健医療対策の充実を図る。

(B) 保健医療体制の総合的整備

- 地域住民の健康の保持及び増進を図るため、名瀬保健所を地域保健対策の広域的かつ専門的・技術的拠点として充実を図るとともに、市町村をはじめ健康関連団体を支援し、住民による主体的な健康づくり活動を促進する。
- 複雑化・多様化する住民の健康問題に適切に対応するため、今後とも、

市町村保健師の計画的確保や資質向上に努める。

- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療の環境を整備するために、多職種による医療と介護の連携強化や住民への普及啓発等の取組を強化する。

- 地域の医療を確保するため、医療支援体制の充実や施設・設備の整備を支援するなど、へき地診療所の診療機能の充実を図るとともに、医師をはじめとした医療従事者の安定的確保を図る。

また、へき地医療拠点病院※である県立大島病院を中心とした群島内の医療連携体制の充実を図る。

- 県立大島病院においては、高度医療機器を更新するなど診療機能の充実・強化に努める。

また、地域救命救急センターの救急医療体制等を充実させるとともに、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減を図るため、フライトドクター等の養成・確保により、奄美ドクターヘリの安定運用を図る。

- 地域医療構想調整会議※を通じた医療機関相互の協議を促進し、病床機能の分化・連携を推進する。

B ハブ対策

- ハブ個体数を減少させ咬傷者を減らすため、引き続き生きハブの買上を実施するとともに、住環境からのハブ駆除と、自然の中でのハブとの共存法を研究する。

さらに、住民に最新情報を含めたハブの危険性とその対処方法について普及啓発を行うとともに、観光客等に最新のハブ情報の提供、発信等に努める。

- 携帯用毒吸出器の活用の周知を図るとともに、「はぶウマ抗毒素※」を市町村や医療機関に配備し、咬傷時の緊急治療対策等の充実を図る。

C 社会福祉

(A) 高齢者福祉対策の充実

- 高齢者が、長年の経験の中で培ってきた知識や技能を生かして積極的に社会参加し生きがいのある生活を送れるよう、地域社会の担い手として、生活づくり、地域づくり、健康づくりへの主体的参加を促進する県民総ぐるみの「すこやか長寿社会運動※」を積極的に展開する。

(B) 介護サービスの確保

- 介護保険制度については、市町村に対し、安定的かつ適切な事業運営等が図られるよう支援を行うほか、高齢者の状態に応じた適切な介護サービス提供基盤の確保や各種研修等を通じた介護サービスの質の確保・向上等に努める。

高齢者が安心して在宅での生活を続けられるよう、介護予防や認知症対策、在宅医療等を推進するとともに、地域包括支援センター※を中心とした地域包括ケア体制※の強化・推進を図る。

(C) 障害者福祉対策の充実

- 障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進める。
- 障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり等、地域の社会資源を活用した体制の整備を進める。
- 障害児について、早期発見や早期支援とともに、身近な地域で安心して療育が受けられる支援体制の整備を進める。

(D) 児童福祉対策の充実

- 国の子ども・子育て支援新制度を踏まえ、児童福祉施設の整備や運営に関する適正な水準を確保するとともに、老朽施設の改築等による生活・保育環境の整備や保育所等における多様な保育需要に対応した特別保育の実施促進、放課後児童の健全育成を図るための放課後児童クラブ※の設置促進など、健やかに子どもを産み育てられる環境づくりを図る。
- 児童虐待防止対策については、児童相談所や市町村・警察等の各関係機関による緊密な連携を図り、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応に努める。

(E) 母子・寡婦・父子家庭の福祉対策の充実

- 母子・寡婦・父子家庭に対し、就業支援講習会の開催や福祉資金の貸付等により社会的・経済的な自立を促進する。
- 家庭生活支援員の派遣や生活・生業等についての相談、指導などの施策を推進する。

(F) 地域福祉の推進

- 高齢者支援のための総合的な窓口である地域包括支援センター※の機能強化を図るとともに、自治会等の地域に身近な機関と連携するなど、高齢者など援護を必要とする方々を地域ぐるみで見守る地域見守りネットワークづくりや住民参加による市町村地域福祉計画※策定の促進を図る。
- 福祉施設におけるワークキャンプ※や福祉活動体験等を通じて、ボランティアやNPO※活動の促進を図るとともに、市町村社会福祉協議会の基盤強化等に努める。

(イ) 教育及び人材育成

A 教育

(A) 学校教育の充実

- 個に応じた指導の充実に努めるとともに、地域の伝統・文化や豊かな自然を生かした体験活動を取り入れるなど、特色ある教育活動の充実を図る。
また、学校間の交流学習を促進するとともに、インターネット等のI C

T※を活用した「分かる」授業※の推進や児童生徒の情報活用能力の育成を図る。

- 小中学校の校舎やへき地教員宿舎等については、計画的な非構造部材の耐震化や老朽化対策を促進するとともに、県立学校の校舎等についても同様に整備を推進する。
- 高等学校においては、学校が地域や家庭と連携しながら「開かれた教育課程」の実現を目指すとともに、教員の授業改善及び生徒の自己学習力や学ぶ意欲の向上など学力向上に向けた総合的な取組を推進し、将来の地域産業を担う人材の育成を目指し、高校生のインターンシップ※や企業訪問等の取組を促進する。
- 本地域内の一部町村には高等学校等がないため、他市町の高等学校等へ進学する生徒への修学支援に努める。
- 特別支援教育※については、県立大島養護学校のセンター的機能※の充実を図りながら、個別の教育支援計画等に基づき、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズにこたえるために、関係機関が連携・協働して体制整備を推進する。

また、特別支援学校高等部支援教室の充実に努める。

- 鹿児島大学大学院が開講している奄美サテライト教室※の受講科目の拡充や受講生確保のため、広報活動の強化及び円滑な運営を促進するなど、奄美群島における高等教育機能の充実に努める。

また、専修学校については、離島地域において時代のニーズに即応した高度な専門的技術や知識を持った人材を育成する専門教育機関として健全な発達が図られるよう、支援に努める。

さらに、放送大学については、県立奄美図書館内の放送大学学習室（センター外視聴室）の利用促進を図る。

また、国内外の大学等が行っている無料オンライン講座等の遠隔教育の利用促進を図るため、その普及啓発に努める。

(B) 生涯学習の充実

- 生涯学習や地域文化振興の拠点となる公民館、図書館、文化会館等の機能の充実と整備を促進する。
- 奄美の産業・文化の調査・研究を含む、県立短期大学の教育研究活動の具体的な内容を積極的に地域発信する奄美サテライト講座を開講することにより、学習の場を提供する。
- 県立奄美図書館を奄美群島における拠点図書館として、地域全体の図書館ネットワークを形成するとともに、奄美群島に関する情報発信等の機能を拡充する。

また、図書館情報システムへの全市町村の参加を促進する。

- かごしま県民大学中央センター、市町村、大学等と連携して、生涯学習推進体制の充実を図り、多様で高度な学習機会を提供する。

- 県子ども読書活動推進計画※に基づいた取組を促進する。
- 地域スポーツの振興を図るため、社会体育施設の整備を促進する。
スポーツ・レクリエーション活動を積極的に促進して、地域住民のスポーツ活動への参加意欲を喚起する。

B 人材育成

(A) 地域を支える人材の育成・確保

- 将来の地域産業を担う人材の育成を目指し、高校生のインターンシップ※や企業訪問等の取組を促進する。
- 青少年の自立の精神と豊かな感性のかん養、国際的感覚やふるさとを愛する心の醸成を目的とした青少年育成県民運動を家庭・学校・職場・地域等が一体となって積極的に推進する。
- 鹿児島大学大学院が開講している奄美サテライト教室※の機能充実に向けて、受講科目の拡充や受講生確保のため、広報活動の強化及び円滑な運営を促進する。

また、専修学校については、離島地域において時代のニーズに即応した高度な専門的技術や知識を持った人材を育成する専門教育機関としての役割が発揮されるよう、その支援に努める。

さらに、放送大学については、県立奄美図書館内の放送大学学習室（センター外視聴室）の利用促進を図る。

- かごしま県民大学中央センターや県立奄美図書館等の機能を生かした多様で高度な学習機会を提供する。
- 学術研究等を通じた関係人口の増加や奄美研究の集積を図る取組を促進する。

(B) 暮らしを支える担い手の育成・確保

- 地域の保健・福祉・医療を確保するため、医師をはじめとした医療従事者や福祉・介護人材の育成や安定的確保に努める。

また、地域において、社会貢献活動を担うボランティア、NPO※等の人材育成を促進する。

- 地域の伝統文化を担う人材の育成を図るため、奄美大島固有の郷土芸能や伝統行事等に触れる機会の確保に努めるとともに、その保存・継承を促進する。
- 環境教育・環境学習等を推進し、地球環境を守るかごしま県民運動※を進める人材の育成を図る。
- 希少野生動植物等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

(C) 産業を支える人材の育成・確保

- 農業における人材育成については、就農相談活動の実施、農業次世代人材投資資金※の活用のほか、奄美市、瀬戸内町の営農支援センターなどを活用した研修による新規就農者の育成を推進するとともに、市町村担い手育

成総合支援協議会の経営改善支援活動により、農業法人を含む認定農業者の確保・育成を図る。

また、家族経営協定の締結や地域農産物を利用した農産物加工・販売等の起業活動を促進するなど女性が能力を発揮できる環境整備を促進する。

- 水産業における人材育成については、新たな担い手の確保を図るため、就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため、漁業研修制度や制度資金の充実、中核的な漁業者や漁協青壮年部、女性グループ等の育成や活動促進を行う。
- 林業技術研修制度等を通じ、林業就業者等の育成を推進する。
- 新事業の創出や起業化の促進、製造業を支える人材の育成など、関係機関と連携を図りながら、起業家や中小企業等の人材育成を図る。
- 奄美特有の観光資源を活用した地域観光（エコツアーガイド認定制度※による質の高いサービス提供等）を担う人材を育成する。

増加が見込まれる外国人観光客等への対応については、奄美群島地域通訳案内士※等の育成・確保を促進する。

(7) 生活環境

A 水道

- 安全で安定した生活用水の確保による快適な生活環境を維持するため、未普及地域の水道施設整備や新たな水源の確保、既設の水道施設の統合整備や老朽化施設の更新及び耐震化を図るとともに広域的な連携を促進する。

B 都市基盤

- 秩序ある市街地の形成と良好・快適な都市環境を確保するため、奄美市における土地区画整理などの都市基盤施設の整備促進を図る。

また、都市における良好な生活環境の確保等のため、都市公園等の整備を促進する。

- 生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。併せて、老朽化した施設の計画的な改築を行うことで機能維持を図る。
- 火葬場については、老朽化した焼却施設等の更新や、機能維持と将来の火葬需要を踏まえた建替えを促進する。

C 住環境の整備

- 公営住宅については、住まいのセーフティネット※の役割を踏まえつつ、地域の実情や課題に応じた良質な住宅の供給を図るため、建替や改善等の手法を適切に選択しながら、住宅の長寿命化と良質なストックの維持に努める。

また、民間事業者の活用や空き家の活用により公営住宅を補完する住まいの確保を検討する。

- 奄美市については、奄美市中心市街地活性化基本計画※に基づき、賑わいと活気に溢れた中心市街地の形成を促進する。

D 安全・安心まちづくりの推進

- 犯罪の未然防止や交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、通学路等の交通安全施設についても計画的な整備を進める。

E 地域環境の保全

- 良好な地域環境を維持するため、市町村と連携を図りながら、大気環境や水環境の保全及び騒音や悪臭等の防止に努める。
- 海岸漂着物対策については、「県海岸漂着物対策推進地域計画※」に基づき、関係機関との連携を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理等を推進する。
- ヤンバルトサカヤスデについては、地域の実情に応じた効果的な駆除方法やまん延防止対策、環境整備等について普及啓発を図る。

F 循環型社会の形成

- ごみ処理については、リサイクルセンターを整備中であり、ごみの減量化・リサイクルを引き続き促進していく。

また、家電リサイクルについては、引き続き市町村・関係団体と連携しながら、指定引取場所の設置や海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施等の促進を図るほか、自動車リサイクルについても、海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施の促進を図る。

小型家電リサイクルについては、回収体制の整備など、その円滑な実施の促進を図る。

ごみの不法投棄については、住民や排出事業者等に対する意識の啓発、不適正処理に関する監視指導の徹底など適正処理の推進を図る。

- し尿処理については、し尿と生活雑排水を同時に処理する公共下水道や農業集落排水施設※、漁業集落排水施設※及び合併処理浄化槽※の整備を引き続き促進していく。併せて、老朽化した施設の計画的な改築を行うことで機能維持を図る。
- 産業廃棄物については、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに、産業廃棄物処理施設の整備を促進する。

また、家畜排せつ物については、処理施設の整備を進め、適正処理の徹底に努めるとともに、堆肥としての利活用を促進する。

さらに、建設廃棄物については、発生量の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底に努める。

G 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施

- 道路、河川、農業農村整備など公共事業の実施に当たっては、世界自然遺産※登録を見据えて、「公共事業における環境配慮指針※」に基づく野生生物の生息・生育・繁殖環境や良好な景観の形成に配慮した事業実施に向けた支援策の検討、自然環境に対する理解や配慮ができる人材や関係者に適切な指導助言ができる人材の確保・育成、施工業者等に対する希少種や環境配慮の基本的知識等に関する研修会の実施などを推進する。

さらに、赤土等流出防止対策については、公共事業等の各段階での対策、各種防止技術の調査研究及び開発事業者や施工業者等への啓発、指導徹底を

図る。

また、農用地等からの流出防止の必要性等についても、農業者や地域住民等に対する普及啓発を図る。

(エ) 資源・エネルギー

A 水資源

- 既存水源の有効利用を図りながら、老朽化したため池等の改修を推進し、水資源の安定確保に努める。
- 多様な森林整備を行い、水源かん養機能の強化を図る。

B 再生可能エネルギー

- 今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、自然公園等の保護地域や希少な動植物等への影響にも十分配慮し、再生可能エネルギー導入ビジョン 2018※に基づいて、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進する。

C 電力

- 電力の需給状況等の的確な把握に努め、電力の安定供給の確保を促進する。

カ 地域主体の取組の促進

(7) 共生・協働の地域社会※づくり

- 地域コミュニティ、NPO※、企業などの多様な主体が連携・協力し、地域で支え合う奄美の良き伝統や地域資源を生かしながら、地域課題の解決や地域の豊かな未来づくりに向けて、ビジネスの手法も活用した持続可能な取組が活発に行われる地域社会の形成を促進する。

3 加計呂麻島、請島、与路島の振興方策

(1) 地域の概要

加計呂麻島は、面積約77km²と3島の中では最大の島であり、散在する大小30の集落に約1,200人が居住している。大部分が林野であり、耕地面積はわずかである。奄美大島の古仁屋から瀬相及び生間にそれぞれ町営の定期フェリーが就航しているほか、民営の小型定期船が運航されており、通院や買物など日常生活を支える交通手段として重要な役割を果たすとともに、観光客にも利用されている。島内は、入り組んだ入江沿いに道路があり、島の東端から西端まで車で約1時間かかるなど、不便な交通事情を抱えている。

農業が中心で、肉用牛を基幹品目にさとうきびや野菜との複合経営が行われているほか、水産業では大島海峡の静穏な海域を利用して真珠の養殖等が行われている。

請島は、加計呂麻島の南方に位置し、面積約13km²、人口は約80人で2つの集落があり、古仁屋港との間を町営定期船が1日1往復している。肉用牛と養豚の生産が営まれているほか、電照菊やソテツの実を特産品として出荷している。

与路島は、請島の西方に位置し、面積約9km²、1つの集落に約80人が居住している。請島と同様、古仁屋との間を町営定期船が1日1往復している。肉用牛の生産が営まれているほか、ソテツの実を特産品として出荷している。

請島，与路島ともに古仁屋港との定期航路は，小型船で外海を経由するため欠航率が高く，交通条件は群島の中でも特に厳しい地域となっている。

(2) 施策の展開

ア 定住を促進するための方策

(7) 産業の振興

A 農業

(A) 担い手の確保・育成

- 担い手の確保・育成については，就農相談活動の実施，農業次世代人材投資資金※の活用により新規就農者を確保する。

瀬戸内町の営農支援センターや先進農家での研修を通じた新規就農者の育成を推進する。

瀬戸内町担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動により，農業法人を含む認定農業者※の確保・育成を図る。

また，家族経営協定の締結や地域農産物を利用した農産物加工・販売等の起業活動を促進するなど，女性農業者が能力を発揮できる環境を整備するとともに，農業機械の共同利用組織や農作業の受託組織の育成など，高齢農業者も参加しやすい地域営農の取組を推進する。

(B) 農地利用，基盤整備等

- 農地利用については，共有者不明農地の貸借も含めた農地中間管理事業の活用や農業委員会による農地のあっせん活動などによる担い手への農地の集積・集約化の取組を加速化する。

また，農業委員会の農地パトロール等を通じて，農地の利用状況の把握に努めながら，各般の施策を活用した耕作放棄地の発生防止・解消を推進し，優良農地の確保を図る。

なお，担い手等が不足し，耕作放棄地の多い地域等においては，企業等の農業参入を促進するとともに，簡易な基盤整備等の推進により耕作放棄地の解消を図る。

- 農業生産基盤については，赤土流出防止など自然環境等への影響にも配慮し，土層改良による土づくり等を促進するとともに，造成された各種施設のライフサイクルコスト※の低減と長寿命化を図る。

また，土地の有効利用を図るため，地籍調査事業をこれまで以上に推進する。

(C) 付加価値の高い生産，販売，流通

- 農畜産物の生産振興については，きび酢や黒糖の原料であるさとうきびの安定生産，キクなど収益性の高い園芸品目，地場向け野菜，放牧経営を基本とした低コストな肉用子牛の生産拡大等を図る。

- 肉用牛については，さとうきびや園芸作物との複合経営を基本として，

①自給粗飼料確保のための飼料生産基盤の整備や優良品種・草種の導入，草地の更新による単収向上，地域未利用資源の積極的な活用，②肉用牛の

改良，飼養管理技術の向上，コントラクター組織※等の外部支援組織の利用による低コストで高品質な肉用子牛生産を推進する。

なお，畜産については，①家畜疾病の発生予防及びまん延を防止するため，更なる家畜衛生対策の徹底，②家畜排せつ物の適正な管理等による環境と調和した畜産経営の推進を図る。

- 農産物の販路拡大については，安心・安全で品質の良い県産農畜産物の更なるブランド力の向上に向けて，消費者コミュニケーションの充実・強化を図りながら，「かごしま」を前面に打ち出した取組を展開する。
- 農産物の輸送については，フリーザーコンテナ※等の効率的利活用を図るなど，鮮度保持対策と新鮮な農畜産物を迅速に低コストで輸送する体制の確立に努める。

また，輸送コストの支援については，流通条件の不利性を改善し，本土産地と同一条件を整えるとともに，生産振興計画に基づく生産基盤の強化を促進する。

- 農産物の付加価値向上については，さとうきびなどを活用した6次産業化※等を推進し，生産者所得の向上を図り，地域の雇用確保や活性化に資する。

(D) 生産性向上

- 農業技術の開発については，亜熱帯果樹・さとうきび・野菜・花きなどの栽培技術や病虫害防除技術，機械化による省力化技術，土壌管理技術の研究のほか，地域特産物の新用途や商品化のための技術開発，気候変動の影響を緩和する技術や重粘土壌※に対応できる技術開発を推進する。

また，新技術・新品種の普及・定着に向け，地域特性を生かした効率的・効果的な普及指導活動を展開する。

- 省力化や高品質生産に向けて園芸品目やさとうきびにおけるドローン※を活用した生育診断・薬剤散布や畜産における発情発見装置など，ロボット技術やIOT※等を活用したスマート農業※の導入・普及を推進する。
- 特殊病虫害※対策については，ミカンコミバエ，カンキツグリーンング病※等の侵入防止対策に努める。
- 鳥獣被害防止対策については，市町村鳥獣被害対策実施隊※の活動を支援するとともに，「寄せ付けない」，「侵入を防止する」，「個体数を減らす」の3つの取組をソフト・ハード両面にわたり総合的に推進する。

(E) 農業災害対策

- 農業災害対策については，低コストで災害に強いハウス施設，平張施設※や防風林等の積極的な整備促進を図るとともに，高潮等による農地の被害を防止するため海岸の保全に努める。
- 農業制度資金については，災害が発生した際に，日本政策金融公庫や他の民間金融機関と連携して，被災農家の経営再建を支援する農業制度資金の円滑な融通と既貸付金の償還条件の緩和を図る。

また、関係機関と連携して農業保険（農業共済及び収入保険※）への加入と災害が発生した際の共済金の早期支払いを促進する。特に、園芸施設共済の加入率が低いため、加入拡大を一層促進する。

(F) 農業団体

- 農業協同組合については、今後とも組織・事業の効率化を促進するとともに、地域農業の担い手づくりなど営農指導体制の強化や、広域的なブランド産地づくり、生産販売体制の強化等を促進する。
- 農業共済組合等については、事務の効率化・合理化を図るとともに、多様化する農家ニーズに対応した農業保険（農業共済及び収入保険）への加入促進等に取り組む。

(G) 安心・安全な農畜産物の安定供給

- 安心・安全な農畜産物の安定供給については、IPM（総合的病害虫・雑草管理）の推進による化学合成農薬の使用低減や、家畜排せつ物を原料とする良質堆肥による健全な土づくりなどにより、環境と調和した農業を推進するとともに、「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）※」などのGAP※の普及等により、食の安心・安全の確保を図る。

(H) 食育及び地産地消

- 食育※・地産地消※については、農林漁業体験や奄美の食材を使った郷土料理の調理体験などを通じて、地域の農林水産業への理解と食文化の継承を推進する。

また、学校給食や病院等への地域食材の供給や、飲食店、宿泊施設、直売所等における地域食材の活用を促進する。

(I) 農村の振興

- 農村の振興については、集落住民の自主的な話し合い活動を基本に、NPO※法人など地域外の活力も活用した共生・協働の農村（むら）づくり運動※を推進し、豊かな自然や伝統文化を生かしながら、地域住民がゆとりとやすらぎを実感できる農村社会の維持・発展を図る。
- 農地等を保全する地域ぐるみの水土里サークル活動（多面的機能支払交付金）※を推進し、国土保全や水源かん養、景観形成など農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図る。
- 農村環境の整備については、自然環境等との調和を図りながら、集落道路、農業集落排水施設※、営農飲雑用水施設※等の整備を促進し、やすらぎのある農村環境の実現による定住促進を図る。
- 都市と農村の交流については、豊かな自然や伝統文化、亜熱帯性の気候を生かした多彩な農業・農産物など、地域ならではの魅力の発信や、農産物直売所、体験施設、農家民宿などを活用したグリーン・ツーリズム※等の充実を図るとともに、農山漁村滞在型観光をビジネスとして実施できる「農泊※」の受入体制を構築し、観光産業とも連携した農林水産業等の体験・交流を推進する。

B 観光産業

- 観光は経済的に裾野が広く、多くの産業分野に波及効果をもたらす産業であり、加計呂麻島、請島、与路島の地理的・自然的特性を生かすことができることから、地域資源を生かした観光施策の展開を図る。

なお、施策の詳細については、イ(ウ)、ウ(ア)において記載する。

C 情報通信産業

- 光ファイバ※など、地域の特性や実情に応じた情報通信基盤の整備と利活用を促進するとともに、適切な維持管理の確保を図る。
- 地域公共ネットワーク※など公共の情報通信基盤の適切な維持管理の確保を図る。
- 公衆無線LAN※については、外国人観光客の誘客などの観光面や、災害時の情報連絡手段など防災面での活用を図るため、主要な観光・防災拠点における公衆無線LAN※の整備を促進する。
- 災害など非常時の通信手段の確保の観点から、携帯電話の不感地域の解消を図るとともに、次世代高速通信サービスの導入を促進する。
- 関係機関と連携しながら、中小製造業者が行うIOT※・AI※等を活用した生産性向上に向けた取組を推進する。
- ホームページ等を活用した観光や特産品などの情報発信等を行う。
また、(一社)奄美群島観光物産協会等によるホームページなどを活用した特産品販売等の取組を支援する。
- 地上デジタル放送施設の維持管理・更新等に係る住民や放送事業者の負担の軽減を図るとともに、ラジオの難聴取の解消を促進する。

D 地域の特性を生かした産業の振興

(A) 水産業

a 沿岸・沖合漁場の整備開発

- 周辺海域における漁業資源の有効利用を促進し漁業生産力の向上を図るため、魚礁、浮魚礁設置による沿岸・沖合漁場の整備、瀬物類をはじめとした水産資源の管理等を推進する。

b 漁場環境の保全

- 陸上から流出する赤土や海域からの漂着油等による漁場汚染の防止に努めるほか、藻場※を再生するため、ホンダワラ類の藻場※造成手法の調査研究を推進する。また、サンゴ礁周辺の漁場を守るため、オニヒトデの駆除対策等を支援する。

c 漁港の整備

- 安全な漁業活動を確保するため、漁港施設の長寿命化対策※を計画的に推進する。

d 漁船漁業の振興

- 周辺海域における漁場及び資源の調査、漁場の造成や漁港整備、浮魚礁の積極的な利用や新しい漁具・漁法の導入を推進し、漁業生産力の向

上を図る。

- 世界自然遺産※登録を見据え、遊漁船業等の海洋レクリエーションや水産資源を活かした体験ツアーの確立等による漁家所得の向上を促進する。

e 栽培漁業の推進

- スジアラ等の地域特産種の種苗生産・放流技術開発や種苗生産技術が確立したシラヒゲウニ等の魚種の放流事業化の検討と併せ、地元における資源の適正管理を促進する。

f 海面養殖業の振興

- 真珠、貝類養殖業等については、温暖静穏な海域特性を生かしながら、漁場環境の保全、疾病対策等を進め、その振興を図る。

g 流通の合理化、消費の拡大

- 島内消費の拡大を図るため、加工展示販売施設の整備や魚食普及活動※、地産地消※の取組を促進する。

h 水産加工業の振興

- 既存の加工品に加え、世界自然遺産登録を見据え、消費者や観光客等のニーズに対応した加工品の商品化に取り組むとともに、大消費地での商談会等への参加など、島内外で販路拡大を促進する。

i 担い手の確保・育成

- 新たな担い手の確保を図るため就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため、漁業研修制度や制度資金の充実、中核的な漁業者や漁協青壮年部、女性グループ等の育成や活動促進を行う。

j 漁業協同組合の育成強化

- 漁業協同組合がその役割を十分発揮できるよう、県漁業協同組合連合会など系統組織と連携しながら、経営基盤の強化を促進する。

k 漁村の生活環境の向上と活性化

- 安全で快適な漁村の実現を図るため、生活環境施設や防災安全施設等の整備を促進するとともに、地域水産物の直販施設の整備や加計呂麻島、請島、与路島の水産資源を生かしたブルー・ツーリズム※等により漁村の活性化を図る。

(B) 林業

a 森林整備の推進

- 森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進する。

- 松くい虫被害対策を講じるとともに、島外からの被害材持ち込み等に対する監視を継続する。

b 林業生産基盤の整備

- 自然環境への影響に十分配慮し、必要に応じ、既設林道の改良・舗装を実施する。
- c 特用林産物の振興
 - ソテツの生産体制や集出荷体制を整備するなど地域特性を生かした特用林産物の産地づくりを推進する。
- d 森林とのふれあいの推進
 - 加計呂麻島、請島、与路島の自然や景観を生かした森林の整備・保全を図るとともに、地域住民等の憩いの場等としての利用を促進する。
また、森林ボランティア※の育成など体験学習等の支援体制を整備するとともに、小・中学校等を対象とした森林環境教育を推進する。
- e 新たな森林資源の利用及び保全に関する調査研究
 - イタジイ等の広葉樹など地域産材の利用拡大や亜熱帯森林の保全等に関する調査研究を推進する。
- (C) 商工業
 - a 工業
 - (a) 特産品
 - 島内で生産されているさとうきびを利用した黒糖や、地域団体商標※を取得した「かけろまきび酢」、自然海塩等の健康や癒しをテーマにした特産品の生産振興を促進するとともに、物産展・インターネット等を活用した販路拡大を図る。
 - 奄美群島成長戦略ビジョン※などを踏まえ、奄美ブランドを確立するために、群島が一体となって、奄美群島の持つ独自の魅力を産業振興に生かした総合的なプロモーション※を促進する。
 - (b) 企業立地
 - かごしま製造業振興方針※（平成 28 年 3 月改訂）に基づき、企業等への財政支援、環境整備、販売促進支援、人材確保・育成支援、技術支援等を行うとともに、県と市町村が一体となって、特色ある農林水産資源を生かした農林水産資源活用型産業、地理的制約を受けにくい情報関連サービス産業、高付加価値小型部品製造業及び伝統ある本場奄美大島紬を生かした繊維関連産業など、奄美地域の優位性を生かせる業種、またはハンディキャップの克服が可能な業種の企業立地の促進を図る。
また、奄美地域の強みである地域資源を活用した地元企業による新たな事業展開や新事業の創出などを促進する。
 - b 中小企業
 - 人口構造の少子化・高齢化による需要の変化など、社会経済の変化に対応した新事業の創出や I o T※・A I※等を活用した県内中小企業の生産性向上等を促進するとともに、意欲ある中小企業者の経営革新への取組等を支援する。

- 中小企業者の経営革新等に向けての自助努力を支援するため、県中小企業融資制度※や中小企業経営革新支援制度※の活用を促進するとともに、（公財）かごしま産業支援センター及び商工会など、関係団体における指導事業の充実や人材育成のための研修会の開催などの事業活動の促進を図る。
- 中小企業者の創業・事業再生・事業承継への支援については、地域経済の活力維持が図られるよう、県中小企業融資制度※や各種支援制度の活用を促進するとともに、金融機関、商工団体等と連携強化を図る。

c 起業支援

- 新たな雇用の創出や地域の活性化等を図るため、創業または事業拡大を行う場合などの設備投資資金、運転資金に対する支援を行うとともに、関係機関の連携による総合的な支援体制の充実・強化を図り、地域における起業を促進する。
- 若者や女性等による新たな視点からの起業を促進するとともに、県工業技術センターによる地域資源の高度利用に関する研究を推進し、地域企業への移転・実用化を進めるなど、群島内の豊かな地域資源を生かした商品開発等の取組を支援することにより、起業化や新分野展開への取組を促進する。
- 中小製造業者の創業や新分野への進出、規模拡大を目指すための研究開発や設備投資等の取組を支援する。

(D) 雇用、ワークライフバランス

- 地域の特性を生かした地域産業の育成による地域経済の振興を図ることにより、雇用の創出に努めるとともに、ワークライフバランス※の推進を図る。
- 地域の特性を生かした農林水産業や観光の振興及び大島紬、奄美黒糖焼酎など地場産業の育成による地域経済の振興発展を図る。
- 県と市町村が一体となって、企業の人材確保の促進、立地環境の整備及び企業立地優遇制度の拡充などにより、地域の特性を生かした企業立地の促進を図るとともに、地域の特性及び地元の創意を生かした産業の発展を支援する。
- 高度なICT※利活用能力を有する人材の育成を促進し、各種産業の立地促進や地元企業の育成、競争力の向上を図る。
- 各地域の「強み」である地域産業資源を活用した地元企業による新たな事業展開や新事業の創出などを促進することにより、地域経済の振興発展を図るとともに、中小企業経営革新支援制度※や県中小企業融資制度※の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新等へ向けた取組を支援する。
- （公財）かごしま産業支援センターなど、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実強化を図るとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研

究を推進し、関係機関と連携して開発した技術の普及を図ることなどにより、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。

- 地域雇用開発促進法※に基づく地域雇用開発助成金※（地域雇用開発コース）や地域雇用活性化推進事業※等の活用により、雇用機会の拡充等に向けた取組を積極的に推進するとともに、労働者の雇用の安定と拡大を図るために、多様化している企業のニーズに対応した職業能力開発施策を展開する。
- 農業における雇用の創出については、かごしま農業経営相談所※を活用した農業経営の法人化や多角化、企業等の農業参入を促進するとともに、就業希望者への就農相談活動や、瀬戸内町の営農支援センターなどによる研修等の実施により新規就農者の確保・育成を図る。
- 医療・福祉・介護事業における雇用の創出及び確保については、地域医療を担う人材や、福祉・介護ニーズに的確に対応できるよう人材の育成・確保に取り組むとともに、多様なサービス基盤の確保、民間事業者への事業支援、介護労働者の能力開発の支援、介護労働者の雇用管理の改善を推進する。

(イ) 移住・交流の促進

- 地域の活力維持・活性化に向けて、移住関連情報の発信や移住希望者からの相談対応などを行うとともに、定住促進住宅等の整備を促進する。

イ 世界自然遺産登録などを生かした交流拡大のための方策

(7) 世界自然遺産登録を見据えた取組の推進

A 国立公園等保護地域の管理

- 国の管理運営計画の作成を促進するとともに、国立公園における保護の課題や提供すべきサービス等について総合的に検討し、自然環境の保全、利用施設の整備及び維持管理、利用者サービスの提供など、同計画に基づき、地域の関係者が分担して実施すべき取組を推進する。

B 価値の維持

- 希少種の保護対策については、奄美群島希少野生生物保護対策協議会※において関係機関との調整を進めつつ、その保護のための適切な施策を講じるとともに、モニタリング調査や情報発信等を行うなど、多様な自然の生態系を把握、保全するための取組を進める。
- 生態系及び生物多様性の保全のため、関係機関が連携し、希少種のロードキル（交通事故）や盗採等への対策の推進、外来種の対策としてノヤギ、オオキンケイギク等の駆除等を行うほか、ノイヌ、ノネコ等の対策として、飼養動物の適切な飼育管理の徹底を促進するとともに、捕獲等を含めた体制整備を進める。

サンゴ礁の保護・再生対策については、地域のボランティア、NPO※等とも連携して、オニヒトデ等の駆除やモニタリング調査、環境学習等の促進を

図る。

- 奄美野生生物保護センターと連携した希少種の生態や生息地等の調査・研究，外来生物対策，保護思想の普及啓発等を総合的に推進するとともに，その活用を図る。
- 過去の人間の活動によって損なわれてきた自然生態系については，より健全なものに甦らせるための検討を行うとともに，自然公園などの保護地域以外においても，希少種の保護を図る。
- 「奄美群島エコツーリズム推進全体構想※」に基づき，奄美群島エコツーリズム推進協議会による奄美群島認定エコツアーガイド※の育成やツアーの受入体制の整備等を進める。
- 世界自然遺産※登録に伴う観光客数の増加による過剰利用を防止し，自然環境の保全と利用の両立を図るため，「奄美群島持続的観光マスタープラン※」に基づき，利用のルールを作成や受入体制の整備を進める。
- 各種事業の実施に当たっては，当該地域の多様で豊かな自然環境への影響に配慮して必要な措置を講じる。

C 気運の醸成

- 世界自然遺産推薦地としての価値の維持の重要性などについて，地域住民の理解と協力を得て，群島が一体となった世界自然遺産登録を見据えた取組を推進し，世界自然遺産登録へ向けた地域の気運の醸成を図る。

(イ) 共生ネットワークの形成

- 加計呂麻島，請島，与路島の多様で豊かな自然，その自然と深く関わりながら育まれてきた生活環境，歴史・文化，伝統技術・芸能，特産品等の奄美群島の「宝」を保全・活用するため，こうした「環境文化」をよく知る住民に対する聞き取りを行い，記録に努めるとともに，人と自然が共生する地域づくりにおいては，奄美群島自然共生プラン※に基づき，人と自然が共生するためのネットワークの形成を促進する。
- 奄美群島の自然と文化の関わりや，その多様性・由来等についての調査研究を推進し，知的情報の集積及び情報発信を図る。

(ウ) 群島内外との交流の促進

- 奄美大島へのLCC※就航等による交流人口の拡大を生かし，古仁屋と加計呂麻島，請島，与路島を結ぶ航路など奄美大島間の交通の利便性向上を図りながら，世界自然遺産※登録の効果をこれらの島にも波及させる取組を推進する。
- 今後も目覚ましい経済発展が期待され，地理的・歴史的にも関係が深いアジア地域との交流を一層促進し，交流人口の増加を図る。
- 地理的・歴史的・文化的につながりの深い沖縄県との県際交流を促進するため，交通や情報通信ネットワークの整備等の交流・連携の基盤づくりを促進するとともに，それぞれの地域の特色ある観光拠点を結んだ観光ネットワークの形成等を展開する。

特に，奄美・やんばる広域圏交流推進協議会※を中心に，地域の主体的な取組

による官民挙げての交流・連携を促進する。今後も目覚ましい経済発展が期待され、地理的・歴史的にも関係が深いアジア地域との交流を一層促進し、交流人口の増加を図る。

ウ 滞在型・着地型観光を促進するための方策

(7) 地域資源を生かした観光施策の展開

A 観光資源の活用

- 豊かな地域資源を有効に活用した体験プログラムの充実を図りながら、引き続き、「あまみシマ博覧会※」の実施やエコツーリズム※の推進など、この島ならではの滞在型・着地型観光プログラムづくりを促進する。
- 世界自然遺産登録の効果を群島各島へ波及させるため、世界自然遺産奄美トレイルの設定及びその活用を推進する。
- 加計呂麻島、請島、与路島が有する「鹿児島県のウェルネス※」を再認識し、磨き上げることにより、地域住民の健康づくりに生かすとともに、国内外に効果的に発信することにより、様々な交流を促進する。

B 観光施設等の受入体制の整備

- 観光の拠点となる「加計呂麻島展示・体験交流館」（諸鈍地区）など、滞在型・着地型観光に対応した観光施設等の整備を進めるとともに、こうした施設や海上タクシー等を活用した観光ルートづくりに努める。
- 観光客が目的地に円滑に移動できるよう、観光案内標識等を整備するとともに、沿道には、景観及び自然環境に配慮した植栽等を行い、地域住民との協働による適切な維持管理の下に快適性の向上を図る。
- 観光事業者等のおもてなしの向上、観光案内機能の充実、島コーディネーター※の活用、観光ガイドや奄美群島地域通訳案内士※等の人材の育成・確保や組織化など、観光客の受入体制の整備・強化を図る。

C 観光交通体系の整備

- 群島内外を結んだ周遊型観光を推進するため、港湾等の交通拠点の整備を促進する。
- 古仁屋の「せとうち海の駅」を拠点として、加計呂麻島、請島、与路島、徳之島等を観光船等で周遊できるクルージングネットワーク※の形成を促進する。
- 港と島内の観光地を結ぶ縦貫道路の整備を引き続き推進する。

D 魅力ある観光情報の発信

- メディアやSNS※等の各種媒体を積極的に活用し、国内外への魅力ある観光情報の発信に努める。

奄美パークを奄美群島全体の観光・情報発信の拠点として活用する。

- 県外の旅行会社等を対象としたセールスや招請の実施、旅行会社が企画する商品化の支援などの取組を進め、認知度向上とともに、更なる誘客を図る。

E 地域産業との連携

- 農林水産業等の地域産業と連携し、多彩な体験プログラムの提供等による

体験型観光の推進や、地元農林水産物を活用した特産品、土産品の開発・提供を促進する。

F アジアをはじめとする海外を視野に入れた観光政策の推進

- 今後増加が見込まれるアジアをはじめとする海外からの観光客を視野に入れ、多言語によるインターネット等での情報発信や外国語併記の観光案内標識等の設置を推進する。

(イ) 愛着を育む地域文化の継承，創造

- 各島の風土に根ざした豊かな地域文化を振興するため、優れた芸術文化や固有の伝統文化に直にふれあう機会を創出する。
- 天然記念物の保護・管理や史跡の整備を促進するなど、地域の文化財の保存・活用及び愛護思想の普及・高揚を図る。

また、学校教育や社会教育の場で、島唄や諸鈍シバヤ、八月踊りなどの伝統文化の保存・伝承及び伝統文化を披露する機会を創出する取組を進めるほか、体験交流等を推進し、固有の文化等を継承・活用する活動を促進する。

エ 奄美群島が抱える条件不利性の改善

(7) 運賃，輸送コストの軽減

- 沖縄県と比べて割高な奄美群島の航空運賃及び航路運賃について、運賃軽減を継続するとともに、住民に準ずる者に対しても支援をする。
- 消費地に農林水産物を出荷する際の輸送コストを軽減するための支援を継続するとともに、加工品及び原材料等の輸送コストの軽減を図る。
- 交流人口拡大に向けた航空・航路の更なる需要喚起を図る。

また、LCC※就航等による交流人口の拡大を生かし、群島間や沖縄間の交通の利便性向上を図りながら、世界自然遺産※登録の効果を群島全体へ波及させる取組を推進する。

(イ) 物価等の軽減

- 国の支援制度により、離島のガソリン価格の引き下げが行われているが、石油製品等価格は本土と比べ割高となっているため、安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行う。
- 島外車検に伴う車両航送費の負担軽減を図るための支援措置の実現に向けて取り組む。

(ウ) 交通基盤の整備

A 海上交通

- 加計呂麻島、請島、与路島の各港では、漁船等の安全な係留のため、小型船だまりの整備を推進するとともに、港湾施設の適正な維持管理や既存施設の老朽化対策の推進に努める。
- 離島航路の維持・改善に努める。

また、航路運賃の軽減による住民の生活利便性の向上、観光の振興等を図る。

B 陸上交通

- 加計呂麻島においては、島内の各集落と港を結ぶ一般県道安脚場実久線の整備を推進し、交通の円滑化や住民の利便性向上に努める。
- 災害に強い道路づくりを進めていくため、道路防災総点検等に基づいた防災対策を優先的に進める。
- 老朽化する道路ストックを適切に維持管理するため、計画的に維持・修繕を進める。
- 廃止路線代替バス※については、引き続き、必要な路線の維持を図るとともに、コミュニティバス※やデマンド型交通※など、地域の実情に合わせた多様な運行形態への転換を促進する。

(イ) 防災及び国土保全

A 消防防災の充実

- 常備消防体制の充実・強化、防火水槽等の消防施設の整備を促進するとともに、消防団員加入促進と活動の活性化に努める。
- 住民や防災関係機関等への迅速・的確な情報提供体制の整備、災害危険箇所の掌握点検・周知徹底、要配慮者対策の推進や自主防災組織※の結成・育成等による住民の防災意識の高揚を図るなど、地域防災対策の強化に努める。また、集中豪雨や台風、地震・津波等による災害の未然防止を図るため、防災関連施設の総合的な整備や避難施設の機能強化、通信設備の整備など防災対策を推進する。
- 災害時における相互応援体制の連携・強化や消防・防災ヘリコプター及び奄美ドクターヘリを活用した迅速な応急対策の推進、救急医療体制の強化など災害支援体制の充実に努める。

B 治山対策の推進

- 荒廃山地の早期復旧と山地災害の未然防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した治山対策を推進するとともに、既存施設の点検補修等を図る。また、山地防災ヘルパー等を活用した危険地区の周知などハード・ソフトが連携した防災対策を推進する。
- 農地や人家等における風害・潮害の防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した海岸防災林の計画的な整備を図る。また、防災林の適切な管理に努めるとともに、施設点検や補修等の実施による老朽化対策を推進する。
- 保安林の適正な管理を図るとともに、森林に関する自然条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、計画的に保安林指定を推進する。

C 治水対策の推進

- 自然環境や生態系等に十分留意し、河川の氾濫等による浸水被害の軽減や再度災害防止を図るとともに、既存施設の老朽化対策の推進に努める。
- 土砂災害の未然防止や、早期復旧を図るため、人家や公共施設、要配慮者利用施設※等を保全する土砂災害防止施設の計画的な整備を進めるとともに、既存施設の老朽化対策を推進する。

- 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定，土砂災害警戒情報や雨量情報等の防災情報提供等を推進し，町の警戒避難体制の整備を促進する。
気候変動により施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予測されるため，地域社会機能の継続性を確保することを目的として，水防災意識社会の再構築※を目指した取組を推進する。

D 海岸保全の推進

- 台風常襲地帯であり，また，近年，地震活動が活発であることから，高潮や津波等による災害を防止するため，自然環境や生態系等にも配慮した海岸保全施設の整備及び既存施設の老朽化対策を推進する。

オ 奄美群島の生活基盤の確保・充実

(7) 保健医療福祉

A 保健医療

(A) 健康づくりの推進

- 脳卒中をはじめとする生活習慣病の発症及び重症化予防を図るため，健康かごしま 21※や各市町村健康増進計画※に基づき，住民の生活習慣の改善への取組を進めるとともに，医療保険者等が行う特定健康診査，特定保健指導※等の保健事業を総合的に促進する。
- 安心して子どもを産み育てる環境づくりのため，適切な妊婦健診の受診，不妊治療の受診に対する交通費等の支援，総合的な小児医療・周産期医療※の充実など，母子保健医療対策の充実を図る。

(B) 保健医療体制の総合的整備

- 地域住民の健康の保持及び増進を図るため，名瀬保健所を地域保健対策の広域的かつ専門的・技術的拠点として充実を図るとともに，市町村をはじめ健康関連団体を支援し，住民による主体的な健康づくり活動を促進する。
- 複雑化・多様化する住民の健康問題に適切に対応するため，今後とも，市町村保健師の計画的確保や資質向上に努める。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう，在宅医療の環境を整備するために，多職種による医療と介護の連携強化や住民への普及啓発等の取組を強化する。
- 保健医療については，瀬戸内町へき地診療所による巡回診療を実施する。
また，施設・設備の整備を支援するなど，へき地診療所の診療機能の充実を図るほか，医師をはじめとした医療従事者の安定的確保を図る。
- 県立大島病院においては，地域救命救急センターの救急医療体制を充実させるとともに，重症患者の救急搬送体制の強化を図る。
また奄美ドクターヘリの安定運用を図る。

B ハブ対策

- ハブ個体数を減少させ咬傷者を減らすため，引き続き生きハブの買上を実施するとともに，住環境からのハブ駆除と，自然の中でのハブとの共存法を

研究する。

さらに、住民に最新情報を含めたハブの危険性とその対処方法について普及啓発を行うとともに、観光客等に最新のハブ情報の提供、発信等に努める。

- 携帯用毒吸出器の活用の周知を図るとともに、「はぶウマ抗毒素※」を市町村や医療機関に配備し、咬傷時の緊急治療対策等の充実を図る。

C 社会福祉

(A) 高齢者福祉対策の充実

- 高齢者が、長年の経験の中で培ってきた知識や技能を生かして積極的に社会参加し生きがいのある生活を送れるよう、地域社会の担い手として、生活づくり、地域づくり、健康づくりへの主体的参加を促進する県民総ぐるみの「すこやか長寿社会運動※」を積極的に展開する。

(B) 介護サービスの確保

- 介護保険制度については、市町村に対し、安定的かつ適切な事業運営等が図られるよう支援を行うほか、高齢者の状態に応じた適切な介護サービス提供基盤の確保や各種研修等を通じた介護サービスの質の確保・向上等に努める。

高齢者が安心して在宅での生活を続けられるよう、介護予防や認知症対策、在宅医療等を推進するとともに、地域包括支援センター※を中心とした地域包括ケア体制※の強化・推進を図る。

(C) 障害者福祉対策の充実

- 障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進める。
- 障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり等、地域の社会資源を活用した体制の整備を進める。
- 障害児について、早期発見や早期支援とともに、身近な地域で安心して療育が受けられる支援体制の整備を進める。

(D) 児童福祉対策の充実

- 国の子ども・子育て支援新制度を踏まえ、児童福祉施設の整備や運営に関する適正な水準を確保するとともに、老朽施設の改築等による生活・保育環境の整備や保育所等における多様な保育需要に対応した特別保育の実施促進、放課後児童の健全育成を図るための放課後児童クラブ※の設置促進など、健やかに子どもを産み育てられる環境づくりを図る。
- 児童虐待防止対策については、児童相談所や市町村・警察等の各関係機関による緊密な連携を図り、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応に

努める。

(E) 母子・寡婦・父子家庭の福祉対策の充実

- 母子・寡婦・父子家庭に対し、就業支援講習会の開催や福祉資金の貸付等により社会的・経済的な自立を促進する。
- 家庭生活支援員の派遣や生活・生業等についての相談、指導などの施策を推進する。

(F) 地域福祉の推進

- 高齢者支援のための総合的な窓口である地域包括支援センター※の機能強化を図るとともに、自治会等の地域に身近な機関と連携するなど、高齢者など援護を必要とする方々を地域ぐるみで見守る地域見守りネットワークづくりや住民参加による町地域福祉計画※策定の促進を図る。
- 老人福祉施設宿泊体験研修等を通じて、ボランティアやNPO※活動の促進を図る。

(イ) 教育及び人材育成

A 教育

(A) 学校教育の充実

- 個に応じた指導の充実に努めるとともに、地域の伝統・文化や豊かな自然を生かした体験活動を取り入れるなど、特色ある教育活動の充実を図る。
また、学校間の交流学习を促進するとともに、インターネット等のICT※を活用した「分かる」授業※の推進や児童生徒の情報活用能力の育成を図る。
- 小中学校の校舎やへき地教員宿舎等については、計画的な非構造部材の耐震化や老朽化対策を促進する。
- 本地域内には高等学校等がないため、他の地域の高等学校等へ進学する生徒への修学支援に努める。
- 特別支援教育※については、県立大島養護学校のセンター的機能※の充実を図りながら、個別の教育支援計画等に基づき、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズにこたえるために、関係機関が連携・協働して体制整備を推進する。
また、特別支援学校高等部支援教室の充実に努める。
- 国内外の大学等が行っている無料オンライン講座等の遠隔教育の利用促進を図るため、その普及啓発に努める。

(B) 生涯学習の充実

- 生涯学習や地域文化振興の拠点となる公民館、図書館、文化会館等の機能の充実と整備を促進する。
- かごしま県民大学中央センター、市町村、大学等と連携して、生涯学習推進体制の充実を図り、多様で高度な学習機会を提供する。
- 県子ども読書活動推進計画※に基づいた取組を促進する。
- 地域スポーツの振興を図るため、社会体育施設の整備を促進する。

スポーツ・レクリエーション活動を積極的に促進して、地域住民のスポーツ活動への参加意欲を喚起する。

B 人材育成

(A) 地域を支える人材の育成・確保

- 郷土に根ざした学校教育を推進する。
- 青少年の自立の精神と豊かな感性のかん養，国際的感覚やふるさとを愛する心の醸成を目的とした青少年育成県民運動を家庭・学校・職場・地域等が一体となって積極的に推進する。
- かがしま県民大学中央センターや県立奄美図書館等の機能を生かした多様で高度な学習機会を提供する。

(B) 暮らしを支える担い手の育成・確保

- 地域の保健・福祉・医療を確保するため，医師をはじめとした医療従事者や福祉・介護人材の育成や安定的確保に努める。
また，地域において，社会貢献活動を担うボランティア，NPO※等の人材育成を促進する。
- 地域の伝統文化を担う人材の育成を図るため，各島固有の郷土芸能や伝統行事等に触れる機会の確保に努めるとともに，その保存・継承を促進する。
- 環境教育・環境学習等を推進し，地球環境を守るかがしま県民運動※を進める人材の育成を図る。
- 希少野生動植物等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

(C) 産業を支える人材の育成・確保

- 農業における人材育成については，就農相談活動の実施，農業次世代人材投資資金※の活用のほか，瀬戸内町の営農支援センターなどを活用した研修による新規就農者の育成を推進するとともに，瀬戸内町担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動により，農業法人を含む認定農業者の確保・育成を図る。

また，家族経営協定の締結や地域農産物を利用した農産物加工・販売等の起業活動を促進するなど女性が能力を発揮できる環境整備を促進する。

- 奄美特有の観光資源を活用した地域観光（エコツアーガイド認定制度※による質の高いサービス提供等）を担う人材を育成する。

増加が見込まれる外国人観光客等への対応については，奄美群島地域通訳案内士※等の育成・確保を促進する。

(7) 生活環境

A 水道

- 安全で安定した生活用水の確保による快適な生活環境を維持するため，新たな水源の確保や老朽化施設の更新及び耐震化を図るとともに，必要に応じて未普及地域の水道施設整備の促進を図る。

B 都市基盤

- 生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。

C 安全・安心まちづくりの推進

- 犯罪の未然防止や交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、通学路等の交通安全施設についても計画的な整備を進める。

D 地域環境の保全

- 良好な地域環境を維持するため、市町村と連携を図りながら、大気環境や水環境の保全及び騒音や悪臭等の防止に努める。
- 海岸漂着物対策については、「県海岸漂着物対策推進地域計画※」に基づき、関係機関との連携を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理等を推進する。
- ヤンバルトサカヤスデについては、地域の実情に応じた効果的な駆除方法やまん延防止対策、環境整備等について普及啓発を図る。

E 循環型社会の形成

- ごみ処理については、請島・与路島における小型焼却炉による焼却等以外は奄美大島側で処理を行っており、ごみの減量化・リサイクルを引き続き促進していく。

また、家電リサイクルについては、引き続き町・関係団体と連携しながら、指定引取場所の設置や海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施等の促進を図るほか、自動車リサイクルについても、海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施の促進を図る。

小型家電リサイクルについては、回収体制の整備など、その円滑な実施の促進を図る。

ごみの不法投棄については、住民や排出事業者等に対する意識の啓発、不適正処理に関する監視指導の徹底など適正処理の推進を図る。

- し尿処理については、引き続き、し尿と生活雑排水を同時に処理する合併処理浄化槽※の整備を促進する。
- 産業廃棄物については、廃棄物の減量化・リサイクルを推進する。
また、家畜排せつ物については、処理施設の整備を進め、適正処理の徹底に努めるとともに、堆肥としての利活用を促進する。
さらに、建設廃棄物については、発生量の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底に努める。

F 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施

- 道路、河川、農業農村整備など公共事業の実施に当たっては、世界自然遺産※登録を見据えて、「公共事業における環境配慮指針※」に基づく野生生物の生息・生育・繁殖環境や良好な景観の形成に配慮した事業実施に向けた支援策の検討、自然環境に対する理解や配慮ができる人材や関係者に適切な指導助言ができる人材の確保・育成、施工業者等に対する希少種や環境配慮の基本的知識等に関する研修会の実施などを推進する。

さらに、赤土等流出防止対策については、公共事業等の各段階での対策、各種防止技術の調査研究及び開発事業者や施工業者等への啓発、指導徹底を図る。

また、農用地等からの流出防止の必要性等についても、農業者や地域住民等に対する普及啓発を図る。

(イ) 資源・エネルギー

A 水資源

○ 地域の特性に応じた水資源の確保、保全及び有効利用を図る。

B 再生可能エネルギー

○ 今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、自然公園等の保護地域や希少な動植物等への影響にも十分配慮し、再生可能エネルギー導入ビジョン 2018※に基づいて、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進する。

C 電力

○ 電力の需給状況等の的確な把握に努め、電力の安定供給の確保を促進する。

カ 地域主体の取組の促進

(7) 共生・協働の地域社会※づくり

○ 地域コミュニティ、NPO※、企業などの多様な主体が連携・協力し、地域で支え合う奄美の良き伝統や地域資源を生かしながら、地域課題の解決や地域の豊かな未来づくりに向けて、ビジネスの手法も活用した持続可能な取組が活発に行われる地域社会の形成を促進する。

4 喜界島の振興方策

(1) 地域の概要

喜界島は、航路距離で本土から377km、奄美市名瀬から65kmの奄美大島の東方海上に位置し、面積は約57km²、喜界町の1町に約7,200人が居住している。

山岳、河川はほとんどなく、耕地面積が全体の約4割を占めている。航空路では、鹿児島空港と1日2往復、奄美空港と1日3往復の定期便で結ばれており、航路では、週5便の定期船で鹿児島、奄美大島、徳之島等と結ばれている。

農業が盛んで、さとうきびを中心に野菜、畜産との複合経営が営まれており、今後、地下ダムを活用した畑地かんがいにより、高付加価値農業が期待できるほか、水産業は一本釣漁業、曳縄漁業が盛んで、クルマエビやウミブドウの養殖も営まれている。

平成27年度に光ブロードバンド整備事業が完了し、インターネット通信網の接続サービスが開始された。

(2) 施策の展開

ア 定住を促進するための方策

(7) 産業の振興

A 農業

(A) 担い手の確保・育成

- 担い手の確保・育成については、就農相談活動の実施、農業次世代人材投資資金※の活用により新規就農者を確保する。

喜界町営農支援センターや先進農家での研修を通じた新規就農者の育成を推進する。

喜界町担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動により、農業法人を含む認定農業者※の確保・育成を図る。

また、家族経営協定の締結や地域農産物を利用した農産物加工・販売等の起業活動を促進するなど、女性農業者が能力を發揮できる環境を整備するとともに、農業機械の共同利用組織や農作業の受託組織の育成など、高齢農業者も参加しやすい地域営農の取組を推進する。

(B) 農地利用，基盤整備等

- 農地利用については、共有者不明農地の貸借も含めた農地中間管理事業の活用や農業委員会による農地のあっせん活動などによる担い手への農地の集積・集約化の取組を加速化する。

また、農業委員会の農地パトロール等を通じて、農地の利用状況の把握に努めながら、各般の施策を活用した耕作放棄地の発生防止・解消を推進し、優良農地の確保を図る。

なお、担い手等が不足し、耕作放棄地の多い地域等においては、企業等の農業参入を促進するとともに、簡易な基盤整備等の推進により耕作放棄地の解消を図る。

- 農業生産基盤については、赤土流出防止など自然環境等への影響にも配慮し、地下ダムやため池等を活用した畑地かんがい、区画整理、農道等の整備、土層改良による土づくり等を促進するとともに、収益性の高い品目を導入し、農業生産性の向上と農業経営の安定を図るため、地下ダム等の建設による新たな水源の確保や農業水利施設を推進する。

また、土地の有効利用を図るため、地籍調査事業をこれまで以上に推進する。

(C) 付加価値の高い生産，販売，流通

- さとうきびについては、需要に応じた生産量の確保を図るため、収穫面積の維持に努めるとともに、かんがい施設を活用したかん水の徹底、適期管理、地域に適した品種の普及等により単収の向上を図る。

また、機械化一貫体系の普及・確立や品目別経営安定対策※の対象となる担い手・生産者組織の育成など、より効率的な生産体制への誘導を図るとともに、粗糖生産においては、国内産糖の価格競争力の強化と働き方改革を踏まえた効率化に努めるなど、さとうきび生産農家の経営安定と製糖企業の健全な運営を促進する。

- 野菜・果樹・花きについては、トマト、ブロッコリー等の露地野菜、マンゴー、キク類等の栽培技術の向上、特色ある在来種や新規品目への取組、平張施設※等の防風施設、低コストで災害に強いハウス施設等の生産施設の

整備を推進するとともに、畑地かんがい施設を活用した産地育成を図る。

- ごまについては、さとうきびとの輪作を基本に、契約栽培を推進するとともに、省力機械化体系や安定生産技術の確立を図る。
- 肉用牛については、さとうきびや園芸作物との複合経営を基本として、
①自給粗飼料確保のための飼料生産基盤の整備や優良品種・草種の導入、
草地の更新による単収向上、地域未利用資源の積極的な活用、②肉用牛の
改良、飼養管理技術の向上、コントラクター組織※等の外部支援組織の利用
による低コストで高品質な肉用子牛生産を推進する。

なお、畜産については、①家畜疾病の発生予防及びまん延を防止するため、更なる家畜衛生対策の徹底、②家畜排せつ物の適正な管理等による環境と調和した畜産経営の推進を図る。

- 農産物の販路拡大については、安心・安全で品質の良い県産農畜産物の更なるブランド力の向上に向けて、消費者コミュニケーションの充実・強化を図りながら、「かごしま」を前面に打ち出した取組を展開する。
- 農産物の輸送については、フリーザーコンテナ※及び集出荷予冷施設の効率的利活用を図るなど、鮮度保持対策と新鮮な農畜産物を迅速に低コストで輸送する体制の確立に努める。

また、輸送コストの支援については、流通条件の不利性を改善し、本土産地と同一条件を整えるとともに、生産振興計画に基づく生産基盤の強化を促進する。

- 農産物の付加価値向上については、ごまなどを活用した6次産業化※等を推進するとともに、特に白ごまについては、ブランド化に向けた支援をしながら、生産者所得の向上を図り、地域の雇用確保や活性化に資する。

(D) 生産性向上

- 農業技術の開発については、亜熱帯果樹・さとうきび・野菜・花きなどの栽培技術や病虫害防除技術、機械化による省力化技術、土壌管理技術の研究のほか、在来種を含む地域特産物の新用途や商品化のための技術開発、気候変動の影響を緩和する技術や重粘土壌※に対応できる技術開発を推進する。

また、新技術・新品種の普及・定着に向け、地域特性を生かした効率的・効果的な普及指導活動を展開する。

- 省力化や高品質生産に向けて園芸品目やさとうきびにおけるドローン※を活用した生育診断・薬剤散布や畜産における発情発見装置など、ロボット技術やIOT※等を活用したスマート農業※の導入・普及を推進する。
- 特殊病虫害※対策については、ミカンコミバエ、カンキツグリーンング病※等の侵入防止対策に努めるとともに、アリモドキゾウムシ※の根絶に向けた取組を展開する。

(E) 農業災害対策

- 農業災害対策については、低コストで災害に強いハウス施設、平張施設※

や防風林等の積極的な整備促進を図るとともに、農地の防災についても、ため池や用排水施設の整備のほか海岸保全施設※の適切な保全に努める。

- 農業制度資金については、災害が発生した際に、日本政策金融公庫や他の民間金融機関と連携して、被災農家の経営再建を支援する農業制度資金の円滑な融通と既貸付金の償還条件の緩和を図る。

また、関係機関と連携して農業保険（農業共済及び収入保険※）への加入と災害が発生した際の共済金の早期支払いを促進する。特に、さとうきび共済及び園芸施設共済の加入率が低いため、加入拡大を一層促進するとともに、さとうきび大規模農家に対しては、収入保険への加入を促進する。

(F) 農業団体

- 農業協同組合については、今後とも組織・事業の効率化を促進するとともに、地域農業の担い手づくりなど営農指導体制の強化や、広域的なブランド産地づくり、生産販売体制の強化等を促進する。
- 農業共済組合等については、事務の効率化・合理化を図るとともに、多様化する農家ニーズに対応した農業保険（農業共済及び収入保険）への加入促進等に取り組む。

(G) 安心・安全な農畜産物の安定供給

- 安心・安全な農畜産物の安定供給については、IPM（総合的病害虫・雑草管理）の推進による化学合成農薬の使用低減や、家畜排せつ物を原料とする良質堆肥による健全な土づくりなどにより、環境と調和した農業を推進するとともに、「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）※」などのGAP※の普及等により、食の安心・安全の確保を図る。

(H) 食育及び地産地消

- 食育※・地産地消※については、農林漁業体験や奄美の食材を使った郷土料理の調理体験などを通じて、地域の農林水産業への理解と食文化の継承を推進する。

また、学校給食や病院等への地域食材の供給や、飲食店、宿泊施設、直売所等における地域食材の活用を促進する。

(I) 農村の振興

- 農村の振興については、集落住民の自主的な話し合い活動を基本に、NPO※法人など地域外の活力も活用した共生・協働の農村（むら）づくり運動※を推進し、豊かな自然や伝統文化を生かしながら、地域住民がゆとりとやすらぎを実感できる農村社会の維持・発展を図る。
- 農地等を保全する地域ぐるみの水土里サークル活動（多面的機能支払交付金）※を推進し、国土保全や水源かん養、景観形成など農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図る。
- 農村環境の整備については、自然環境等との調和を図りながら、集落道路、農業集落排水施設※、営農飲雑用水施設※等の整備を促進し、やすらぎのある農村環境の実現による定住促進を図る。

- 都市と農村の交流については、豊かな自然や伝統文化、亜熱帯性の気候を生かした多彩な農業・農産物など、地域ならではの魅力の発信や、農産物直売所、体験施設、農家民宿などを活用したグリーン・ツーリズム※等の充実を図るとともに、農山漁村滞在型観光をビジネスとして実施できる「農泊※」の受入体制を構築し、観光産業とも連携した農林水産業等の体験・交流を推進する。

B 観光産業

- 観光は経済的に裾野が広く、多くの産業分野に波及効果をもたらす産業であり、喜界島の地理的・自然的特性を生かすことができることから、地域資源を生かした観光施策の展開を図る。

なお、施策の詳細については、イ(ウ)、ウ(ア)において記載する。

C 情報通信産業

- 地域の特性やニーズに応じた情報通信基盤の利活用を促進するとともに、適切な維持管理の確保を図る。
- 地域公共ネットワーク※など公共の情報通信基盤の適切な維持管理の確保を図る。
- 公衆無線LAN※については、外国人観光客の誘客などの観光面や、災害時の情報連絡手段など防災面での活用を図るため、主要な観光・防災拠点における公衆無線LAN※の整備を促進する。
- 携帯電話について、次世代高速通信サービスの導入を促進する。
- 関係機関と連携しながら、中小製造業者が行うIOT※・AI※等を活用した生産性向上に向けた取組を推進する。
- ホームページ等を活用した観光や特産品などの情報発信等を行う。
また、(一社)奄美群島観光物産協会等によるホームページなどを活用した特産品販売等の取組を支援する。
- 地上デジタル放送施設の維持管理・更新等に係る住民や放送事業者の負担の軽減を図るとともに、ラジオの難聴取の解消を促進する。

D 地域の特性を生かした産業の振興

(A) 水産業

a 沿岸・沖合漁場の整備開発

- 周辺海域における漁業資源の有効利用を促進し漁業生産力の向上を図るため、魚礁、浮魚礁設置による沿岸・沖合漁場の整備、瀬物類をはじめとした水産資源の管理等を推進する。

b 漁場環境の保全

- 陸上から流出する赤土や海域からの漂着油等による漁場汚染の防止に努めるほか、藻場※を再生するため、ホンダワラ類の藻場※造成手法の調査研究を推進する。また、サンゴ礁周辺の漁場を守るため、オニヒトデの駆除対策等を支援する。

c 漁港の整備

- 安全な漁業活動を確保するため、漁港施設の長寿命化対策※を計画的に推進するとともに、水産物の生産・流通等の拠点となる早町漁港において、大規模地震等に備えた漁港施設の強靱化対策を推進する。

d 漁船漁業の振興

- 周辺海域における漁場及び資源の調査、漁場の造成や漁港整備、浮魚礁の積極的な利用や新しい漁具・漁法の導入を推進し、漁業生産力の向上を図る。

漁業資源の適切な管理と有効利用のため、資源の維持・回復への取組を推進するとともに、操業に支障を及ぼすサメの被害対策を促進する。

- 世界自然遺産※登録を見据え、遊漁船業等の海洋レクリエーションや水産資源を活かした体験ツアーの確立等による漁家所得の向上を促進する。

e 栽培漁業の推進

- スジアラ等の地域特産種の種苗生産・放流技術開発や種苗生産技術が確立したシラヒゲウニ等の魚種の放流事業化の検討と併せ、地元における資源の適正管理を促進する。

f 海面養殖業の振興

- クルマエビ養殖業の振興を図る。

g 流通の合理化、消費の拡大

- 流通の合理化や消費の拡大を図るため、効率的な出荷体制を構築するための施設等の整備や輸送コストを支援するとともに、地元水産物のブランド化を促進する。
- 島内消費の拡大を図るため、加工展示販売施設の整備や魚食普及活動※、地産地消※の取組を促進する。

h 水産加工業の振興

- 既存の加工品に加え、世界自然遺産登録を見据え、消費者や観光客等のニーズに対応した加工品の商品化に取り組むとともに、大消費地での商談会等への参加など、島内外で販路拡大を促進する。

i 担い手の確保・育成

- 新たな担い手の確保を図るため、就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため、漁業研修制度や制度資金の充実、中核的な漁業者や漁協青壮年部、女性グループ等の育成や活動促進を行う。

j 漁業協同組合の育成強化

- 漁業協同組合がその役割を十分発揮できるよう、県漁業協同組合連合会など系統組織と連携しながら、経営基盤の強化を促進する。

k 漁村の生活環境の向上と活性化

- 安全で快適な漁村の実現を図るため、生活環境施設や防災安全施設等の整備を促進するとともに、地域水産物の直販施設の整備や喜界島の水産資源を生かしたブルー・ツーリズム※等により漁村の活性化を促進する。

(B) 林業

a 森林整備の推進

- 森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進する。
- 松くい虫被害対策を講じるとともに、島外からの被害材持ち込み等に対する監視を継続する。

b 森林とのふれあいの推進

- 喜界島の自然や景観を生かした森林の整備・保全を図るとともに、地域住民等の憩いの場等としての利用を促進する。
また、森林ボランティア※の育成など体験学習等の支援体制を整備するとともに、小・中学校等を対象とした森林環境教育を推進する。

c 新たな森林資源の利用及び保全に関する調査研究

- イタジイ等の広葉樹など地域産材の利用拡大や亜熱帯森林の保全等に関する調査研究を推進する。

(C) 商工業

a 工業

(a) 特産品

- 奄美黒糖焼酎については、地域団体商標※や大消費地での物産展等を活用した銘柄確立や国内外への販路拡大を支援する。
また、消費者ニーズに合った商品開発や島内産黒糖使用による付加価値の高い商品など、多様な商品づくりを促進するとともに、焼酎蒸留廃液の農地還元以外の処理システムの確立及び有効活用を促進する。
- 白ごまをはじめとする農林水産物を利用した加工品の開発・商品化を促進するとともに、物産展・インターネット等を活用した販路拡大を図る。
- 奄美群島成長戦略ビジョン※などを踏まえ、奄美ブランドを確立するために、群島が一体となって、奄美群島の持つ独自の魅力を産業振興に生かした総合的なプロモーション※を促進する。
- 大島紬については、生活スタイルに合った商品開発を進めるほか、「本場奄美大島紬」の地域団体商標を有効活用し、ブランド価値を高める産地の取組を支援するなどして、PR及び販路開拓の推進を図る。
- 本場奄美大島紬協同組合における産地卸機能の向上や検査事業の徹底による信用力の向上、ICT※の活用等により、生産者自らが小売業者や消費者に直接販売することも含め、流通経路を多様化する取組を支援する。
- 県工業技術センターにおいては、研究成果の普及や技術支援を通じ、商品づくりを支援する。

- (公財)奄美群島地域産業振興基金協会の事業により、新商品開発研修会の開催や、原図コンテストによるデザイン力向上等を推進する。

(b) 企業立地

- かがしま製造業振興方針※(平成28年3月改訂)に基づき、企業等への財政支援、環境整備、販売促進支援、人材確保・育成支援、技術支援等を行うとともに、県と市町村が一体となって、特色ある農林水産資源を生かした農林水産資源活用型産業、地理的制約を受けにくい情報関連サービス産業、高付加価値小型部品製造業及び伝統ある本場奄美大島紬を生かした繊維関連産業など、奄美地域の優位性を生かせる業種、またはハンディキャップの克服が可能な業種の企業立地の促進を図る。

また、奄美地域の強みである地域資源を活用した地元企業による新たな事業展開や新事業の創出などを促進する。

b 商業

- 地域の消費者ニーズへの対応や地域課題の解決に向けた取組等への支援やキャッシュレス※化の普及を図るなど、地域と一体となった魅力ある商店、商店街づくりを促進するとともに、観光産業とも連携した特産品の開発と販売を促進する。

c 中小企業

- 中小企業者の経営革新等に向けての自助努力を支援するため、県中小企業融資制度や中小企業経営革新支援制度の活用を促進するとともに、(公財)かがしま産業支援センター、商工会議所及び商工会など、関係団体における指導事業の充実や人材育成のための研修会の開催などの事業活動の促進を図る。
- 人口構造の少子化・高齢化による需要の変化など、社会経済の変化に対応した新事業の創出やI o T※・A I※等を活用した県内中小企業の生産性向上等を促進するとともに、意欲ある中小企業者の経営革新への取組等を支援する。
- 中小企業者の創業・事業再生・事業承継への支援については、地域経済の活力維持が図られるよう、県中小企業融資制度※や各種支援制度の活用を促進するとともに、金融機関、商工団体等と連携強化を図る。

d 起業支援

- 新たな雇用の創出や地域の活性化等を図るため、創業または事業拡大を行う場合などの設備投資資金、運転資金に対する支援を行うとともに、関係機関の連携による総合的な支援体制の充実・強化を図り、地域における起業を促進する。
- 若者や女性等による新たな視点からの起業を促進するとともに、県工業技術センターによる地域資源の高度利用に関する研究を推進し、地域企業への移転・実用化を進めるなど、群島内の豊かな地域資源を生かし

た商品開発等の取組を支援することにより、起業化や新分野展開への取組を促進する。

- 中小製造業者の創業や新分野への進出、規模拡大を目指すための研究開発や設備投資等の取組を支援する。

(D) 雇用，ワークライフバランス

- 地域の特性を生かした地域産業の育成による地域経済の振興を図ることにより、雇用の創出に努めるとともに、ワークライフバランス※の推進を図る。
- 地域の特性を生かした農林水産業や観光の振興及び大島紬、奄美黒糖焼酎など地場産業の育成による地域経済の振興発展を図る。
- 県と市町村が一体となって、企業の人材確保の促進、立地環境の整備及び企業立地優遇制度の拡充などにより、地域の特性を生かした企業立地の促進を図るとともに、地域の特性及び地元の創意を生かした産業の発展を支援する。
- 高度なICT※利活用能力を有する人材の育成を促進し、各種産業の立地促進や地元企業の育成、競争力の向上を図る。
- 各地域の「強み」である地域産業資源を活用した地元企業による新たな事業展開や新事業の創出などを促進することにより、地域経済の振興発展を図るとともに、中小企業経営革新支援制度※や県中小企業融資制度※の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新等へ向けた取組を支援する。
- (公財)かごしま産業支援センターなど、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実強化を図るとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し、関係機関と連携して開発した技術の普及を図ることなどにより、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。
- 地域雇用開発促進法※に基づく地域雇用開発助成金※(地域雇用開発コース)や地域雇用活性化推進事業※等の活用により、雇用機会の拡充等に向けた取組を積極的に推進するとともに、労働者の雇用の安定と拡大を図るために、多様化している企業のニーズに対応した職業能力開発施策を展開する。
- 農業における雇用の創出については、かごしま農業経営相談所※を活用した農業経営の法人化や多角化、企業等の農業参入を促進するとともに、就業希望者への就農相談活動や、喜界町の営農支援センターなどによる研修等の実施により新規就農者の確保・育成を図る。
- 水産業・林業における雇用の創出については、関係団体等と連携して、就業希望者への就業相談や研修を行うほか、新規就業者を対象とした技術研修等の実施により、新たな担い手の確保・育成を図る。
- 医療・福祉・介護事業における雇用の創出及び確保については、地域医

療を担う人材や、福祉・介護ニーズに的確に対応できるよう人材の育成・確保に取り組むとともに、多様なサービス基盤の確保、民間事業者への事業支援、介護労働者の能力開発の支援、介護労働者の雇用管理の改善を推進する。

- 新事業の創出や起業化の促進、製造業を支える人材の育成など、関係機関と連携を図りながら、起業家や中小企業等の人材育成を図る。

(イ) 移住・交流の促進

- 地域の活力維持・活性化に向けて、移住関連情報の発信や移住希望者からの相談対応などを行うとともに、定住促進住宅等の整備を促進する。

イ 世界自然遺産登録などを生かした交流拡大のための方策

(7) 世界自然遺産登録を見据えた取組の推進

A 国立公園等保護地域の管理

- 国の管理運営計画の作成を促進するとともに、国立公園における保護の課題や提供すべきサービス等について総合的に検討し、自然環境の保全、利用施設の整備及び維持管理、利用者サービスの提供など、同計画に基づき、地域の関係者が分担して実施すべき取組を推進する。

B 価値の維持

- 希少種の保護対策については、その保護のための適切な施策を講じるとともに、モニタリング調査や情報発信等を行うなど、多様な自然の生態系を把握、保全するための取組を進める。また、研究機関によるサンゴ礁を対象とした地球規模の気候変動解析等の研究を推進する。

- サンゴ礁の保護・再生対策については、サンゴ礁科学研究所※や地域のボランティア、NPO※等とも連携して、オニヒトデ等の駆除やモニタリング調査、環境学習等の促進を図る。

- 奄美野生生物保護センターと連携した希少種の生態や生息地等の調査・研究、外来生物対策、保護思想の普及啓発等を総合的に推進するとともに、その活用を図る。

- 過去の人間の活動によって損なわれてきた自然生態系については、より健全なものに甦らせるための検討を行うとともに、自然公園などの保護地域以外においても、希少種の保護を図る。

- 世界自然遺産※登録に伴う観光客数の増加による過剰利用を防止し、自然環境の保全と利用の両立を図るため、「奄美群島持続的観光マスタープラン※」に基づき、利用のルール作成や受入体制の整備を進める。

また、「奄美群島エコツーリズム推進全体構想※」に基づき、奄美群島エコツーリズム推進協議会による奄美群島認定エコツアーガイド※の育成やツアーの受入体制の整備等を進める。

- 各種事業の実施に当たっては、当該地域の多様で豊かな自然環境への影響に配慮して必要な措置を講じる。

C 気運の醸成

- 世界自然遺産推薦地としての価値の維持の重要性などについて、地域住民の理解と協力を得て、群島が一体となった世界自然遺産登録を見据えた取組を推進し、世界自然遺産登録に向けた地域の気運の醸成を図る。

(イ) 共生ネットワークの形成

- 喜界島の多様で豊かな自然、その自然と深く関わりながら育まれてきた生活環境、歴史・文化、伝統技術・芸能、特産品等の奄美群島の「宝」を保全・活用するため、こうした「環境文化」をよく知る住民に対する聞き取りを行い、記録に努めるとともに、人と自然が共生する地域づくりにおいては、奄美群島自然共生プラン※に基づき、人と自然が共生するためのネットワークの形成を促進する。
- 奄美群島の自然と文化の関わりや、その多様性・由来等についての調査研究を推進し、知的情報の集積及び情報発信を図る。

(ウ) 群島内外との交流の促進

- 世界遺産や地域特性を生かし国内外のクルーズ船の誘致に取り組む。
- 奄美大島へのLCC※就航等による交流人口の拡大を生かし、喜界～奄美間をはじめとする群島間の交通の利便性向上を図りながら、世界自然遺産登録の効果を群島全体へ波及させる取組を推進する。
- 今後も目覚ましい経済発展が期待され、地理的・歴史的にも関係が深いアジア地域との交流を一層促進し、交流人口の増加を図る。
- 地理的・歴史的・文化的につながるの深い沖縄県との県際交流を促進するため、交通や情報通信ネットワークの整備等の交流・連携の基盤づくりを促進するとともに、それぞれの地域の特色ある観光拠点を結んだ観光ネットワークの形成等を展開する。

特に、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会※を中心に、地域の主体的な取組による官民挙げての交流・連携を促進する。今後も目覚ましい経済発展が期待され、地理的・歴史的にも関係が深いアジア地域との交流を一層促進し、交流人口の増加を図る。

ウ 滞在型・着地型観光を促進するための方策

(7) 地域資源を生かした観光施策の展開

A 観光資源の活用

- 豊かな地域資源を有効に活用した体験プログラムの充実を図りながら、引き続き、「あまみシマ博覧会※」の実施やエコツーリズム※の推進など、この島ならではの滞在型・着地型観光プログラムづくりを促進する。
- 世界自然遺産※登録の効果を群島各島へ波及させるため、世界自然遺産奄美トレイルの設定及びその活用を推進する。
- 喜界島が有する「鹿児島島のウェルネス※」を再認識し、磨き上げることにより、地域住民の健康づくりに生かすとともに、国内外に効果的に発信することにより、様々な交流を促進する。

B 観光施設等の受入体制の整備

- 島内に点在する史跡や夕日の散歩道、百之台公園、空港臨海公園、フラワ

ーランド・メンハナ公園等の活用や、滞在型・着地型観光に対応した観光施設等の整備を進め、魅力ある島めぐり観光ルートづくりに努める。

- 観光客が目的地に円滑に移動できるよう、観光案内標識等を整備するとともに、沿道には、景観及び自然環境に配慮した植栽等を行い、地域住民との協働による適切な維持管理の下に快適性の向上を図る。
- 観光事業者等のおもてなしの向上、観光案内機能の充実、島コーディネーター※の活用、観光ガイドや奄美群島地域通訳案内士※等の人材の育成・確保や組織化など、観光客の受入体制の整備・強化を図る。
- キャッシュレス※化など、新たなニーズに対応した観光施設や宿泊施設等の整備・充実を促進する。

C 観光交通体系の整備

- 航空路線については、県管理空港の着陸料軽減や運航費補助などにより、喜界～奄美路線などその維持・確保を図るとともに、鹿児島、奄美を結ぶ路線において、「奄美群島振興交付金」を活用し、観光客等に対する航空運賃の軽減を実施することで、同島の交流人口拡大を図ってきたところである。引き続き、路線の維持・確保を図りつつ、更なる交流人口の拡大に向けた施策を推進する。
- 群島内外を結んだ周遊型観光を推進するため、空港・港湾等の交通拠点の整備を促進する。
- 航路については、鹿児島～喜界～知名航路において、国と協調した運営費補助等を行うことにより、その維持・確保を図るとともに、「奄美群島振興交付金」を活用し、観光客等に対する航路運賃の軽減を実施することで、同島の交流人口拡大を図ってきたところである。引き続き、その維持・確保を図りつつ、更なる交流人口の拡大に向けた施策を推進する。
- 群島内の島々を観光船等で周遊できるクルージングネットワーク※の形成を図る。
- 空港や港と島内の観光地を結ぶ循環道路等の整備とともに、世界自然遺産※国内候補地と一体的な地域として景観形成が図られるよう、奄美群島らしい路傍植栽等の管理に努める。

D 魅力ある観光情報の発信

- メディアやSNS※等の各種媒体を積極的に活用し、国内外への魅力ある観光情報の発信に努める。
- 県外の旅行会社等を対象としたセールスや招請の実施、旅行会社が企画する商品化の支援などの取組を進め、喜界島の認知度向上とともに、更なる誘客を図る。

E 地域産業との連携

- 農林水産業や特産品製造・販売業等の地域産業関係者と連携し、多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や、奄美群島の自然、文化等を生かした特産品等の開発・提供やPRを支援する。

F アジアをはじめとする海外を視野に入れた観光政策の推進

- 今後増加が見込まれるアジアをはじめとする海外からの観光客を視野に入れ、多言語によるインターネット等での情報発信や外国語併記の観光案内標識等の設置を推進する。

(イ) 愛着を育む地域文化の継承、創造

- 喜界島の風土に根ざした豊かな地域文化を振興するため、優れた芸術文化や固有の伝統文化に直にふれあう機会を創出するとともに、文化施設等の積極的活用を図る。
- 天然記念物の保護・管理の促進を図り、遺跡の発掘調査を実施して、地域の文化財の保存・活用及び愛護思想の普及・高揚を図る。
また、学校教育や社会教育の場で、島唄や八月踊りなどの伝統文化の保存・伝承及び伝統文化を披露する機会を創出する取組を進めるほか、体験交流等を推進し、固有の文化等を継承・活用する活動を促進する。

エ 奄美群島が抱える条件不利性の改善

(7) 運賃、輸送コストの軽減

- 沖縄県と比べて割高な奄美群島の航空運賃及び航路運賃について、運賃軽減を継続するとともに、住民に準ずる者に対しても支援をする。
- 消費地に農林水産物を出荷する際の輸送コストを軽減するための支援を継続するとともに、加工品及び原材料等の輸送コストの軽減を図る。
- 交流人口拡大に向けた航空・航路の更なる需要喚起を図る。
また、奄美大島へのLCC※就航等による交流人口の拡大を生かし、群島間の交通の利便性向上を図りながら、世界自然遺産※登録の効果を群島全体へ波及させる取組を推進する。

(イ) 物価の軽減

- 国の支援制度により、離島のガソリン価格の引き下げが行われているが、石油製品等価格は本土と比べ割高となっているため、安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行う。

(ウ) 交通基盤の整備

A 航空交通

- 航空機の安全運航の確保及び航空輸送需要の動向に対応した空港施設の更新・改良に努める。
- 離島航空路線に係る補助や着陸料の軽減措置等の支援に努めながら、航空路線の維持を図る。
また、鹿児島空港等との路線拡充のための取組を進める。

B 海上交通

- 湾港については定期船就航率の向上とふ頭の安全性向上のための外郭施設や、機能向上のための臨港道路等の整備を推進する。
また、町管理港についても漁船等の利用に即した施設の整備を推進する。
さらに、島内の港湾について、港湾施設の適正な維持管理や既存施設の老

朽化対策の推進に努める。

- 離島航路の維持・改善に努める。

また、航路運賃の軽減による住民の生活利便性の向上、観光の振興等を図る。

C 陸上交通

- 島内を循環する一般県道喜界島循環線等の整備を推進し、空港、港湾など交通結節点とのアクセスを改善するとともに、島内各集落との交通の円滑化、住民の利便性向上に努める。
- 災害に強い道路づくりを進めていくため、道路防災総点検等に基づいた防災対策を優先的に進める。
- 老朽化する道路ストックを適切に維持管理するため、計画的に維持・修繕を進める。
- 廃止路線代替バス※については、引き続き、必要な路線の維持を図るとともに、コミュニティバス※やデマンド型交通※など、地域の実情に合わせた多様な運行形態への転換を促進する。

(I) 防災及び国土保全

A 消防防災の充実

- 消防ポンプ自動車や高規格救急自動車※等資機材の整備を促進するとともに、救急救命士の養成を図るなど、常備消防体制の充実・強化を図る。
- 防火水槽等、消防施設の整備を促進するとともに、消防団員加入促進と活動の活性化に努める。
- 住民や防災関係機関等への迅速・的確な情報提供体制の整備、災害危険箇所の掌握点検・周知徹底、要配慮者対策の推進や自主防災組織※の育成等による住民の防災意識の高揚を図るなど、地域防災対策の強化に努める。また、集中豪雨や台風、地震・津波等による災害の未然防止を図るため、防災関連施設の総合的な整備や避難施設の機能強化、通信設備の整備など防災対策を推進する。
- 災害時における相互応援体制の連携・強化や消防・防災ヘリコプター及び奄美ドクターヘリを活用した迅速な応急対策の推進、救急医療体制の強化など災害支援体制の充実に努める。

B 治山対策の推進

- 荒廃山地の早期復旧と山地災害の未然防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した治山対策を推進するとともに、既存施設の点検補修等を図る。
また、山地防災ヘルパー等を活用した危険地区の周知などハード・ソフトが連携した防災対策を推進する。
- 農地や人家等における風害・潮害の防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した海岸防災林の計画的な整備を図る。
また、防災林の適切な管理に努めるとともに、施設点検や補修等の実施による老朽化対策を推進する。

- 保安林の適正な管理を図るとともに、森林に関する自然条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、計画的に保安林指定を推進する。

C 治水対策の推進

- 自然環境や生態系等に十分留意し、河川の氾濫等による浸水被害の軽減や再度災害防止を図るとともに、既存施設の老朽化対策の推進に努める。
- 土砂災害の未然防止や、早期復旧を図るため、必要に応じて、人家や公共施設、要配慮者利用施設※等を保全する土砂災害防止施設の整備を行う。
- 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定、土砂災害警戒情報や雨量情報等の防災情報提供等を推進し、町の警戒避難体制の整備を促進する。
気候変動により施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予測されるため、地域社会機能の継続性を確保することを目的として、水防災意識社会の再構築※を目指した取組を推進する。

D 海岸保全の推進

- 台風常襲地帯であり、また、近年、地震活動が活発であることから、高潮や津波等による災害を防止するため、自然環境や生態系等にも配慮した海岸保全施設の整備及び既存施設の老朽化対策を推進する。

オ 奄美群島の生活基盤の確保・充実

(7) 保健医療福祉

A 保健医療

(A) 健康づくりの推進

- 脳卒中をはじめとする生活習慣病の発症及び重症化予防を図るため、健康かごしま 21※や各市町村健康増進計画※に基づき、住民の生活習慣の改善への取組を進めるとともに、医療保険者等が行う特定健康診査、特定保健指導※等の保健事業を総合的に促進する。
- 安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、適切な妊婦健診の受診、不妊治療の受診に対する交通費等の支援、総合的な小児医療・周産期医療※の充実など、母子保健医療対策の充実を図る。

(B) 保健医療体制の総合的整備

- 地域住民の健康の保持及び増進を図るため、名瀬保健所を地域保健対策の広域的かつ専門的・技術的拠点として充実を図るとともに、町をはじめ健康関連団体を支援し、住民による主体的な健康づくり活動を促進する。
- 複雑化・多様化する住民の健康問題に適切に対応するため、今後とも、町保健師の計画的確保や資質向上に努める。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療の環境を整備するために、多職種による医療と介護の連携強化や住民への普及啓発等の取組を強化する。
- 保健医療については、県立大島病院を中心とした群島内の医療連携体制の充実を図るとともに、地域医療構想調整会議※を通じた医療機関相互の協議を促進し、病床機能の分化・連携を推進する。

また、医師をはじめとした医療従事者の安定的確保を図る。

- 県立大島病院においては、地域救命救急センターの救急医療体制を充実させるとともに、重症患者の救急搬送体制の強化を図る。

また奄美ドクターヘリの安定運用を図る。

B 社会福祉

(A) 高齢者福祉対策の充実

- 高齢者が、長年の経験の中で培ってきた知識や技能を生かして積極的に社会参加し、生きがいのある生活を送れるよう、地域社会の担い手として、生活づくり、地域づくり、健康づくりへの主体的参加を促進する県民総ぐるみの「すこやか長寿社会運動※」を積極的に展開する。

(B) 介護サービスの確保

- 介護保険制度については、市町村に対し、安定的かつ適切な事業運営等が図られるよう支援を行うほか、高齢者の状態に応じた適切な介護サービス提供基盤の確保や各種研修等を通じた介護サービスの質の確保・向上等に努める。

高齢者が安心して在宅での生活を続けられるよう、介護予防や認知症対策、在宅医療等を推進するとともに、地域包括支援センター※を中心とした地域包括ケア体制※の強化・推進を図る。

(C) 障害者福祉対策の充実

- 障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進める。
- 障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり等、地域の社会資源を活用した体制の整備を進める。
- 障害児について、早期発見や早期支援とともに、身近な地域で安心して療育が受けられる支援体制の整備を進める。

(D) 児童福祉対策の充実

- 国の子ども・子育て支援新制度を踏まえ、児童福祉施設の整備や運営に関する適正な水準を確保するとともに、老朽施設の改築等による生活・保育環境の整備や保育所等における多様な保育需要に対応した特別保育の実施促進、放課後児童の健全育成を図るための放課後児童クラブ※の設置促進など、健やかに子どもを産み育てられる環境づくりを図る。
- 児童虐待防止対策については、児童相談所や市町村・警察等の各関係機関による緊密な連携を図り、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応に努める。

(E) 母子・寡婦・父子家庭の福祉対策の充実

- 母子・寡婦・父子家庭に対し、就業支援講習会の開催や福祉資金の貸付等により社会的・経済的な自立を促進する。
- 家庭生活支援員の派遣や生活・生業等についての相談、指導などの施策を推進する。

(F) 地域福祉の推進

- 高齢者支援のための総合的な窓口である地域包括支援センター※の機能強化を図るとともに、町社会福祉協議会が中心となって実施している集落ごとの助け合いの輪を広げる小地域ネットワーク事業※などにより地域住民が支え合う体制づくりを促進するとともに、住民参加による町地域福祉計画策定の促進を図る。
- ボランティア体験事業等を通じて、ボランティアやNPO※活動の促進を図るとともに、町社会福祉協議会の基盤強化等に努める。

(イ) 教育及び人材育成

A 教育

(A) 学校教育の充実

- 個に応じた指導の充実に努めるとともに、地域の伝統・文化や豊かな自然を生かした体験活動を取り入れるなど、特色ある教育活動の充実に努める。
また、学校間の交流学习を促進するとともに、インターネット等のICT※を活用した「分かる」授業※の推進や児童生徒の情報活用能力の育成を図る。
- 小中学校の校舎やへき地教員宿舎等については、計画的な非構造部材の耐震化や老朽化対策を促進するとともに、県立学校の校舎等についても同様に整備を推進する。
- 高等学校においては、中学校1校との連携型中高一貫教育を推進し、教員の相互乗り入れ授業、郷土学習等の地域特性を生かした特色ある教育活動を通し、6年間の教育課程のあり方、進路指導等の改善・充実に努める。
また、学校が地域や家庭と連携しながら「開かれた教育課程」の実現を目指すとともに、教員の授業改善及び生徒の自己学習力や学ぶ意欲の向上など学力向上に向けた総合的な取組を推進し、将来の地域産業を担う人材の育成を目指し、高校生のインターンシップ※や企業訪問等の取組を推進する。
- 特別支援教育※については、県立大島養護学校のセンター的機能※の充実に努めながら、個別の教育支援計画等に基づき、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズにこたえるために、関係機関が連携・協働して体制整備を推進する。
また、特別支援学校高等部支援教室の充実に努める。
- 国内外の大学等が行っている無料オンライン講座等の遠隔教育の利用促進を図るため、その普及啓発に努める。

(B) 生涯学習の充実

- 生涯学習や地域文化振興の拠点となる公民館、図書館、文化会館等の機能の充実と整備を促進する。
- 奄美の産業・文化の調査・研究を含む、県立短期大学の教育研究活動の具体的な内容を積極的に地域発信する奄美サテライト講座を開講することにより、学習の場を提供する。
- かごしま県民大学中央センター、市町村、大学等と連携して、生涯学習推進体制の充実を図り、多様で高度な学習機会を提供する。
- 県子ども読書活動推進計画※に基づいた取組を促進する。
- 地域スポーツの振興を図るため、社会体育施設の整備を促進する。
スポーツ・レクリエーション活動を積極的に促進して、地域住民のスポーツ活動への参加意欲を喚起する。

B 人材育成

(A) 地域を支える人材の育成・確保

- 将来の地域産業を担う人材の育成を目指し、高校生のインターンシップ※や企業訪問等の取組を促進する。
- 青少年の自立の精神と豊かな感性のかん養、国際的感覚やふるさとを愛する心の醸成を目的とした青少年育成県民運動を家庭・学校・職場・地域等が一体となって積極的に推進する。
- かごしま県民大学中央センターや県立奄美図書館等の機能を生かした多様で高度な学習機会を提供する。

(B) 暮らしを支える担い手の育成・確保

- 地域の保健・福祉・医療を確保するため、医師をはじめとした医療従事者や福祉・介護人材の育成や安定的確保に努める。
また、地域において、社会貢献活動を担うボランティア、NPO※等の人材育成を促進する。
- 地域の伝統文化を担う人材の育成を図るため、喜界島固有の郷土芸能や伝統行事等に触れる機会の確保に努めるとともに、その保存・継承を促進する。
- 環境教育・環境学習等を推進し、地球環境を守るかごしま県民運動※を進める人材の育成を図る。
- 希少野生動植物等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

(C) 産業を支える人材の育成・確保

- 農業における人材育成については、就農相談活動の実施、農業次世代人材投資資金※の活用のほか、喜界町の営農支援センターなどを活用した研修による新規就農者の育成を推進するとともに、喜界町担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動により、農業法人を含む認定農業者の確保・育成を図る。

また、家族経営協定の締結や地域農産物を利用した農産物加工・販売等の起業活動を促進するなど、女性が能力を発揮できる環境整備を促進する。

- 水産業における人材育成については、新たな担い手の確保を図るため、就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため、漁業研修制度や制度資金の充実、中核的な漁業者や漁協青壮年部、女性グループ等の育成や活動促進を行う。
- 新事業の創出や起業化の促進、製造業を支える人材の育成など、関係機関と連携を図りながら、起業家や中小企業等の人材育成を図る。
- 奄美特有の観光資源を活用した地域観光（エコツアーガイド認定制度※による質の高いサービス提供等）を担う人材を育成する。

増加が見込まれる外国人観光客等への対応については、奄美群島地域通訳案内士※等の育成・確保を促進する。

(ウ) 生活環境

A 水道

- 安全で安定した生活用水の確保による快適な生活環境を維持するため、新たな水源の確保や老朽化施設の更新及び耐震化を図るとともに、広域的な連携を促進する。

B 都市基盤

- 生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。併せて、老朽化した施設の計画的な改築を行うことで機能維持を図る。

C 住環境の整備

- 公営住宅については、住まいのセーフティネット※の役割を踏まえつつ、地域の実情や課題に応じた良質な住宅の供給を図るため、建替や改善等の手法を適切に選択しながら、住宅の長寿命化と良質なストックの維持に努める。

また、民間事業者の活用や空き家の活用により公営住宅を補完する住まいの確保を検討する。

D 安全・安心まちづくりの推進

- 犯罪の未然防止や交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、通学路等の交通安全施設についても計画的な整備を進める。

E 地域環境の保全

- 良好な地域環境を維持するため、市町村と連携を図りながら、大気環境や水環境の保全及び騒音や悪臭等の防止に努める。
- 海岸漂着物対策については、「県海岸漂着物対策推進地域計画※」に基づき、関係機関との連携を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理等を推進する。
- ヤンバルトサカヤステについては、地域の実情に応じた効果的な駆除方法やまん延防止対策、環境整備等について普及啓発を図る。

F 循環型社会の形成

- ごみ処理については、焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設を整備し

ているほか、最終処分場の整備も計画しており、ごみの減量化・リサイクルを引き続き促進していく。

また、家電リサイクルについては、引き続き町・関係団体と連携しながら、指定引取場所の設置や海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施等の促進を図るほか、自動車リサイクルについても、海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施の促進を図る。

小型家電リサイクルについては、回収体制の整備など、その円滑な実施の促進を図る。

ごみの不法投棄については、住民や排出事業者等に対する意識の啓発、不適正処理に関する監視指導の徹底など適正処理の推進を図る。

- し尿処理については、し尿と生活雑排水を同時に処理する合併処理浄化槽※の整備を促進する。併せて、老朽化した施設の計画的な改築を行うことで機能維持を図る。

- 産業廃棄物については、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに、産業廃棄物処理施設の整備を促進する。

また、家畜排せつ物については、処理施設の整備を進め、適正処理の徹底に努めるとともに、堆肥としての利活用を促進する。

さらに、建設廃棄物については、発生量の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底に努める。

G 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施

- 道路、河川、農業農村整備など公共事業の実施に当たっては、野生生物の生息・生育・繁殖環境や良好な景観の形成に配慮した自然環境配慮型公共事業の取組を推進し、また、自然再生推進法に基づいた自然再生型公共事業※の検討・採用を図る。

さらに、土砂流出防止対策については、公共事業等の各段階での対策、各種防止技術の調査研究及び開発事業者や施工業者等への啓発、指導徹底を図る。

また、農用地等からの流出防止の必要性等についても、農業者や地域住民等に対する普及啓発を図る。

(I) 資源・エネルギー

A 水資源

- 既存水源の有効利用を図りながら、地下ダム建設や老朽化したため池等の改修を推進し、水資源の安定確保に努めるとともに、地下水や湧水の保全を積極的に図る。
- 多様な森林整備を行い、水源かん養機能の強化を図る。

B 再生可能エネルギー

- 今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、自然公園等の保護地域や希少な動植物等への影響にも十分配慮し、再生可能エネルギー導入ビジョン 2018※に基づいて、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進する。

C 電力

○ 電力の需給状況等の的確な把握に努め、電力の安定供給の確保を促進する。

カ 地域主体の取組の促進

(7) 共生・協働の地域社会※づくり

○ 地域コミュニティ、NPO※、企業などの多様な主体が連携・協力し、地域で支え合う奄美の良き伝統や地域資源を生かしながら、地域課題の解決や地域の豊かな未来づくりに向けて、ビジネスの手法も活用した持続可能な取組が活発に行われる地域社会の形成を促進する。

5 徳之島の振興方策

(1) 地域の概要

徳之島は、航路距離で本土から491km、奄美市名瀬から110kmの奄美大島の南西海上に位置し、面積は約248km²と奄美大島に次いで大きい島である。山脈が島を東西に分断しており、徳之島町、天城町及び伊仙町の3町に約23,000人が居住している。航空路では、鹿児島空港と1日4往復、奄美空港と1日2往復、沖永良部空港と1日1往復の定期便で結ばれており、航路では、亀徳港には奄美大島や沖永良部島等と毎日上下1便ずつの定期船が就航しているほか、平土野港は古仁屋港等と週5便の定期船で結ばれている。

耕地面積は群島中最大で、さとうきびを中心に野菜、畜産との複合経営が営まれており、さとうきびの生産量及び肉用子牛の取引頭数は群島全体の約5割を占めている。また、平成27年度には、国営かんがい排水事業による徳之島ダムが完成したことから、畑地かんがいによる高付加価値農業への展開が期待できる。

(2) 施策の展開

ア 定住を促進するための方策

(7) 産業の振興

A 農業

(A) 担い手の確保・育成

○ 担い手の確保・育成については、就農相談活動の実施、農業次世代人材投資資金※の活用により新規就農者を確保する。

天城町農業センター等での就農前研修や就農後の発展状況に応じた研修などによる新規就農者の育成を推進する。

担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動により、農業法人を含む認定農業者※の確保・育成を図る。

また、家族経営協定の締結や地域農産物を利用した農産物加工・販売等の起業活動を促進するなど、女性農業者が能力を発揮できる環境を整備するとともに、農業機械の共同利用組織や農作業の受託組織の育成など、高齢農業者も参加しやすい地域営農の取組を推進する。

(B) 農地利用、基盤整備等

- 農地利用については、共有者不明農地の貸借も含めた農地中間管理事業の活用や農業委員会による農地のあっせん活動などによる担い手への農地の集積・集約化の取組を加速化する。

また、農業委員会の農地パトロール等を通じて、農地の利用状況の把握に努めながら、各般の施策を活用した耕作放棄地の発生防止・解消を推進し、優良農地の確保を図る。

なお、担い手等が不足し、耕作放棄地の多い地域等においては、企業等の農業参入を促進するとともに、簡易な基盤整備等の推進により耕作放棄地の解消を図る。

- 農業生産基盤については、赤土流出防止など自然環境等への影響にも配慮し、ダムやため池等を活用した畑地かんがい、区画整理、農道等の整備、土層改良による土づくり等を促進するとともに、造成された各種施設のライフサイクルコスト※の低減と長寿命化を図る。

また、土地の有効利用を図るため、地籍調査事業をこれまで以上に推進する。

(C) 付加価値の高い生産、販売、流通

- さとうきびについては、需要に応じた生産量の確保を図るため、基盤整備地区への作付等により収穫面積の維持に努めるとともに、かんがい施設を活用したかん水の徹底、適期管理、地域に適した品種の普及、種苗の確保支援等により単収の向上を図る。

また、機械化一貫体系の普及・確立や品目別経営安定対策※の対象となる担い手・生産者組織の育成など、より効率的な生産体制への誘導を図るとともに、粗糖生産においては、国内産糖の価格競争力の強化と働き方改革を踏まえた効率化に努めるなど、さとうきび生産農家の経営安定と製糖企業の健全な運営を促進する。

- 野菜については、畑地かんがいの水利用による生産性の向上を図りながら、ばれいしょを中心に栽培技術の向上や機械化による作業の省力化等を促進することにより、消費地への安定供給及び更なる産地拡大を図る。

また、たんかん、マンゴー、パッションフルーツ等の果樹やトルコギキョウ等の花きについては、畑地かんがいの水利用による生産性の向上を図りながら、平張施設※などの防風施設や低コストで災害に強いハウス施設等の生産施設の整備を推進するとともに、栽培技術の向上による産地拡大を図る。

- 落花生やごま、シマアザミなどについては、栽培技術の向上等による安定生産を図る。

また、茶については、機能性に着目した特色ある生産の取組を推進する。

- 肉用牛については、さとうきびや園芸作物との複合経営を基本として、
①自給粗飼料確保のための飼料生産基盤の整備や優良品種・草種の導入、
草地の更新による単収向上、地域未利用資源の積極的な活用、
②肉用牛の

改良，飼養管理技術の向上，コントラクター組織※等の外部支援組織の利用による低コストで高品質な肉用子牛生産を推進する。

なお，畜産については，①家畜疾病の発生予防及びまん延を防止するため，更なる家畜衛生対策の徹底，②家畜排せつ物の適正な管理等による環境と調和した畜産経営の推進を図る。

- 農産物の販路拡大については，安心・安全で品質の良い県産農畜産物の更なるブランド力の向上に向けて，消費者コミュニケーションの充実・強化を図りながら，「かごしま」を前面に打ち出した取組を展開する。
- 農産物の輸送については，フリーザーコンテナ※及び集出荷予冷施設の効率的利活用を図るなど，鮮度保持対策と新鮮な農畜産物を迅速に低コストで輸送する体制の確立に努める。

また，輸送コストの支援については，流通条件の不利性を改善し，本土産地と同一条件を整えるとともに，生産振興計画に基づく生産基盤の強化を促進する。

- 農産物の付加価値向上については，パパイアやシマアザミなどを活用した6次産業化※等を推進し，生産者所得の向上を図り，地域の雇用確保や活性化に資する。

(D) 生産性向上

- 農業技術の開発については，亜熱帯果樹・さとうきび・野菜・花きなどの栽培技術や病害虫防除技術，機械化による省力化技術，土壌管理技術の研究のほか，在来種を含む地域特産物の新用途や商品化のための技術開発，気候変動の影響を緩和する技術や重粘土壌※に対応できる技術開発を推進するとともに，高度化・多様化する研究ニーズに対応する研究設備・施設の充実・強化を計画的に進める。

また，新技術・新品種の普及・定着に向け，地域特性を生かした効率的・効果的な普及指導活動を展開する。

- 省力化や高品質生産に向けて園芸品目やさとうきびにおけるドローン※を活用した生育診断・薬剤散布や畜産における発情発見装置など，ロボット技術やIOT※等を活用したスマート農業※の導入・普及を推進する。
- 特殊病害虫※対策については，ミカンコミバエの侵入防止対策及びカンキツグリーニング病※等の防除対策に努める。
- 鳥獣被害防止対策については，市町村鳥獣被害対策実施隊※の活動を支援するとともに，「寄せ付けない」，「侵入を防止する」，「個体数を減らす」の3つの取組をソフト・ハード両面にわたり総合的に推進する。

また，野生鳥獣の獣肉（ジビエ）の地域資源としての利活用を推進する。

- ゴマダラカミキリムシの効果的な被害防除対策を推進する。

(E) 農業災害対策

- 農業災害対策については，低コストで災害に強いハウス施設，平張施設※や防風林等の積極的な整備促進を図るとともに，農地の防災についても，

ため池や用排水施設の整備のほか高潮等による農地の被害を防止するため海岸の保全に努める。

- 農業制度資金については、災害が発生した際に、日本政策金融公庫や他の民間金融機関と連携して、被災農家の経営再建を支援する農業制度資金の円滑な融通と既貸付金の償還条件の緩和を図る。

また、関係機関と連携して農業保険（農業共済及び収入保険※）への加入と災害が発生した際の共済金の早期支払いを促進する。特に、さとうきび共済の加入率は約5割と近年向上しており、園芸施設共済の加入率も約5割と比較的高いことから、引き続き加入拡大を促進する。

(F) 農業団体

- 農業協同組合については、今後とも組織・事業の効率化を促進するとともに、地域農業の担い手づくりなど営農指導体制の強化や、広域的なブランド産地づくり、生産販売体制の強化等を促進する。
- 農業共済組合等については、事務の効率化・合理化を図るとともに、多様化する農家ニーズに対応した農業保険（農業共済及び収入保険）への加入促進等に取り組む。

(G) 安心・安全な農畜産物の安定供給

- 安心・安全な農畜産物の安定供給については、IPM（総合的病害虫・雑草管理）の推進による化学合成農薬の使用低減や、家畜排せつ物を原料とする良質堆肥による健全な土づくりなどにより、環境と調和した農業を推進するとともに、「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）※」などのGAP※の普及等により、食の安心・安全の確保を図る。

(H) 食育及び地産地消

- 食育※・地産地消※については、農林漁業体験や奄美の食材を使った郷土料理の調理体験などを通じて、地域の農林水産業への理解と食文化の継承を推進する。

また、学校給食や病院等への地域食材の供給や、飲食店、宿泊施設、直売所等における地域食材の活用を促進する。

(I) 農村の振興

- 農村の振興については、集落住民の自主的な話し合い活動を基本に、NPO※法人など地域外の活力も活用した共生・協働の農村（むら）づくり運動※を推進し、豊かな自然や伝統文化を生かしながら、地域住民がゆとりとやすらぎを実感できる農村社会の維持・発展を図る。
- 農地等を保全する地域ぐるみの水土里サークル活動（多面的機能支払交付金）※を推進し、国土保全や水源かん養、景観形成など農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図る。
- 都市と農村の交流については、豊かな自然や伝統文化、亜熱帯性の気候を生かした多彩な農業・農産物など、地域ならではの魅力の発信や、農産物直売所、体験施設、農家民宿などを活用したグリーン・ツーリズム※等

の充実を図るとともに、農山漁村滞在型観光をビジネスとして実施できる「農泊※」の受入体制を構築し、観光産業とも連携した農林水産業等の体験・交流を推進する。

B 観光産業

- 観光は経済的に裾野が広く、多くの産業分野に波及効果をもたらす産業であり、徳之島の地理的・自然的特性を生かすことができることから、地域資源を生かした観光施策の展開を図る。

なお、施策の詳細については、イ(ウ)、ウ(ア)において記載する。

C 情報通信産業

- 光ファイバ※など、地域の特性や実情に応じた情報通信基盤の整備と利活用を促進するとともに、適切な維持管理の確保を図る。
- 地域公共ネットワーク※など公共の情報通信基盤の適切な維持管理の確保を図る。
- 公衆無線LAN※については、外国人観光客の誘客などの観光面や、災害時の情報連絡手段など防災面での活用を図るため、主要な観光・防災拠点における公衆無線LAN※の整備を促進する。
- 携帯電話について、次世代高速通信サービスの導入を促進する。
- 関係機関と連携しながら、中小製造業者が行うIOT※・AI※等を活用した生産性向上に向けた取組を推進する。
- ホームページ等を活用した観光や特産品などの情報発信等を行う。

また、(一社)奄美群島観光物産協会等によるホームページなどを活用した特産品販売等の取組を支援する。

- 地上デジタル放送施設の維持管理・更新等に係る住民や放送事業者の負担の軽減を図るとともに、ラジオの難聴取の解消を促進する。

CATV※が整備されている地域については、メディアの特性等を生かして地域の情報通信手段としての機能の維持・向上を図る。

D 地域の特性を生かした産業の振興

(A) 水産業

a 沿岸・沖合漁場の整備開発

- 周辺海域における漁業資源の有効利用を促進し漁業生産力の向上を図るため、魚礁、浮魚礁設置による沿岸・沖合漁場の整備、瀬物類をはじめとした水産資源の管理等を推進する。

b 漁場環境の保全

- 陸上から流出する赤土や海域からの漂着油等による漁場汚染の防止に努めるほか、藻場※を再生するため、ホンダワラ類の藻場※造成手法の調査研究を推進する。また、サンゴ礁周辺の漁場を守るため、オニヒトデの駆除対策等を支援する。

c 漁港の整備

- 安全な漁業活動を確保するため、漁港施設の長寿命化対策※を計画的に

推進する。

d 漁船漁業の振興

- 周辺海域における漁場及び資源の調査，漁場の造成や漁港整備，浮魚礁の積極的な利用や新しい漁具・漁法の導入を推進し，漁業生産力の向上を図る。

漁業資源の適切な管理と有効利用のため，資源の維持・回復への取組を推進するとともに，操業に支障を及ぼすサメの被害対策を促進する。

- 世界自然遺産※登録を見据え，遊漁船業等の海洋レクリエーションや水産資源を活かした体験ツアーの確立等による漁家所得の向上を促進する。

e 栽培漁業の推進

- スジアラ等の地域特産種の種苗生産・放流技術開発や種苗生産技術が確立したシラヒゲウニ等の魚種の放流事業化の検討と併せ，地元における資源の適正管理を促進する。

f 海面養殖業の振興

- ヒトエグサ養殖業の振興を図る。

g 流通の合理化，消費の拡大

- 流通の合理化や消費の拡大を図るため，効率的な出荷体制を構築するための施設等の整備や輸送コストを支援するとともに，地元水産物のブランド化を促進する。

- 島内消費の拡大を図るため，魚食普及活動※や地産地消※の取組を促進する。

h 水産加工業の振興

- 既存の加工品に加え，世界自然遺産※登録を見据え，消費者や観光客等のニーズに対応した加工品の商品化に取り組むとともに，大消費地での商談会等への参加など，島内外で販路拡大を促進する。

i 担い手の確保・育成

- 新たな担い手の確保を図るため，就業相談や研修を行うとともに，意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため，漁業研修制度や制度資金の充実，中核的な漁業者，漁協青壮年部，女性グループ等の育成や活動促進を行う。

j 漁業協同組合の育成強化

- 漁業協同組合がその役割を十分発揮できるよう，県漁業協同組合連合会など系統組織と連携しながら，経営基盤の強化を促進する。

k 漁村の生活環境の向上と活性化

- 安全で快適な漁村の実現を図るため，生活環境施設や防災安全施設等の整備を促進するとともに，地域水産物の直販施設の整備や徳之島の水産資源を生かしたブルー・ツーリズム※等により漁村の活性化を促進する。

(B) 林業

a 森林整備の推進

- 森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進する。
 - 松くい虫被害対策を講じるとともに、島外からの被害材持ち込み等に対する監視を継続する。
 - b 林業生産基盤の整備**
 - 自然環境への影響に十分配慮し、必要に応じ、林道の開設や既設林道の改良・舗装を実施する。
 - c 木材生産・加工・流通体制の整備**
 - 森林の保全と利用の調和に配慮し、効率的かつ安定的な木材生産体制の整備や建築内装材、家具用材等への利用を促進する。
 - d 特用林産物の振興**
 - しいたけ等の生産体制や集出荷体制を整備するなど、地域特性を生かした特用林産物の産地づくりを推進する。
 - e 担い手の確保・育成**
 - 林業技術研修制度等を通じ、林業就業者等の確保・育成を推進するとともに、森林組合については、広域合併による組織体制の充実強化を促進し、組合員の負托に応え得る健全な自立的経営の確立を図る。
 - f 森林とのふれあいの推進**
 - 徳之島の自然や景観を生かした森林の整備・保全を図るとともに、地域住民等の憩いの場等としての利用を促進する。
また、森林ボランティア※の育成など体験学習等の支援体制を整備するとともに、小・中学校等を対象とした森林環境教育を推進する。
 - g 新たな森林資源の利用及び保全に関する調査研究**
 - イタジイ等の広葉樹など地域産材の利用拡大や亜熱帯森林の保全等に関する調査研究を推進する。
- (C) 商工業**
- a 工業**
 - (a) 特産品**
 - 奄美黒糖焼酎については、地域団体商標※や大消費地での物産展等を活用した銘柄確立や国内外への販路拡大を支援する。
また、消費者ニーズに合った商品開発や島内産黒糖使用による付加価値の高い商品など、多様な商品づくりを促進するとともに、焼酎蒸留廃液の農地還元以外の処理システムの確立及び有効活用を促進する。
 - 自然海塩や落花生、パパイア、バンジロウ、ウコン、ガジュツ等の農林水産物を利用した加工品の開発・商品化を促進するとともに、物産展・インターネット等を活用した販路拡大を図る。
 - 奄美群島成長戦略ビジョン※などを踏まえ、奄美ブランドを確立する

ために、群島が一体となって、奄美群島の持つ独自の魅力を産業振興に生かした総合的なプロモーション※を促進する。

(b) 企業立地

- かごしま製造業振興方針※（平成 28 年 3 月改訂）に基づき、企業等への財政支援、環境整備、販売促進支援、人材確保・育成支援、技術支援等を行うとともに、県と市町村が一体となって、特色ある農林水産資源を生かした農林水産資源活用型産業、地理的制約を受けにくい情報関連サービス産業、高付加価値小型部品製造業及び伝統ある本場奄美大島紬を生かした繊維関連産業など、奄美地域の優位性を生かせる業種、またはハンディキャップの克服が可能な業種の企業立地の促進を図る。

また、奄美地域の強みである地域資源を活用した地元企業による新たな事業展開や新事業の創出などを促進する。

b 商業

- 地域の消費者ニーズへの対応や地域課題の解決に向けた取組等への支援やキャッシュレス※化の普及を図るなど、地域と一体となった魅力ある商店、商店街づくりを促進するとともに、観光産業とも連携した特産品の開発と販売を促進する。

c 中小企業

- 人口構造の少子化・高齢化による需要の変化など、社会経済の変化に対応した新事業の創出や I o T※・A I※等を活用した県内中小企業の生産性向上等を促進するとともに、意欲ある中小企業者の経営革新への取組等を支援する。
- 中小企業者の経営革新等に向けての自助努力を支援するため、県中小企業融資制度※や中小企業経営革新支援制度※の活用を促進するとともに、（公財）かごしま産業支援センター及び商工会など、関係団体における指導事業の充実や人材育成のための研修会の開催などの事業活動の促進を図る。
- 中小企業者の創業・事業再生・事業承継への支援については、地域経済の活力維持が図られるよう、県中小企業融資制度※や各種支援制度の活用を促進するとともに、金融機関、商工団体等と連携強化を図る。

d 起業支援

- 新たな雇用の創出や地域の活性化等を図るため、創業または事業拡大を行う場合などの設備投資資金、運転資金に対する支援を行うとともに、関係機関の連携による総合的な支援体制の充実・強化を図り、地域における起業を促進する。
- 若者や女性等による新たな視点からの起業を促進するとともに、県工業技術センターによる地域資源の高度利用に関する研究を推進し、地域企業への移転・実用化を進めるなど、群島内の豊かな地域資源を生かし

た商品開発等の取組を支援することにより、起業化や新分野展開への取組を促進する。

- 中小製造業者の創業や新分野への進出、規模拡大を目指すための研究開発や設備投資等の取組を支援する。

(D) 雇用，ワークライフバランス

- 地域の特性を生かした地域産業の育成による地域経済の振興を図ることにより、雇用の創出に努めるとともに、ワークライフバランス※の推進を図る。
- 地域の特性を生かした農林水産業や観光の振興及び奄美黒糖焼酎など地場産業の育成による地域経済の振興発展を図る。
- 県と市町村が一体となって、企業の人材確保の促進、立地環境の整備及び企業立地優遇制度の拡充などにより、地域の特性を生かした企業立地の促進を図るとともに、地域の特性及び地元の創意を生かした産業の発展を支援する。
- 高度なICT※利活用能力を有する人材の育成を促進し、各種産業の立地促進や地元企業の育成、競争力の向上を図る。
- 各地域の「強み」である地域産業資源を活用した地元企業による新たな事業展開や新事業の創出などを促進することにより、地域経済の振興発展を図るとともに、中小企業経営革新支援制度※や県中小企業融資制度※の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新等へ向けた取組を支援する。
- (公財)かごしま産業支援センターなど、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実強化を図るとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し、関係機関と連携して開発した技術の普及を図ることなどにより、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。
- 地域雇用開発促進法※に基づく地域雇用開発助成金※(地域雇用開発コース)や地域雇用活性化推進事業※等の活用により、雇用機会の拡充等に向けた取組を積極的に推進するとともに、労働者の雇用の安定と拡大を図るために、多様化している企業のニーズに対応した職業能力開発施策を展開する。
- 農業における雇用の創出については、かごしま農業経営相談所※を活用した農業経営の法人化や多角化、企業等の農業参入を促進するとともに、就業希望者への就農相談活動や、天城町農業センターなどによる研修等の実施により新規就農者の確保・育成を図る。
- 水産業・林業における雇用の創出については、関係団体等と連携して、就業希望者への就業相談や研修を行うほか、新規就業者を対象とした技術研修等の実施により、新たな担い手の確保・育成を図る。
- 医療・福祉・介護事業における雇用の創出及び確保については、地域医

療を担う人材や、福祉・介護ニーズに的確に対応できるよう人材の育成・確保に取り組むとともに、多様なサービス基盤の確保、民間事業者への事業支援、介護労働者の能力開発の支援、介護労働者の雇用管理の改善を推進する。

- 新事業の創出や起業化の促進、製造業を支える人材の育成など、関係機関と連携を図りながら、起業家や中小企業等の人材育成を図る。

(イ) 移住・交流の促進

- 地域の活力維持・活性化に向けて、移住関連情報の発信や移住希望者からの相談対応などを行うとともに、定住促進住宅等の整備を促進する。

イ 世界自然遺産登録などを生かした交流拡大のための方策

(7) 世界自然遺産登録を見据えた取組の推進

A 国立公園等保護地域の管理

- 国の管理運営計画の作成を促進するとともに、国立公園における保護の課題や提供すべきサービス等について総合的に検討し、自然環境の保全、利用施設の整備及び維持管理、利用者サービスの提供など、同計画に基づき、地域の関係者が分担して実施すべき取組を推進する。

B 価値の維持

- 希少種の保護対策については、奄美群島希少野生生物保護対策協議会※において関係機関との調整を進めつつ、その保護のための適切な施策を講じるとともに、モニタリング調査や情報発信等を行うなど、多様な自然の生態系を把握、保全するための取組を進める。
- 生態系及び生物多様性の保全のため、関係機関が連携し、アマミノクロウサギ等のロードキル（交通事故）や希少種の盗採等への対策の推進、外来種の対策として、オオキンケイギク、アメリカハマグルマ等の駆除等を行うほか、ノイヌ、ノネコ等の対策として、飼養動物の適切な飼育管理の徹底を促進するとともに、捕獲等を含めた体制整備を進める。

サンゴ礁の保護・再生対策については、地域のボランティア、NPO※等とも連携して、オニヒトデ等の駆除やモニタリング調査、環境学習等の促進を図る。

- 奄美野生生物保護センターと連携した希少種の生態や生息地等の調査・研究、外来生物対策、保護思想の普及啓発等を総合的に推進するとともに、その活用を図る。
- 過去の人間の活動によって損なわれてきた自然生態系については、より健全なものに甦らせるための検討を行うとともに、自然公園などの保護地域以外においても、希少種の保護を図る。
- 「奄美群島エコツーリズム推進全体構想※」に基づき、奄美群島エコツーリズム推進協議会による奄美群島認定エコツアーガイド※の育成やツアーの受入体制の整備等を進める。
- 世界自然遺産※登録に伴う観光客数の増加による過剰利用を防止し、自然環

境の保全と利用の両立を図るため、「奄美群島持続的観光マスタープラン※」に基づき、利用のルールを作成や受入体制の整備を進める。

- 各種事業の実施に当たっては、当該地域の多様で豊かな自然環境への影響に配慮して必要な措置を講じる。

C 気運の醸成

- 世界自然遺産推薦地としての価値の維持の重要性などについて、地域住民の理解と協力を得て、群島が一体となった世界自然遺産登録を見据えた取組を推進する。

また、屋久島など他の世界自然遺産登録地と連携して、登録による成果と保全管理上の課題、持続可能な利用の取組、地域社会が果たす役割等を紹介するセミナー等を開催し、世界自然遺産登録へ向けた地域の気運の醸成を図る。

(イ) 共生ネットワークの形成

- 徳之島の多様で豊かな自然、その自然と深く関わりながら育まれてきた生活環境、歴史・文化、伝統技術・芸能、特産品等の奄美群島の「宝」を保全・活用するため、こうした「環境文化」をよく知る住民に対する聞き取りを行い、記録に努めるとともに、人と自然が共生する地域づくりにおいては、奄美群島自然共生プラン※に基づき、人と自然が共生するためのネットワークの形成を促進する。
- 奄美群島の自然と文化の関わりや、その多様性・由来等についての調査研究を推進し、知的情報の集積及び情報発信を図る。

(ウ) 群島内外との交流の促進

- 世界遺産や地域特性を生かし国内外のクルーズ船の誘致に取り組む。
- 奄美大島へのLCC※就航等による交流人口の拡大を生かし、徳之島～奄美間をはじめとする群島間の交通の利便性向上を図りながら、世界自然遺産登録の効果を群島全体へ波及させる取組を推進する。
- 世界自然遺産登録による観光客増を視野に入れ、国際チャーター便の徳之島空港への就航促進に向けた取組の検討を行う。
- 今後も目覚ましい経済発展が期待され、地理的・歴史的にも関係が深いアジア地域との交流を一層促進し、交流人口の増加を図る。
- 地理的・歴史的・文化的につながりの深い沖縄県との県際交流を促進するため、交通や情報通信ネットワークの整備等の交流・連携の基盤づくりを促進するとともに、それぞれの地域の特色ある観光拠点を結んだ観光ネットワークの形成等を展開する。

特に、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会※を中心に、地域の主体的な取組による官民挙げての交流・連携を促進する。今後も目覚ましい経済発展が期待され、地理的・歴史的にも関係が深いアジア地域との交流を一層促進し、交流人口の増加を図る。

ウ 滞在型・着地型観光を促進するための方策

(7) 地域資源を生かした観光施策の展開

A 観光資源の活用

- 豊かな地域資源を有効に活用した体験プログラムの充実を図りながら、引き続き、「あまみシマ博覧会※」の実施やエコツーリズム※の推進など、この島ならではの滞在型・着地型観光プログラムづくりを促進する。
- 世界自然遺産※登録の効果を群島各島へ波及させるため、世界自然遺産奄美トレイルの設定及びその活用を推進する。
- 徳之島が有する「鹿児島島のウェルネス※」を再認識し、磨き上げることにより、地域住民の健康づくりに生かすとともに、国内外に効果的に発信することにより、様々な交流を促進する。
- 暖かい気候を生かしたスポーツ合宿の誘致に努めるとともに、天城クロスカントリーパーク等でのマラソン、駅伝、トライアスロン大会等の各種スポーツイベントや闘牛大会など個性豊かな各種イベントの開催等を促進する。

B 観光施設等の受入体制の整備

- 与名間海浜公園や畦プリンスビーチ海浜公園、瀬田海海浜公園など海洋性レクリエーション施設や、地域文化情報発信施設「徳之島なくさみ館」などの活用を図るとともに、滞在型・着地型観光に対応した観光施設等の整備を進めながら、金見崎ソテツトンネルや犬田布岬など、個性ある地域資源を組み合わせた周遊観光ルートづくりに努める。
- 観光客が目的地に円滑に移動できるよう、観光案内標識等を整備するとともに、沿道には、景観及び自然環境に配慮した植栽等を行い、地域住民との協働による適切な維持管理の下に快適性の向上を図る。
- 2020年に鹿児島県で開催する国体も見据え、国内外のトップアスリート等のスポーツ合宿にも対応できる質の高い環境を提供するため、スポーツ施設の整備・充実を促進する。
- 観光事業者等のおもてなしの向上、観光案内機能の充実、島コーディネーター※の活用、観光ガイドや奄美群島地域通訳案内士※等の人材の育成・確保や組織化など、観光客の受入体制の整備・強化を図る。
- キャッシュレス※化など、新たなニーズに対応した観光施設や宿泊施設等の整備・充実を促進する。

C 観光交通体系の整備

- 航空路線については、県管理空港の着陸料軽減や運航費補助などにより、徳之島～奄美路線などその維持・確保を図るとともに、鹿児島や奄美とを結ぶ路線において、「奄美群島振興交付金」を活用し、観光客等に対する航空運賃の軽減を実施することで、同島の交流人口拡大を図ってきたところである。引き続き、路線の維持・確保を図りつつ、更なる交流人口拡大に向けた施策を推進する。
- 群島内外を結んだ周遊型観光を推進するため、空港・港湾等の交通拠点の整備を促進する。
- 航路については、群島各島や鹿児島、沖縄間を結ぶ航路において、「奄美群

島振興交付金」を活用し、観光客等に対する航路運賃の軽減を実施することで、同島の交流人口拡大を図ってきたところである。引き続き、更なる交流人口の拡大に向けた施策を推進する。

- 群島内の島々を観光船等で周遊できるクルージングネットワーク※の形成を図る。
- 空港や港と島内の観光地を結ぶ循環道路等の整備を引き続き推進する。
主要観光ルート、休憩展望等のための駐車場や公衆トイレ等を整備するほか、奄美群島らしい景観が保全されるよう路傍植栽等の管理に努める。

D 魅力ある観光情報の発信

- メディアやSNS※等の各種媒体を積極的に活用し、国内外への魅力ある観光情報の発信に努める。
- 県外のある地域の旅行会社等を対象としたセールスや招請の実施、旅行会社が企画する商品化の支援などの取組を進め、徳之島の認知度向上とともに、更なる誘客を図る。

E 地場産業との連携

- 農林水産業や奄美黒糖焼酎等の特産品の地場産業と連携し、多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や、地元農林水産物を活用した特産品、土産品の開発・提供を促進する。

F アジアをはじめとする海外を視野に入れた観光政策の推進

- 今後増加が見込まれるアジアをはじめとする海外からの観光客を視野に入れ、多言語によるインターネット等での情報発信や外国語併記の観光案内標識等の設置を推進する。

(イ) 愛着を育む地域文化の継承、創造

- 徳之島の風土に根ざした豊かな地域文化を振興するため、優れた芸術文化や固有の伝統文化に直にふれあう機会を創出するとともに、文化施設等の積極的活用を図る。
- 天然記念物の保護・管理や史跡の整備を促進するなど、地域の文化財の保存・活用及び愛護思想の普及・高揚を図る。
また、学校教育や社会教育の場で、島唄や八月踊りなどの伝統文化の保存・伝承及び伝統文化を披露する機会を創出する取組を進めるほか、体験交流等を推進し、固有の文化等を継承・活用する活動を促進する。

エ 奄美群島が抱える条件不利性の改善

(ア) 運賃、輸送コストの軽減

- 沖縄県と比べて割高な奄美群島の航空運賃及び航路運賃について、運賃軽減を継続するとともに、住民に準ずる者に対しても支援をする。
- 消費地に農林水産物を出荷する際の輸送コストを軽減するための支援を継続するとともに、加工品及び原材料等の輸送コストの軽減を図る。
- 交流人口拡大に向けた航空・航路の更なる需要喚起を図る。
また、LCC※就航等による交流人口の拡大を生かし、群島間や沖縄間の交通

の利便性向上を図りながら、世界自然遺産※登録の効果を群島全体へ波及させる取組を推進する。

(イ) 物価の軽減

- 国の支援制度により、離島のガソリン価格の引き下げが行われているが、石油製品等価格は本土と比べ割高となっているため、安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行う。

(ウ) 交通基盤の整備

A 航空交通

- 航空機の安全運航の確保及び航空輸送需要の動向に対応した空港施設の更新・改良に努める。
- 離島航空路線に係る補助や着陸料の軽減措置等の支援に努めながら、航空路線の維持を図る。

また、鹿児島空港等との路線拡充のための取組を進める。

B 海上交通

- 亀徳港については、外郭施設の整備を進め、夏季における定期船の就航率の向上、台風波浪による浸水被害等に対する上屋等の安全性の確保を図る。

平土野港については、港湾施設の老朽化対策を推進し、既存岸壁の有効活用も含めたクルーズ船の受入環境の整備を図る。

また、島内の港湾においては、港湾施設の適正な維持管理や既存施設の老朽化対策の推進に努める。

さらに、町管理港湾については、亀徳港や平土野港との機能分担を考慮した施設整備の可能性について検討する。

- 離島航路の維持・改善に努める。

また、航路運賃の軽減による住民の生活利便性の向上、観光の振興等を図る。

C 陸上交通

- 島内を循環する主要地方道の伊仙亀津徳之島空港線及び伊仙天城線や一般県道等の整備を推進し、島内各地域から空港、港湾及び中心市街地へのアクセスを改善する。

- 災害に強い道路づくりを進めていくため、道路防災総点検等に基づいた防災対策を優先的に進める。

- 老朽化する道路ストックを適切に維持管理するため、計画的に維持・修繕を進める。

- 廃止路線代替バス※については、引き続き、必要な路線の維持を図るとともに、コミュニティバス※やデマンド型交通※など、地域の実情に合わせた多様な運行形態への転換を促進する。

(エ) 防災及び国土保全

A 消防防災の充実

- 消防ポンプ自動車や高規格救急自動車※等資機材の整備を促進するととも

に、救急救命士の養成を図るなど、常備消防体制の充実・強化を図る。

- 防火水槽等、消防施設の整備を促進するとともに、消防団員加入促進と活動の活性化に努める。
- 住民や防災関係機関等への迅速・的確な情報提供体制の整備、災害危険箇所の掌握点検・周知徹底、要配慮者対策の推進や自主防災組織※の育成等による住民の防災意識の高揚を図るなど、地域防災対策の強化に努める。また、集中豪雨や台風、地震・津波等による災害の未然防止を図るため、防災関連施設の総合的な整備や避難施設の機能強化、通信設備の整備など防災対策を推進する。
- 災害時における相互応援体制の連携・強化や消防・防災ヘリコプター及び奄美ドクターヘリを活用した迅速な応急対策の推進、救急医療体制の強化など災害支援体制の充実に努める。

B 治山対策の推進

- 荒廃山地の早期復旧と山地災害の未然防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した治山対策を推進するとともに、既存施設の点検補修等を図る。
また、山地防災ヘルパー等を活用した危険地区の周知などハード・ソフトが連携した防災対策を推進する。
- 農地や人家等における風害・潮害の防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した海岸防災林の計画的な整備を図る。
また、防災林の適切な管理に努めるとともに、施設点検や補修等の実施による老朽化対策を推進する。
- 保安林の適正な管理を図るとともに、森林に関する自然条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、計画的に保安林指定を推進する。

C 治水対策の推進

- 自然環境や生態系等に十分留意し、河川の氾濫等による浸水被害の軽減や再度災害防止を図るとともに、既存施設の老朽化対策の推進に努める。
- 土砂災害の未然防止や、早期復旧を図るため、人家や公共施設、要配慮者利用施設※等を保全する土砂災害防止施設の計画的な整備を進めるとともに、既存施設の老朽化対策を推進する。
- 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定、土砂災害警戒情報や雨量水位情報等の防災情報提供等を推進し、町の警戒避難体制の整備を促進する。
気候変動により施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予測されるため、地域社会機能の継続性を確保することを目的として、水防災意識社会の再構築※を目指した取組を推進する。

D 海岸保全の推進

- 台風常襲地帯であり、また、近年、地震活動が活発であることから、高潮や津波等による災害を防止するため、自然環境や生態系等にも配慮した海岸保全施設の整備及び既存施設の老朽化対策を推進する。

オ 奄美群島の生活基盤の確保・充実

(7) 保健医療福祉

A 保健医療

(A) 健康づくりの推進

- 脳卒中をはじめとする生活習慣病の発症及び重症化予防を図るため、健康かごしま 21※や各市町村健康増進計画※に基づき、住民の生活習慣の改善への取組を進めるとともに、医療保険者等が行う特定健康診査、特定保健指導※等の保健事業を総合的に促進する。
- 安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、適切な妊婦健診の受診、不妊治療の受診に対する交通費等の支援、総合的な小児医療・周産期医療※の充実など、母子保健医療対策の充実を図る。

(B) 保健医療体制の総合的整備

- 地域住民の健康の保持及び増進を図るため、徳之島保健所を地域保健対策の広域的かつ専門的・技術的拠点として充実を図るとともに、市町村をはじめ健康関連団体を支援し、住民による主体的な健康づくり活動を促進する。
- 複雑化・多様化する住民の健康問題に適切に対応するため、今後とも、町保健師の計画的確保や資質向上に努める。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療の環境を整備するために、多職種による医療と介護の連携強化や住民への普及啓発等の取組を強化する。
- 保健医療については、県立大島病院を中心として、沖縄県の協力も得ながら群島内の医療連携体制の充実を図るとともに、地域医療構想調整会議※を通じた医療機関相互の協議を促進し、病床機能の分化・連携を推進する。
また、医師をはじめとした医療従事者の安定的確保を図る。
- 県立大島病院においては、地域救命救急センターの救急医療体制を充実させるとともに、重症患者の救急搬送体制の強化を図る。
また奄美ドクターヘリの安定運用を図る。

B ハブ対策

- ハブ個体数を減少させ咬傷者を減らすため、引き続き生きハブの買上を実施するとともに、住環境からのハブ駆除と、自然の中でのハブとの共存法を研究する。
さらに、住民に最新情報を含めたハブの危険性とその対処方法について普及啓発を行うとともに、観光客等に最新のハブ情報の提供、発信等に努める。
- 携帯用毒吸出器の活用の周知を図るとともに、「はぶウマ抗毒素※」を市町村や医療機関に配備し、咬傷時の緊急治療対策等の充実を図る。

C 社会福祉

(A) 高齢者福祉対策の充実

- 高齢者が、長年の経験の中で培ってきた知識や技能を生かして積極的に

社会参加し生きがいのある生活を送れるよう、地域社会の担い手として、生活づくり、地域づくり、健康づくりへの主体的参加を促進する県民総ぐるみの「すこやか長寿社会運動※」を積極的に展開する。

(B) 介護サービスの確保

- 介護保険制度については、市町村に対し、安定的かつ適切な事業運営等が図られるよう支援を行うほか、高齢者の状態に応じた適切な介護サービス提供基盤の確保や各種研修等を通じた介護サービスの質の確保・向上等に努める。

高齢者が安心して在宅での生活を続けられるよう、介護予防や認知症対策、在宅医療等を推進するとともに、地域包括支援センター※を中心とした地域包括ケア体制※の強化・推進を図る。

(C) 障害者福祉対策の充実

- 障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進める。
- 障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり等、地域の社会資源を活用した体制の整備を進める。
- 障害児について、早期発見や早期支援とともに、身近な地域で安心して療育が受けられる支援体制の整備を進める。

(D) 児童福祉対策の充実

- 国の子ども・子育て支援新制度を踏まえ、児童福祉施設の整備や運営に関しての適正な水準を確保するとともに、老朽施設の改築等による生活・保育環境の整備や保育所等における多様な保育需要に対応した特別保育の実施促進、放課後児童の健全育成を図るための放課後児童クラブ※の設置促進など、健やかに子どもを産み育てられる環境づくりを図る。
- 児童虐待防止対策については、児童相談所や市町村・警察等の各関係機関による緊密な連携を図り、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応に努める。

(E) 母子・寡婦・父子家庭の福祉対策の充実

- 母子・寡婦・父子家庭に対し、就業支援講習会の開催や福祉資金の貸付等により社会的・経済的な自立を促進する。
- 家庭生活支援員の派遣や生活・生業等についての相談、指導などの施策を推進する。

(F) 地域福祉の推進

- 高齢者支援のための総合的な窓口である地域包括支援センター※の機能

強化を図るとともに、見守り活動のモデル地区を設けるなど、高齢者など援護を必要とする方々を地域ぐるみで見守る地域見守りネットワークづくりや住民参加による町地域福祉計画策定の促進を図る。

- 社会人や学生の社会福祉施設体験学習等を通じて、ボランティアやNPO※活動を促進するとともに、町社会福祉協議会の基盤強化等に努める。

(イ) 教育及び人材育成

A 教育

(A) 学校教育の充実

- 個に応じた指導の充実に努めるとともに、地域の伝統・文化や豊かな自然を生かした体験活動を取り入れるなど、特色ある教育活動の充実を図る。
また、学校間の交流学习を促進するとともに、インターネット等のICT※を活用した「分かる」授業※の推進や児童生徒の情報活用能力の育成を図る。

- 小中学校の校舎やへき地教員宿舎等については、計画的な非構造部材の耐震化や老朽化対策を促進するとともに、県立学校の校舎等についても同様に整備を推進する。

- 高等学校においては、学校が地域や家庭と連携しながら「開かれた教育課程」の実現を目指すとともに、教員の授業改善及び生徒の自己学習力や学ぶ意欲の向上など学力向上に向けた総合的な取組を推進し、将来の地域産業を担う人材の育成を目指し、高校生のインターンシップ※や企業訪問等の取組を促進する。

- 本地域内の一部町には高等学校等がないため、他町の高等学校等へ進学する生徒への修学支援に努める。

- 特別支援教育※については、県立大島養護学校のセンター的機能※の充実を図りながら、個別の教育支援計画等に基づき、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズにこたえるために、関係機関が連携・協働して体制整備を推進する。

また、特別支援学校高等部支援教室の充実に努める。

- 鹿児島大学大学院が開講している奄美サテライト教室※徳之島分室の機能充実に向けて、受講科目の拡充や受講生確保のため、広報活動の強化及び円滑な運営を促進する。

また、国内外の大学等が行っている無料オンライン講座等の遠隔教育の利用促進を図るため、その普及啓発に努める。

(B) 生涯学習の充実

- 生涯学習や地域文化振興の拠点となる公民館、図書館、文化会館等の機能の充実と整備を促進する。

- 奄美の産業・文化の調査・研究を含む、県立短期大学の教育研究活動の具体的な内容を積極的に地域発信する奄美サテライト講座を開講することにより、学習の場を提供する。

- かがしま県民大学中央センター，市町村，大学等と連携して，生涯学習推進体制の充実を図り，多様で高度な学習機会を提供する。
- 県子ども読書活動推進計画※に基づいた取組を促進する。
- 地域スポーツの振興を図るため，社会体育施設の整備を促進する。
スポーツ・レクリエーション活動を積極的に促進して，地域住民のスポーツ活動への参加意欲を喚起する。

B 人材育成

(A) 地域を支える人材の育成・確保

- 将来の地域産業を担う人材の育成を目指し，高校生のインターンシップ※や企業訪問等の取組を促進する。
- 青少年の自立の精神と豊かな感性のかん養，国際的感覚やふるさとを愛する心の醸成を目的とした青少年育成県民運動を家庭・学校・職場・地域等が一体となって積極的に推進する。
- 鹿児島大学大学院が開講している奄美サテライト教室※徳之島分室の機能充実に向けて，受講科目の拡充や受講生確保のため，広報活動の強化及び円滑な運営を促進する。
- かがしま県民大学中央センターや県立奄美図書館等の機能を生かした多様で高度な学習機会を提供する。

(B) 暮らしを支える担い手の育成・確保

- 地域の保健・福祉・医療を確保するため，医師をはじめとした医療従事者や福祉・介護人材の育成や安定的確保に努める。
また，地域において，社会貢献活動を担うボランティア，NPO※等の人材育成を促進する。
- 地域の伝統文化を担う人材の育成を図るため，徳之島固有の郷土芸能や伝統行事等に触れる機会の確保に努めるとともに，その保存・継承を促進する。
- 環境教育・環境学習等を推進し，地球環境を守るかがしま県民運動※を進める人材の育成を図る。
- 希少野生動植物等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

(C) 産業を支える人材の育成・確保

- 担い手の確保・育成については，就農相談活動の実施，農業次世代人材投資資金※の活用その他，天城町農業センター等での就農前研修や就農後の発展状況に応じた研修などによる新規就農者の育成を推進するとともに，町担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動により，農業法人を含む認定農業者の確保・育成を図る。

また，家族経営協定の締結や地域農産物を利用した農産物加工・販売等の起業活動を促進するなど女性が能力を発揮できる環境整備や，農業機械の共同利用組織や農作業の受託組織の育成など地域営農の取組を推進する。

- 水産業における人材育成については、新たな担い手の確保を図るため、就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため、漁業研修制度や制度資金の充実、中核的な漁業者、漁協青壮年部、女性グループ等の育成や活動促進を行う。
- 林業技術研修制度等を通じ、林業就業者等の育成を推進する。
- 新事業の創出や起業化の促進、製造業を支える人材の育成など、関係機関と連携を図りながら、起業家や中小企業等の人材育成を図る。
- 奄美特有の観光資源を活用した地域観光（エコツアーガイド認定制度※による質の高いサービス提供等）を担う人材を育成する。
増加が見込まれる外国人観光客等への対応については、奄美群島地域通訳案内士※等の育成・確保を促進する。

(ウ) 生活環境

A 水道

- 安全で安定した生活用水の確保による快適な生活環境を確保するため、水道施設の統合整備や新たな水源の確保、老朽化施設の更新及び耐震化等を図るとともに広域的な連携を促進する。

また、琉球石灰岩に由来する地下水の硬度等の問題がある南部地域では、高度浄水施設※等の整備を促進する。

災害や干ばつなどによって水源が枯渇し、水道水の供給が不可能となった際の応急給水に対応するための給水車の導入を促進するほか、停電時の非常用電源設備等の設置の促進によって、安定したライフラインの確保を図る。

また、水道施設におけるポンプ等のエネルギー消費を低減する設備や、未利用圧力の活用を図る設備等を導入することにより、省エネ・再生可能エネルギーの導入促進を図る。

B 都市基盤

- 秩序ある市街地の形成と良好・快適な都市環境を確保するため、都市基盤施設の整備促進を図る。

都市における良好な生活環境の確保等のため、都市公園等の整備を促進する。

- 生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。併せて、老朽化した施設の計画的な改築を行うことで機能維持を図る。

C 住環境の整備

- 公営住宅については、住まいのセーフティネット※の役割を踏まえつつ、地域の実情や課題に応じた良質な住宅の供給を図るため、建替や改善等の手法を適切に選択しながら、住宅の長寿命化と良質なストックの維持に努める。

また、民間事業者の活用や空き家の活用により公営住宅を補完する住まいの確保を検討する。

D 安全・安心まちづくりの推進

- 犯罪の未然防止や交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、通学路等の交通安全施設についても計画的な整備を進める。

E 地域環境の保全

- 良好な地域環境を維持するため、市町村と連携を図りながら、大気環境や水環境の保全及び騒音や悪臭等の防止に努める。
- 海岸漂着物対策については、「県海岸漂着物対策推進地域計画※」に基づき、関係機関との連携を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理等を推進する。
- ヤンバルトサカヤスデについては、地域の実情に応じた効果的な駆除方法やまん延防止対策、環境整備等について普及啓発を図る。

F 循環型社会の形成

- ごみ処理については、ごみの減量化・リサイクルを引き続き促進していく。
また、家電リサイクルについては、引き続き町・関係団体と連携しながら、指定引取場所の設置や海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施等の促進を図るほか、自動車リサイクルについても、海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施の促進を図る。

小型家電リサイクルについては、回収体制の整備など、その円滑な実施の促進を図る。

ごみの不法投棄については、住民や排出事業者等に対する意識の啓発、不適正処理に関する監視指導の徹底など適正処理の推進を図る。

- し尿処理については、し尿と生活雑排水を同時に処理する公共下水道及び合併処理浄化槽※の整備を促進する。併せて、老朽化した施設の計画的な改築を行うことで機能維持を図る。
- 産業廃棄物については、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに、産業廃棄物処理施設の整備を促進する。

また、家畜排せつ物については、処理施設の整備を進め、適正処理の徹底に努めるとともに、堆肥としての利活用を促進する。

さらに、建設廃棄物については、発生量の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底に努める。

G 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施

- 道路、河川、農業農村整備など公共事業の実施に当たっては、世界自然遺産※登録を見据えて、「公共事業における環境配慮指針※」に基づく野生生物の生息・生育・繁殖環境や良好な景観の形成に配慮した事業実施に向けた支援策の検討、自然環境に対する理解や配慮ができる人材や関係者に適切な指導助言ができる人材の確保・育成、施工業者等に対する希少種や環境配慮の基本的知識等に関する研修会の実施などを推進する。

さらに、赤土等流出防止対策については、公共事業等の各段階での対策、各種防止技術の調査研究及び開発事業者や施工業者等への啓発、指導徹底を図る。

また、農用地等からの流出防止の必要性等についても、農業者や地域住民

等に対する普及啓発を図る。

(I) 資源・エネルギー

A 水資源

- 既存水源の有効利用を図りながら、老朽化したため池等の改修を推進し、水資源の安定確保に努める。
- 多様な森林整備を行い、水源かん養機能の強化を図る。

B 再生可能エネルギー

- 今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、自然公園等の保護地域や希少な動植物等への影響にも十分配慮し、再生可能エネルギー導入ビジョン 2018※に基づいて、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進する。

C 電力

- 電力の需給状況等の的確な把握に努め、電力の安定供給の確保を促進する。

カ 地域主体の取組の促進

(7) 共生・協働の地域社会※づくり

- 地域コミュニティ、NPO※、企業などの多様な主体が連携・協力し、地域で支え合う奄美の良き伝統や地域資源を生かしながら、地域課題の解決や地域の豊かな未来づくりに向けて、ビジネスの手法も活用した持続可能な取組が活発に行われる地域社会の形成を促進する。

6 沖永良部島の振興方策

(1) 地域の概要

沖永良部島は、航路距離で本土から547km、奄美市名瀬から166kmの奄美大島の南西海上に位置し、面積約94km²、和泊町及び知名町の2町に約13,000人が居住している。

航空路では鹿児島空港と1日3往復、徳之島空港、那覇空港と1日1往復の定期便で結ばれており、航路では、和泊港には徳之島や与論島等と毎日上下それぞれ1便の定期船が就航し、知名漁港は平土野港等と週2便の定期船で結ばれている。平坦な島で、全面積の48%を耕地が占めている。昇竜洞は県の天然記念物に指定されており、近年では、こうした地形を生かしてケイビング※が行われている。

また、平成7年度にばれいしょが、平成25年度にテッポウユリが、それぞれかごしまブランド※に指定されるなど、農業が盛んな島である。平成19年度に国営かんがい排水事業が採択され、現在、地下ダム建設が進められている。

(2) 施策の展開

ア 定住を促進するための方策

(7) 産業の振興

A 農業

(A) 担い手の確保・育成

- 担い手の確保・育成については、就農相談活動の実施、農業次世代人材投資資金※の活用により新規就農者を確保する。

和泊町実験農場や現地就農トレーナーによる就農後の発展状況に応じた支援による新規就農者の育成を推進する。

市町村担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動により、農業法人を含む認定農業者※の確保・育成を図る。

また、家族経営協定の締結や地域農産物を利用した農産物加工・販売等の起業活動を促進するなど、女性農業者が能力を発揮できる環境を整備するとともに、農業機械の共同利用組織や農作業の受託組織の育成など、高齢農業者も参加しやすい地域営農の取組を推進する。

(B) 農地利用，基盤整備等

- 農地利用については、共有者不明農地の貸借も含めた農地中間管理事業の活用や農業委員会による農地のあっせん活動などによる担い手への農地の集積・集約化の取組を加速化する。

また、農業委員会の農地パトロール等を通じて、農地の利用状況の把握に努めながら、各般の施策を活用した耕作放棄地の発生防止・解消を推進し、優良農地の確保を図る。

なお、担い手等が不足し、耕作放棄地の多い地域等においては、企業等の農業参入を促進するとともに、簡易な基盤整備等の推進により耕作放棄地の解消を図る。

- 農業生産基盤については、赤土流出防止など自然環境等への影響にも配慮し、地下ダムやため池等を活用した畑地かんがい、区画整理、農道等の整備、土層改良による土づくり等を促進するとともに、造成された各種施設のライフサイクルコスト※の低減と長寿命化を図る。

(C) 付加価値の高い生産，販売，流通

- さとうきびについては、需要に応じた生産量の確保を図るため、収穫面積の維持に努めるとともに、かんがい施設を活用したかん水の徹底、適期管理、地域に適した品種の普及等により単収の向上を図る。

また、機械化一貫体系の普及・確立や品目別経営安定対策※の対象となる担い手・生産者組織の育成など、より効率的な生産体制への誘導を図るとともに、粗糖生産においては、国内産糖の価格競争力の強化と働き方改革を踏まえた効率化に努めるなど、さとうきび生産農家の経営安定と製糖企業の健全な運営を促進する。

- 野菜については、畑地かんがいの水利用による生産性の向上を図りながら、ばれいしょを中心に栽培技術の向上や機械化による作業の省力化等を促進することにより、消費地への安定供給及び更なる産地拡大を図る。

また、花きについては、畑地かんがいの水利用による生産性の向上を図りながら、新品種の導入や平張施設※、低コストで災害に強いハウス施設等の生産施設の整備の推進による産地体制の強化に努める。

さらに、果樹については、マンゴー等の栽培技術の向上や防風施設等の整備を推進し、品質向上と安定生産に努めるとともに、産地拡大を図る。

- 葉たばこについては、栽培技術の向上に加え、共同乾燥・貯蔵施設の効率的活用や機械導入による省力化を推進するとともに、ほ場の団地化による生産の合理化等を図る。

また、さとうきびとの輪作による低コストで高品質な葉たばこの安定生産に努める。

- 肉用牛については、さとうきびや園芸作物との複合経営を基本として、
①自給粗飼料確保のための飼料生産基盤の整備や優良品種・草種の導入、
草地の更新による単収向上、地域未利用資源の積極的な活用、
②肉用牛の改良、飼養管理技術の向上、コントラクター組織※等の外部支援組織の利用による低コストで高品質な肉用子牛生産を推進する。

なお、畜産については、①家畜疾病の発生予防及びまん延を防止するため、更なる家畜衛生対策の徹底、②家畜排せつ物の適正な管理等による環境と調和した畜産経営の推進を図る。

- 農産物の販路拡大については、安心・安全で品質の良い県産農畜産物の更なるブランド力の向上に向けて、消費者コミュニケーションの充実・強化を図りながら、「かごしま」を前面に打ち出した取組を展開する。

- 農産物の輸送については、フリーザーコンテナ※及び集出荷予冷施設の効率的利活用を図るなど、鮮度保持対策と新鮮な農畜産物を迅速に低コストで輸送する体制の確立に努める。

また、輸送コストの支援については、流通条件の不利性を改善し、本土産地と同一条件を整えるとともに、生産振興計画に基づく生産基盤の強化を促進する。

- 農産物の付加価値向上については、マンゴーや桑などを活用した6次産業化※等を推進し、生産者所得の向上を図り、地域の雇用確保や活性化に資する。

(D) 生産性向上

- 農業技術の開発については、亜熱帯果樹・さとうきび・野菜・花きなどの栽培技術や病虫害防除技術、機械化による省力化技術、土壌管理技術の研究のほか、在来種を含む地域特産物の新用途や商品化のための技術開発、気候変動の影響を緩和する技術や重粘土壌※に対応できる技術開発を推進する。

また、新技術・新品種の普及・定着に向け、地域特性を生かした効率的・効果的な普及指導活動を展開する。

- 省力化や高品質生産に向けて園芸品目やさとうきびにおけるドローン※を活用した生育診断・薬剤散布や畜産における発情発見装置など、ロボット技術やIOT※等を活用したスマート農業※の導入・普及を推進する。

- 特殊病虫害※対策については、ミカンコミバエの侵入防止対策及びカンキツグリーニング病※等の防除対策を推進する。

- 鳥獣被害防止対策については、市町村鳥獣被害対策実施隊※の活動を支援

するとともに、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の3つの取組をソフト・ハード両面にわたり総合的に推進する。

(E) 農業災害対策

- 農業災害対策については、低コストで災害に強いハウス施設、平張施設※や防風林等の積極的な整備促進を図るとともに、農地の防災についても、ため池や用排水施設の整備のほか高潮等による農地の被害を防止するため海岸の保全に努める。
- 農業制度資金については、災害が発生した際に、日本政策金融公庫や他の民間金融機関と連携して、被災農家の経営再建を支援する農業制度資金の円滑な融通と既貸付金の償還条件の緩和を図る。

また、関係機関と連携して農業保険（農業共済及び収入保険※）への加入と災害が発生した際の共済金の早期支払いを促進する。特に、さとうきび共済の加入率は約8割と群島内で最も高いものの、近年減少傾向にあるため、加入率が低い園芸施設共済と併せて、引き続き加入拡大を促進する。

(F) 農業団体

- 農業協同組合については、今後とも組織・事業の効率化を促進するとともに、地域農業の担い手づくりなど営農指導体制の強化や、広域的なブランド産地づくり、生産販売体制の強化等を促進する。
- 農業共済組合等については、事務の効率化・合理化を図るとともに、多様化する農家ニーズに対応した農業保険（農業共済及び収入保険）への加入促進等に取り組む。

(G) 安心・安全な農畜産物の安定供給

- 安心・安全な農畜産物の安定供給については、IPM（総合的病害虫・雑草管理）の推進による化学合成農薬の使用低減や、家畜排せつ物を原料とする良質堆肥による健全な土づくりなどにより、環境と調和した農業を推進するとともに、「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）※」などのGAP※の普及等により、食の安心・安全の確保を図る。

(H) 食育及び地産地消

- 食育※・地産地消※については、農林漁業体験や奄美の食材を使った郷土料理の調理体験などを通じて、地域の農林水産業への理解と食文化の継承を推進する。

また、学校給食や病院等への地域食材の供給や、飲食店、宿泊施設、直売所等における地域食材の活用を促進する。

(I) 農村の振興

- 農村の振興については、集落住民の自主的な話し合い活動を基本に、NPO※法人など地域外の活力も活用した共生・協働の農村（むら）づくり運動※を推進し、豊かな自然や伝統文化を生かしながら、地域住民がゆとりとやすらぎを実感できる農村社会の維持・発展を図る。
- 農地等を保全する地域ぐるみの水土里サークル活動（多面的機能支払交

付金) ※を推進し、国土保全や水源かん養、景観形成など農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図る。

- 農村環境の整備については、自然環境等との調和を図りながら、集落道路、農業集落排水施設※、営農飲雑用水施設※等の整備を促進し、やすらぎのある農村環境の実現による定住促進を図る。
- 都市と農村の交流については、豊かな自然や伝統文化、亜熱帯性の気候を生かした多彩な農業・農産物など、地域ならではの魅力の発信や、農産物直売所、体験施設、農家民宿などを活用したグリーン・ツーリズム※等の充実を図るとともに、農山漁村滞在型観光をビジネスとして実施できる「農泊※」の受入体制を構築し、観光産業とも連携した農林水産業等の体験・交流を推進する。

B 観光産業

- 観光は経済的に裾野が広く、多くの産業分野に波及効果をもたらす産業であり、沖永良部島の地理的・自然的特性を生かすことができることから、地域資源を生かした観光施策の展開を図る。

なお、施策の詳細については、イ(ウ)、ウ(ア)において記載する。

C 情報通信産業

- 地域の特性やニーズに応じた情報通信基盤の利活用を促進するとともに、適切な維持管理の確保を図る。
- 地域公共ネットワーク※など公共の情報通信基盤の適切な維持管理の確保を図る。
- 公衆無線LAN※については、外国人観光客の誘客などの観光面や、災害時の情報連絡手段など防災面での活用を図るため、主要な観光・防災拠点における公衆無線LAN※の整備を促進する。
- 携帯電話について、次世代高速通信サービスの導入を促進する。
- 関係機関と連携しながら、中小製造業者が行うIOT※・AI※等を活用した生産性向上に向けた取組を推進する。
- ホームページ等を活用した観光や特産品などの情報発信等を行う。
また、(一社)奄美群島観光物産協会※等によるホームページなどを活用した特産品販売等の取組を支援する。
- 地上デジタル放送施設の維持管理・更新等に係る住民や放送事業者の負担の軽減を図るとともに、ラジオの難聴取の解消を促進する。
CATV※が整備されている地域については、メディアの特性等を生かして地域の情報通信手段としての機能の維持・向上を図る。

D 地域の特性を生かした産業の振興

(A) 水産業

a 沿岸・沖合漁場の整備開発

- 周辺海域における漁業資源の有効利用を促進し漁業生産力の向上を図るため、魚礁、浮魚礁設置による沿岸・沖合漁場の整備、瀬物類をはじ

めとした水産資源の管理等を推進する。

b 漁場環境の保全

- 陸上から流出する赤土や海域からの漂着油等による漁場汚染の防止に努めるほか、藻場※を再生するため、ホンダワラ類の藻場※造成手法の調査研究を推進する。また、サンゴ礁周辺の漁場を守るため、オニヒトデの駆除対策等を支援する。

c 漁港の整備

- 安全な漁業活動を確保するため、漁港施設の長寿命化対策※を計画的に推進するとともに、水産物の生産・流通等の拠点となる知名漁港において、大規模地震等に備えた漁港施設の強靱化対策を推進する。

d 漁船漁業の振興

- 周辺海域における漁場及び資源の調査、漁場の造成や漁港整備、浮魚礁の積極的な利用や新しい漁具・漁法の導入を推進し、漁業生産力の向上を図る。

漁業資源の適切な管理と有効利用のため、資源の維持・回復への取組を推進するとともに、操業に支障を及ぼすサメの被害対策を促進する。

- 世界自然遺産※登録を見据え、遊漁船業等の海洋レクリエーションや水産資源を活かした体験ツアーの確立等による漁家所得の向上を促進する。

e 栽培漁業の推進

- スジアラ等の地域特産種の種苗生産・放流技術開発や種苗生産技術が確立したシラヒゲウニ等の魚種の放流事業化の検討と併せ、地元における資源の適正管理を促進する。

f 栽培漁業の推進

- ヒトエグサ養殖業の振興を図る。

g 流通の合理化、消費の拡大

- 流通の合理化や消費の拡大を図るため、効率的な出荷体制を構築するための施設等の整備や輸送コストを支援するとともに、地元水産物のブランド化を促進する。

- 島内消費の拡大を図るため、魚食普及活動※や地産地消※の取組を促進する。

h 水産加工業の振興

- 既存の加工品に加え、世界自然遺産登録を見据え、消費者や観光客等のニーズに対応した加工品の商品化に取り組むとともに、大消費地での商談会等への参加など、島内外で販路拡大を促進する。

i 担い手の確保・育成

- 新たな担い手の確保を図るため、就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため、漁業研修制度や制度資金の充実、中核的な漁業者、漁協青壮年部、女性グループ等の育成や活動促進を行う。

j 漁業協同組合の育成強化

- 漁業協同組合がその役割を十分発揮できるよう，県漁業協同組合連合会など系統組織と連携しながら，経営基盤の強化を促進する。

k 漁村の生活環境の向上と活性化

- 安全で快適な漁村の実現を図るため，生活環境施設や防災安全施設等の整備を促進するとともに，地域水産物の直販施設の整備や沖永良部島の水産資源を生かしたブルー・ツーリズム※等により漁村の活性化を促進する。

(B) 林業

a 森林整備の推進

- 森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため，生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ，適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により，健全な森林資源の維持造成を推進する。
- 松くい虫被害対策を講じるとともに，島外からの被害材持ち込み等に対する監視を継続する。

b 特用林産物の振興

- キクラゲ等の生産体制や集出荷体制を整備するなど，地域特性を生かした特用林産物の産地づくりを推進する。

c 森林とのふれあいの推進

- 沖永良部島の自然や景観を生かした森林の整備・保全を図るとともに，地域住民等の憩いの場等としての利用を促進する。
また，森林ボランティア※の育成など体験学習等の支援体制を整備するとともに，小・中学校等を対象とした森林環境教育を推進する。

d 新たな森林資源の利用及び保全に関する調査研究

- イタジイ等の広葉樹など地域産材の利用拡大や亜熱帯森林の保全等に関する調査研究を推進する。

(C) 商工業

a 工業

(a) 特産品

- 奄美黒糖焼酎については，地域団体商標※や大消費地での物産展等を活用した銘柄確立や国内外への販路拡大を支援する。
また，消費者ニーズに合った商品開発や島内産黒糖使用による付加価値の高い商品など，多様な商品づくりを促進するとともに，焼酎蒸留廃液の農地還元以外の処理システムの確立及び有効活用を促進する。
- パパイアやキクラゲ等の農林水産物等や花き類を利用した加工品の開発・商品化を促進するとともに，物産展・インターネット等を活用した販路拡大を図る。
- 奄美群島成長戦略ビジョン※などを踏まえ，奄美ブランドを確立する

ために、群島が一体となって、奄美群島の持つ独自の魅力を産業振興に生かした総合的なプロモーション※を促進する。

- （公財）奄美群島地域産業振興基金協会の事業により、新商品開発研修会の開催や、原図コンテストによるデザイン力向上等を推進する。

(b) 企業立地

- かがしま製造業振興方針※（平成 28 年 3 月改訂）に基づき、企業等への財政支援、環境整備、販売促進支援、人材確保・育成支援、技術支援等を行うとともに、県と市町村が一体となって、特色ある農林水産資源を生かした農林水産資源活用型産業、地理的制約を受けにくい情報関連サービス産業、高付加価値小型部品製造業及び伝統ある本場奄美大島紬を生かした繊維関連産業など、奄美地域の優位性を生かせる業種、またはハンディキャップの克服が可能な業種の企業立地の促進を図る。

また、奄美地域の強みである地域資源を活用した地元企業による新たな事業展開や新事業の創出などを促進する。

b 商業

- 地域の消費者ニーズへの対応や地域課題の解決に向けた取組等への支援やキャッシュレス※化の普及を図るなど、地域と一体となった魅力ある商店、商店街づくりを促進するとともに、観光産業とも連携した特産品の開発と販売を促進する。

c 中小企業

- 人口構造の少子化・高齢化による需要の変化など、社会経済の変化に対応した新事業の創出や I o T※・A I※等を活用した県内中小企業の生産性向上等を促進するとともに、意欲ある中小企業者の経営革新への取組等を支援する。
- 中小企業者の経営革新等に向けての自助努力を支援するため、県中小企業融資制度※や中小企業経営革新支援制度※の活用を促進するとともに、（公財）かがしま産業支援センター及び商工会など、関係団体における指導事業の充実や人材育成のための研修会の開催などの事業活動の促進を図る。
- 中小企業者の創業・事業再生・事業承継への支援については、地域経済の活力維持が図られるよう、県中小企業融資制度※や各種支援制度の活用を促進するとともに、金融機関、商工団体等と連携強化を図る。

c 起業支援

- 新たな雇用の創出や地域の活性化等を図るため、創業または事業拡大を行う場合などの設備投資資金、運転資金に対する支援を行うとともに、関係機関の連携による総合的な支援体制の充実・強化を図り、地域における起業を促進する。
- 若者や女性等による新たな視点からの起業を促進するとともに、県工

業技術センターによる地域資源の高度利用に関する研究を推進し、地域企業への移転・実用化を進めるなど、群島内の豊かな地域資源を生かした商品開発等の取組を支援することにより、起業化や新分野展開への取組を促進する。

- 中小製造業者の創業や新分野への進出、規模拡大を目指すための研究開発や設備投資等の取組を支援する。

(D) 雇用、ワークライフバランス

- 地域の特性を生かした地域産業の育成による地域経済の振興を図ることにより、雇用の創出に努めるとともに、ワークライフバランス※の推進を図る。
- 地域の特性を生かした農林水産業や観光の振興及び大島紬、奄美黒糖焼酎など地場産業の育成による地域経済の振興発展を図る。
- 県と市町村が一体となって、企業の人材確保の促進、立地環境の整備及び企業立地優遇制度の拡充などにより、地域の特性を生かした企業立地の促進を図るとともに、地域の特性及び地元の創意を生かした産業の発展を支援する。
- 高度なICT※利活用能力を有する人材の育成を促進し、各種産業の立地促進や地元企業の育成、競争力の向上を図る。
- 各地域の「強み」である地域産業資源を活用した地元企業による新たな事業展開や新事業の創出などを促進することにより、地域経済の振興発展を図るとともに、中小企業経営革新支援制度※や県中小企業融資制度※の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新等へ向けた取組を支援する。
- (公財)かごしま産業支援センターなど、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実強化を図るとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し、関係機関と連携して開発した技術の普及を図ることなどにより、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。
- 地域雇用開発促進法※に基づく地域雇用開発助成金※(地域雇用開発コース)や地域雇用活性化推進事業※等の活用により、雇用機会の拡充等に向けた取組を積極的に推進するとともに、労働者の雇用の安定と拡大を図るために、多様化している企業のニーズに対応した職業能力開発施策を展開する。
- 農業における雇用の創出については、かごしま農業経営相談所※を活用した農業経営の法人化や多角化、企業等の農業参入を促進するとともに、就業希望者への就農相談活動や、和泊町実験農場などによる研修等の実施により新規就農者の確保・育成を図る。
- 水産業・林業における雇用の創出については、関係団体等と連携して、就業希望者への就業相談や研修を行うほか、新規就業者を対象とした技術

研修等の実施により、新たな担い手の確保・育成を図る。

- 医療・福祉・介護事業における雇用の創出及び確保については、地域医療を担う人材や、福祉・介護ニーズに的確に対応できるような人材の育成・確保に取り組むとともに、多様なサービス基盤の確保、民間事業者への事業支援、介護労働者の能力開発の支援、介護労働者の雇用管理の改善を推進する。
- 新事業の創出や起業化の促進、製造業を支える人材の育成など、関係機関と連携を図りながら、起業家や中小企業等の人材育成を図る。

(イ) 移住・交流の促進

- 地域の活力維持・活性化に向けて、移住関連情報の発信や移住希望者からの相談対応などを行うとともに、定住促進住宅等の整備を促進する。

イ 世界自然遺産登録などを生かした交流拡大のための方策

(7) 世界自然遺産登録を見据えた取組の推進

A 国立公園等保護地域の管理

- 国の管理運営計画の作成を促進するとともに、国立公園における保護の課題や提供すべきサービス等について総合的に検討し、自然環境の保全、利用施設の整備及び維持管理、利用者サービスの提供など、同計画に基づき、地域の関係者が分担して実施すべき取組を推進する。

B 価値の維持

- 希少種の保護対策については、その保護のための適切な施策を講じるとともに、モニタリング調査や情報発信等を行うなど、多様な自然の生態系を把握、保全するための取組を進める。
- サンゴ礁の保護・再生対策については、地域のボランティア、NPO※等とも連携して、オニヒトデ等の駆除やモニタリング調査、環境学習等の促進を図る。
- 奄美野生生物保護センターと連携した希少種の生態や生息地等の調査・研究、外来生物対策、保護思想の普及啓発等を総合的に推進するとともに、その活用を図る。
- 過去の人間の活動によって損なわれてきた自然生態系については、より健全なものに甦らせるための検討を行うとともに、自然公園などの保護地域以外においても、希少種の保護を図る。
- 世界自然遺産※登録に伴う観光客数の増加による過剰利用を防止し、自然環境の保全と利用の両立を図るため、「奄美群島持続的観光マスタープラン※」に基づき、利用のルールを作成や受入体制の整備を進める。

また、「奄美群島エコツーリズム推進全体構想※」に基づき、奄美群島エコツーリズム推進協議会による奄美群島認定エコツアーガイド※の育成やツアーの受入体制の整備等を進める。

- 各種事業の実施に当たっては、当該地域の多様で豊かな自然環境への影響に配慮して必要な措置を講じる。

C 気運の醸成

- 世界自然遺産推薦地としての価値の維持の重要性などについて、地域住民の理解と協力を得て、群島が一体となった世界自然遺産登録を見据えた取組を推進し、世界自然遺産登録へ向けた地域の気運の醸成を図る。

(イ) 共生ネットワークの形成

- 沖永良部島の多様で豊かな自然、その自然と深く関わりながら育まれてきた生活環境、歴史・文化、伝統技術・芸能、特産品等の奄美群島の「宝」を保全・活用するため、こうした「環境文化」をよく知る住民に対する聞き取りを行い、記録に努めるとともに、人と自然が共生する地域づくりにおいては、奄美群島自然共生プラン※に基づき、人と自然が共生するためのネットワークの形成を促進する。
- 奄美群島の自然と文化の関わりや、その多様性・由来等についての調査研究を推進し、知的情報の集積及び情報発信を図る。

(ウ) 群島内外との交流の促進

- 世界遺産や地域特性を生かし国内外のクルーズ船の誘致に取り組む。
- 奄美大島へのLCC※就航等による交流人口の拡大を生かし、沖永良部～徳之島（奄美）間をはじめとする群島間の交通の利便性向上を図りながら、世界自然遺産登録の効果を群島全体へ波及させる取組を推進する。
- 今後も目覚ましい経済発展が期待され、地理的・歴史的にも関係が深いアジア地域との交流を一層促進し、交流人口の増加を図る。
- 地理的・歴史的・文化的につながりの深い沖縄県との県際交流を促進するため、交通や情報通信ネットワークの整備等の交流・連携の基盤づくりを促進するとともに、それぞれの地域の特色ある観光拠点を結んだ観光ネットワークの形成等を展開する。

特に、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会※を中心に、地域の主体的な取組による官民挙げての交流・連携を促進する。今後も目覚ましい経済発展が期待され、地理的・歴史的にも関係が深いアジア地域との交流を一層促進し、交流人口の増加を図る。

ウ 滞在型・着地型観光を促進するための方策

(7) 地域資源を生かした観光施策の展開

A 観光資源の活用

- 豊かな地域資源を有効に活用した体験プログラムの充実を図りながら、引き続き、「あまみシマ博覧会※」の実施やエコツーリズム※の推進など、この島ならではの滞在型・着地型観光プログラムづくりを促進する。
- 世界自然遺産※登録の効果を群島各島へ波及させるため、世界自然遺産奄美トレイルの設定及びその活用を推進する。
- 沖永良部島が有する「鹿児島島のウェルネス※」を再認識し、磨き上げることにより、地域住民の健康づくりに生かすとともに、国内外に効果的に発信することにより、様々な交流を促進する。

B 観光施設等の受入体制の整備

- 昇竜洞や田皆岬など拠点となる観光地をはじめ、日本一のガジュマル、西郷隆盛や琉球王朝にまつわる史跡、季節毎の花等を組み合わせることにより、島内を周遊することができる観光ルートづくりに努める。
- 観光客が目的地に円滑に移動できるよう、観光案内標識等を整備するとともに、沿道には、景観及び自然環境に配慮した植栽等を行い、地域住民との協働による適切な維持管理の下に快適性の向上を図る。
- 観光事業者等のおもてなしの向上、観光案内機能の充実、島コーディネーター※の活用、観光ガイドや奄美群島地域通訳案内士※等の人材の育成・確保や組織化など、観光客の受入体制の整備・強化を図る。
- キャッシュレス※化など、新たなニーズに対応した観光施設や宿泊施設等の整備・充実を促進する。

C 観光交通体系の整備

- 航空路線については、県管理空港の着陸料軽減や運航費補助などにより、沖永良部～徳之島路線など、その維持・確保を図るとともに、鹿児島、徳之島、那覇を結ぶ路線において、「奄美群島振興交付金」を活用し、観光客等に対する航空運賃の軽減を実施することで、同島の交流人口拡大を図ってきたところである。引き続き、路線の維持・確保を図りつつ、更なる交流人口拡大に向けた施策を推進する。
- 群島内外を結んだ周遊型観光を推進するため、空港・港湾等の交通拠点の整備を促進する。
- 航路については、群島各島や鹿児島、沖縄間を結ぶ航路において、「奄美群島振興交付金」を活用し、観光客等に対する航路運賃の軽減を実施することで、同島の交流人口拡大を図ってきたところである。引き続き、更なる交流人口の拡大に向けた施策を推進する。
- 群島内の島々を観光船等で周遊できるクルージングネットワーク※の形成を図る。
- 空港や港と島内の観光地を結ぶ循環道路等の整備を引き続き推進する。
主要観光ルート、休憩展望等のための駐車場や公衆トイレ等を整備するほか、奄美群島らしい景観が保全されるよう路傍植栽等の管理に努める。

D 魅力ある観光情報の発信

- メディアやSNS※等の各種媒体を積極的に活用し、国内外への魅力ある観光情報の発信に努める。
- 県外の旅行会社等を対象としたセールスや招請の実施、旅行会社が企画する商品化の支援などの取組を進め、沖永良部島の認知度向上とともに、更なる誘客を図る。

E 地場産業との連携

- 花や園芸作物の産地としての特性を生かして、農林水産業や奄美黒糖焼酎等の特産品の地場産業と連携し、多彩な体験プログラムの提供等による体験

型観光の推進や、地元農林水産物を活用した特産品、土産品の開発・提供を促進する。

F アジアをはじめとする海外を視野に入れた観光政策の推進

- 今後増加が見込まれるアジアをはじめとする海外からの観光客を視野に入れ、多言語によるインターネット等での情報発信や外国語併記の観光案内標識等の設置を推進する。

(イ) 愛着を育む地域文化の継承，創造

- 沖永良部島の風土に根ざした豊かな地域文化を振興するため、優れた芸術文化や固有の伝統文化に直にふれあう機会を創出するとともに、文化施設等の積極的活用を図る。
- 天然記念物の保護・管理や史跡の整備を促進するなど、地域の文化財の保存・活用及び愛護思想の普及・高揚を図る。

また、学校教育や社会教育の場で、村踊りなどの伝統文化の保存・伝承及び伝統文化を披露する機会を創出する取組を進めるほか、体験交流等を推進し、固有の文化等を継承・活用する活動を促進する。

エ 奄美群島が抱える条件不利性の改善

(7) 運賃，輸送コストの軽減

- 沖縄県と比べて割高な奄美群島の航空運賃及び航路運賃について、運賃軽減を継続するとともに、住民に準ずる者に対しても支援をする。
- 消費地に農林水産物を出荷する際の輸送コストを軽減するための支援を継続するとともに、加工品及び原材料等の輸送コストの軽減を図る。
- 交流人口拡大に向けた航空・航路の更なる需要喚起を図る。

また、LCC※就航等による交流人口の拡大を生かし、群島間や沖縄間の交通の利便性向上を図りながら、世界自然遺産※登録の効果を群島全体へ波及させる取組を推進する。

(イ) 物価の軽減

- 国の支援制度により、離島のガソリン価格の引き下げが行われているが、石油製品等価格は本土と比べ割高となっているため、安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行う。

(ウ) 交通基盤の整備

A 航空交通

- 航空機の安全運航の確保及び航空輸送需要の動向に対応した空港施設の更新・改良に努める。
- 離島航空路線に係る補助や着陸料の軽減措置等の支援に努めながら、航空路線の維持を図る。

また、鹿児島島空港等との路線拡充のための取組を進める。

B 海上交通

- 和泊港については、外郭施設の整備を図り、花きなどの出荷が集中する春季における北東方向の波浪に対応する整備を推進するとともに、港湾施設の

適正な維持管理や既存施設の老朽化対策の推進に努める。

また、町管理港湾については、貨物船や漁船等の安全な利用を図るため港湾施設の適正な維持管理及び既存施設の老朽化対策の推進に努める。

- 離島航路の維持・改善に努める。

また、航路運賃の軽減による住民の生活利便性の向上、観光の振興等を図る。

C 陸上交通

- 島内を循環する一般県道国頭知名線等の整備を推進し、島内各地域から空港、港湾及び中心市街地へのアクセスを改善するとともに、島内各集落間の交通の円滑化、住民の利便性向上に努める。
- 災害に強い道路づくりを進めていくため、道路防災総点検等に基づいた防災対策を優先的に進める。
- 老朽化する道路ストックを適切に維持管理するため、計画的に維持・修繕を進める。
- 廃止路線代替バス※については、引き続き、必要な路線の維持を図るとともに、コミュニティバス※やデマンド型交通※など、地域の実情に合わせた多様な運行形態への転換を促進する。

(E) 防災及び国土保全

A 消防防災の充実

- 消防ポンプ自動車や高規格救急自動車※等資機材の整備を促進するとともに、救急救命士の養成を図るなど、常備消防体制の充実・強化を図る。
- 防火水槽等、消防施設の整備を促進するとともに、消防団員加入促進と活動の活性化に努める。
- 住民や防災関係機関等への迅速・的確な情報提供体制の整備、災害危険箇所の掌握点検・周知徹底、要配慮者対策の推進や自主防災組織※の育成等による住民の防災意識の高揚を図るなど、地域防災対策の強化に努める。また、集中豪雨や台風、地震・津波等による災害の未然防止を図るため、防災関連施設の総合的な整備や避難施設の機能強化、通信設備の整備など防災対策を推進する。
- 災害時における相互応援体制の連携・強化や消防・防災ヘリコプター及び奄美ドクターヘリを活用した迅速な応急対策の推進、救急医療体制の強化など災害支援体制の充実に努める。

B 治山対策の推進

- 荒廃山地の早期復旧と山地災害の未然防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した治山対策を推進するとともに、既存施設の点検補修等を図る。
また、山地防災ヘルパー等を活用した危険地区の周知などハード・ソフトが連携した防災対策を推進する。
- 農地や人家等における風害・潮害の防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した海岸防災林の計画的な整備を図る。

また、防災林の適切な管理に努めるとともに、施設点検や補修等の実施による老朽化対策を推進する。

- 保安林の適正な管理を図るとともに、森林に関する自然条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、計画的に保安林指定を推進する。

C 治水対策の推進

- 自然環境や生態系等に十分留意し、河川の氾濫等による浸水被害の軽減や再度災害防止を図るとともに、既存施設の老朽化対策の推進に努める。
- 土砂災害の未然防止や、早期復旧を図るため、必要に応じて、人家や公共施設、要配慮者利用施設※等を保全する土砂災害防止施設の整備を行う。
- 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定、土砂災害警戒情報や雨量水位情報等の防災情報提供等を推進し、町の警戒避難体制の整備を促進する。

気候変動により施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予測されるため、地域社会機能の継続性を確保することを目的として、水防災意識社会の再構築※を目指した取組を推進する。

D 海岸保全の推進

- 台風常襲地帯であり、また、近年、地震活動が活発であることから、高潮や津波による災害を防止するため、自然環境や生態系等にも配慮した海岸保全施設の整備及び既存施設の老朽化対策を推進する。

オ 奄美群島の生活基盤の確保・充実

(7) 保健医療福祉

A 保健医療

(A) 健康づくりの推進

- 脳卒中をはじめとする生活習慣病の発症及び重症化予防を図るため、健康かごしま 21※や各市町村健康増進計画※に基づき、住民の生活習慣の改善への取組を進めるとともに、医療保険者等が行う特定健康診査、特定保健指導※等の保健事業を総合的に促進する。
- 安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、適切な妊婦健診の受診、不妊治療の受診に対する交通費等の支援、総合的な小児医療・周産期医療※の充実など、母子保健医療対策の充実を図る。

(B) 保健医療体制の総合的整備

- 地域住民の健康の保持及び増進を図るため、徳之島保健所を地域保健対策の広域的かつ専門的・技術的拠点として充実を図るとともに、町をはじめ健康関連団体を支援し、住民による主体的な健康づくり活動を促進する。
- 複雑化・多様化する住民の健康問題に適切に対応するため、今後とも、町保健師の計画的確保や資質向上に努める。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療の環境を整備するために、多職種による医療と介護の連携強化や住民への普及啓発等の取組を強化する。

- 保健医療については、県立大島病院を中心として、沖縄県の協力も得ながら群島内の医療連携体制の充実を図るとともに、地域医療構想調整会議※を通じた医療機関相互の協議を促進し、病床機能の分化・連携を推進する。
また、医師をはじめとした医療従事者の安定的確保を図る。
- 県立大島病院においては、地域救命救急センターの救急医療体制を充実させるとともに、重症患者の救急搬送体制の強化を図る。
また奄美ドクターヘリの安定運用を図る。

B 社会福祉

(A) 高齢者福祉対策の充実

- 高齢者が、長年の経験の中で培ってきた知識や技能を生かして積極的に社会参加し生きがいのある生活を送れるよう、地域社会の担い手として、生活づくり、地域づくり、健康づくりへの主体的参加を促進する県民総ぐるみの「すこやか長寿社会運動※」を積極的に展開する。

(B) 介護サービスの確保

- 介護保険制度については、市町村に対し、安定的かつ適切な事業運営等が図られるよう支援を行うほか、高齢者の状態に応じた適切な介護サービス提供基盤の確保や各種研修等を通じた介護サービスの質の確保・向上等に努める。

高齢者が安心して在宅での生活を続けられるよう、介護予防や認知症対策、在宅医療等を推進するとともに、地域包括支援センター※を中心とした地域包括ケア体制※の強化・推進を図る。

(C) 障害者福祉対策の充実

- 障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進める。
- 障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり等、地域の社会資源を活用した体制の整備を進める。
- 障害児について、早期発見や早期支援とともに、身近な地域で安心して療育が受けられる支援体制の整備を進める。

(D) 児童福祉対策の充実

- 国の子ども・子育て支援新制度を踏まえ、児童福祉施設の整備や運営に関しての適正な水準を確保するとともに、老朽施設の改築等による生活・保育環境の整備や保育所等における多様な保育需要に対応した特別保育の実施促進、放課後児童の健全育成を図るための放課後児童クラブ※の設置促進など、健やかに子どもを産み育てられる環境づくりを図る。

- 児童虐待防止対策については、児童相談所や市町村・警察等の各関係機関による緊密な連携を図り、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応に努める。

(E) 母子・寡婦・父子家庭の福祉対策の充実

- 母子・寡婦・父子家庭に対し、就業支援講習会の開催や福祉資金の貸付等により社会的・経済的な自立を促進する。
- 家庭生活支援員の派遣や生活・生業等についての相談、指導などの施策を推進する。

(F) 地域福祉の推進

- 高齢者支援のための総合的な窓口である地域包括支援センター※の機能強化を図るとともに、高齢者など援護を必要とする方々を地域ぐるみで見守る地域見守りネットワークづくりや、住民参加による町地域福祉計画策定の促進を図る。
- 福祉施設におけるワークキャンプ※や福祉活動体験等を通じて、ボランティアやNPO※活動の促進を図るとともに、市町村社会福祉協議会の基盤強化等に努める。

(イ) 教育及び人材育成

A 教育

(A) 学校教育の充実

- 個に応じた指導の充実に努めるとともに、地域の伝統・文化や豊かな自然を生かした体験活動を取り入れるなど、特色ある教育活動の充実を図る。
また、学校間の交流学习を促進するとともに、インターネット等のICT※を活用した「分かる」授業※の推進や児童生徒の情報活用能力の育成を図る。
- 小中学校の校舎やへき地教員宿舎等については、計画的な非構造部材の耐震化や老朽化対策を促進するとともに、県立学校の校舎等についても同様に整備を推進する。
- 高等学校においては、学校が地域や家庭と連携しながら「開かれた教育課程」の実現を目指すとともに、教員の授業改善及び生徒の自己学習力や学ぶ意欲の向上など学力向上に向けた総合的な取組を推進し、将来の地域産業を担う人材の育成を目指し、高校生のインターンシップ※や企業訪問等の取組を促進する。
- 本地域内の一部町には高等学校等がないため、他町の高等学校等へ進学する生徒への修学支援に努める。
- 特別支援教育※については、県立大島養護学校のセンター的機能※の充実を図りながら、個別の教育支援計画等に基づき、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズにこたえるために、関係機関が連携・協働して体制整備を推進する。
また、特別支援学校高等部支援教室の充実に努める。

- 国内外の大学等が行っている無料オンライン講座等の遠隔教育の利用促進を図るため、その普及啓発に努める。

(B) 生涯学習の充実

- 生涯学習や地域文化振興の拠点となる公民館、図書館、文化会館等の機能の充実と整備を促進する。
- 奄美の産業・文化の調査・研究を含む、県立短期大学の教育研究活動の具体的な内容を積極的に地域発信する奄美サテライト講座を開講することにより、学習の場を提供する。
- かごしま県民大学中央センター、市町村、大学等と連携して、生涯学習推進体制の充実を図り、多様で高度な学習機会を提供する。
- 県子ども読書活動推進計画※に基づいた取組を促進する。
- 地域スポーツの振興を図るため、社会体育施設の整備を促進する。
スポーツ・レクリエーション活動を積極的に促進して、地域住民のスポーツ活動への参加意欲を喚起する。

B 人材育成

(A) 地域を支える人材の育成・確保

- 将来の地域産業を担う人材の育成を目指し、高校生のインターンシップ※や企業訪問等の取組を促進する。
- 青少年の自立の精神と豊かな感性のかん養、国際的感覚やふるさとを愛する心の醸成を目的とした青少年育成県民運動を家庭・学校・職場・地域等が一体となって積極的に推進する。
- かごしま県民大学中央センターや県立奄美図書館等の機能を生かした多様で高度な学習機会を提供する。

(B) 暮らしを支える担い手の育成・確保

- 地域の保健・福祉・医療を確保するため、医師をはじめとした医療従事者や福祉・介護人材の育成や安定的確保に努める。
また、地域において、社会貢献活動を担うボランティア、NPO※等の人材育成を促進する。
- 地域の伝統文化を担う人材の育成を図るため、沖永良部島固有の郷土芸能や伝統行事等に触れる機会の確保に努めるとともに、その保存・継承を促進する。
- 環境教育・環境学習等を推進し、地球環境を守るかごしま県民運動※を進める人材の育成を図る。
- 希少野生動植物等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

(C) 産業を支える人材の育成・確保

- 農業における人材育成については、就農相談活動の実施、農業次世代人材投資資金※の活用のほか、現地就農トレーナー等による就農後の発展状況に応じた支援により、新規就農者の育成を推進するとともに、町担い手育

成総合支援協議会の経営改善支援活動により、農業法人を含む認定農業者の確保・育成を図る。

また、家族経営協定の締結や地域農産物を利用した農産物加工・販売等の起業活動を促進するなど、女性が能力を発揮できる環境整備を促進する。

- 水産業における人材育成については、新たな担い手の確保を図るため、就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため、漁業研修制度や制度資金の充実、中核的な漁業者や漁協青壮年部、女性グループ等の育成や活動促進を行う。
- 新事業の創出や起業化の促進、製造業を支える人材の育成など、関係機関と連携を図りながら、起業家や中小企業等の人材育成を図る。
- 奄美特有の観光資源を活用した地域観光（エコツアーガイド認定制度※による質の高いサービス提供等）を担う人材を育成する。

増加が見込まれる外国人観光客等への対応については、奄美群島地域通訳案内士※等の育成・確保を促進する。

(ウ) 生活環境

A 水道

- 安全で安定した生活用水の確保による快適な生活環境を維持するため、新たな水源の確保及び老朽化施設の更新及び耐震化等を図るとともに、広域的な連携を促進する。また、琉球石灰岩に由来する地下水の硬度等の問題に対応するための高度浄水施設※等の整備を促進する。

B 都市基盤

- 生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。併せて、老朽化した施設の計画的な改築を行うことで機能維持を図る。

C 住環境の整備

- 公営住宅については、住まいのセーフティネット※の役割を踏まえつつ、地域の実情や課題に応じた良質な住宅の供給を図るため、建替や改善等の手法を適切に選択しながら、住宅の長寿命化と良質なストックの維持に努める。

また、民間事業者の活用や空き家の活用により公営住宅を補完する住まいの確保を検討する。

D 安全・安心まちづくりの推進

- 犯罪の未然防止や交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、通学路等の交通安全施設についても計画的な整備を進める。

E 地域環境の保全

- 良好な地域環境を維持するため、市町村と連携を図りながら、大気環境や水環境の保全及び騒音や悪臭等の防止に努める。
- 海岸漂着物対策については、「県海岸漂着物対策推進地域計画※」に基づき、関係機関との連携を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理等を推進する。
- ヤンバルトサカヤスデについては、地域の実情に応じた効果的な駆除方法

やまん延防止対策，環境整備等について普及啓発を図る。

F 循環型社会の形成

- ごみ処理については，ごみの減量化・リサイクルを引き続き促進していく。

また，家電リサイクルについては，引き続き町・関係団体と連携しながら，指定引取場所の設置や海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施等の促進を図るほか，自動車リサイクルについても，海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施の促進を図る。

小型家電リサイクルについては，回収体制の整備など，その円滑な実施の促進を図る。

ごみの不法投棄については，住民や排出事業者等に対する意識の啓発，不適正処理に関する監視指導の徹底など適正処理の推進を図る。

- し尿処理については，し尿と生活雑排水を同時に処理する公共下水道及び合併処理浄化槽※の整備を促進する。併せて，老朽化した施設の計画的な改築を行うことで機能維持を図る。

- 産業廃棄物については，廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに，産業廃棄物処理施設の整備を促進する。

また，家畜排せつ物については，処理施設の整備を進め，適正処理の徹底に努めるとともに，堆肥としての利活用を促進する。

さらに，建設廃棄物については，発生量の抑制，再利用の促進，適正処理の徹底に努める。

G 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施

- 道路，河川，農業農村整備など公共事業の実施に当たっては，野生生物の生息・生育・繁殖環境や良好な景観の形成に配慮した自然環境配慮型公共事業の取組を推進し，また，自然再生推進法に基づいた自然再生型公共事業※の検討・採用を図る。

さらに，赤土等流出防止対策については，公共事業等の各段階での対策，各種防止技術の調査研究及び開発事業者や施工業者等への啓発，指導徹底を図る。

また，農用地等からの流出防止の必要性等についても，農業者や地域住民等に対する普及啓発を図る。

(I) 資源・エネルギー

A 水資源

- 既存水源の有効利用を図りながら，地下ダム建設や老朽化したため池等の改修を推進し，水資源の安定確保に努めるとともに，地下水や湧水の保全を積極的に図る。
- 多様な森林整備を行い，水源かん養機能の強化を図る。

B 再生可能エネルギー

- 今後の研究開発の状況等を踏まえつつ，自然公園等の保護地域や希少な動植物等への影響にも十分配慮し，再生可能エネルギー導入ビジョン 2018※に

基づいて、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進する。

C 電力

○ 電力の需給状況等の的確な把握に努め、電力の安定供給の確保を促進する。

カ 地域主体の取組の促進

(7) 共生・協働の地域社会※づくり

○ 地域コミュニティ、NPO※、企業などの多様な主体が連携・協力し、地域で支え合う奄美の良き伝統や地域資源を生かしながら、地域課題の解決や地域の豊かな未来づくりに向けて、ビジネスの手法も活用した持続可能な取組が活発に行われる地域社会の形成を促進する。

7 与論島の振興方策

(1) 地域の概要

与論島は、航路距離で本土から596km、奄美市名瀬から215kmの奄美大島の南西海上に位置し、沖縄本島を間近に眺望できる県最南端の島である。面積は約21km²、与論町の1町に約5,200人が居住している。航空路では、鹿児島空港、那覇空港、奄美空港と1日1往復の定期便で結ばれており、航路では、沖永良部島や沖縄本島と毎日上下それぞれ1便ずつの定期船で結ばれている。

海洋性の一大レクリエーション基地を中心とした観光の島として全国に知られており、観光が最も重要な産業の一つとなっている。

また、平坦地が多く、さとうきびと肉用牛、野菜、花き類を組み合わせた複合経営が行われており、近年はマンゴー等の熱帯果樹の栽培も行われている。

(2) 施策の展開

ア 定住を促進するための方策

(7) 産業の振興

A 農業

(A) 担い手の確保・育成

○ 担い手の確保・育成については、就農相談活動の実施、農業次世代人材投資資金※の活用により新規就農者を確保する。

現地就農トレーナーの支援による新規就農者の育成を推進する。

与論町担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動により、農業法人を含む認定農業者※の確保・育成を図る。

また、家族経営協定の締結や地域農産物を利用した農産物加工・販売等の起業活動を促進するなど、女性農業者が能力を発揮できる環境を整備するとともに、農業機械の共同利用組織や農作業の受託組織の育成など、高齢農業者も参加しやすい地域営農の取組を推進する。

(B) 農地利用、基盤整備等

○ 農地利用については、共有者不明農地の貸借も含めた農地中間管理事業の活用や農業委員会による農地のあっせん活動などによる担い手への農地

の集積・集約化の取組を加速化する。

また、農業委員会の農地パトロール等を通じて、農地の利用状況の把握に努めながら、各般の施策を活用した耕作放棄地の発生防止・解消を推進し、優良農地の確保を図る。

なお、担い手等が不足し、耕作放棄地の多い地域等においては、企業等の農業参入を促進するとともに、簡易な基盤整備等の推進により耕作放棄地の解消を図る。

- 農業生産基盤については、赤土流出防止など自然環境等への影響にも配慮し、ため池や湧水等を活用した畑地かんがい、区画整理、農道等の整備、土層改良による土づくり等を促進するとともに、造成された各種施設のライフサイクルコスト※の低減と長寿命化を図る。

(C) 付加価値の高い生産，販売，流通

- さとうきびについては、需要に応じた生産量の確保を図るため、遊休農地、基盤整備地区への作付、飼料作物との農地調整等により収穫面積の拡大に努めるとともに、かん水の徹底、適期管理、地域に適した品種の普及等により単収の向上を図る。

また、機械化一貫体系の普及・確立や品目別経営安定対策※の対象となる担い手・生産者組織の育成など、より効率的な生産体制への誘導を図るとともに、粗糖生産においては、国内産糖の価格競争力の強化と働き方改革を踏まえた効率化に努めるなど、さとうきび生産農家の経営安定と製糖企業の健全な運営を促進する。

- 野菜については、さといもなどの優良種苗の導入や栽培技術の向上及び高性能選果機の導入による高品質化に努め、消費地への安定供給及び更なる産地拡大を図る。

また、いんげん、にがうり等については、新品種の導入や低コストで災害に強いハウス施設等の整備の推進による産地体制の強化に努めるとともに、鮮度保持などの輸送体制の強化を図る。

さらに、キクやソリダゴ等の花き、マンゴー等の果樹については、新品種の導入や低コストで災害に強いハウス施設、平張施設※の整備の推進による産地体制の強化に努めるとともに、鮮度保持など輸送体制の強化を図る。

- 肉用牛については、さとうきびや園芸作物との複合経営を基本として、
 - ①自給粗飼料確保のための飼料生産基盤の整備や優良品種・草種の導入、草地の更新による単収向上、地域未利用資源の積極的な活用、
 - ②肉用牛の改良、飼養管理技術の向上、コントラクター組織※等の外部支援組織の利用による低コストで高品質な肉用子牛生産を推進する。

なお、畜産については、①家畜疾病の発生予防及びまん延を防止するため、更なる家畜衛生対策の徹底、②家畜排せつ物の適正な管理等による環境と調和した畜産経営の推進を図る。

- 農産物の販路拡大については、安心・安全で品質の良い県産農畜産物の更

なるブランド力の向上に向けて、消費者コミュニケーションの充実・強化を図りながら、「かごしま」を前面に打ち出した取組を展開する。

- 農産物の輸送については、フリーザーコンテナ※及び集出荷予冷施設の効率的利活用を図るなど、鮮度保持対策と新鮮な農畜産物を迅速に低コストで輸送する体制の確立に努める。

また、輸送コストの支援については、流通条件の不利性を改善し、本土産地と同一条件を整えるとともに、生産振興計画に基づく生産基盤の強化を促進する。

- 農産物の付加価値向上については、マンゴーなどを活用した6次産業化※等を推進し、生産者所得の向上を図り、地域の雇用確保や活性化に資する。

(D) 生産性向上

- 農業技術の開発については、亜熱帯果樹・さとうきび・野菜・花きなどの栽培技術や病害虫防除技術、機械化による省力化技術、土壌管理技術の研究のほか、在来種を含む地域特産物の新用途や商品化のための技術開発、気候変動の影響を緩和する技術や重粘土壌※に対応できる技術開発を推進する。

また、新技術・新品種の普及・定着に向け、地域特性を生かした効率的・効果的な普及指導活動を展開する。

- 省力化や高品質生産に向けて園芸品目やさとうきびにおけるドローン※を活用した生育診断・薬剤散布や畜産における発情発見装置など、ロボット技術やIOT※等を活用したスマート農業※の導入・普及を推進する。
- 特殊病害虫※対策については、ミカンコミバエの侵入防止対策及びカンキツグリーニング病※等の防除対策に努める。

(E) 農業災害対策

- 農業災害対策については、低コストで災害に強いハウス施設、平張施設※や防風林等の積極的な整備促進を図るとともに、農地の防災についても、ため池や用排水施設の整備のほか海岸保全施設※の計画的な整備を推進する。
- 農業制度資金については、災害が発生した際に、日本政策金融公庫や他の民間金融機関と連携して、被災農家の経営再建を支援する農業制度資金の円滑な融通と既貸付金の償還条件の緩和を図る。

また、関係機関と連携して農業保険（農業共済及び収入保険※）への加入と災害が発生した際の共済金の早期支払いを促進する。特に、さとうきび共済の加入率は約6割と近年向上しているものの、園芸施設共済の加入率が低いため、引き続き加入拡大を促進する。

(F) 農業団体

- 農業協同組合については、今後とも組織・事業の効率化を促進するとともに、地域農業の担い手づくりなど営農指導体制の強化や、広域的なブランド産地づくり、生産販売体制の強化等を促進する。

- 農業共済組合等については、事務の効率化・合理化を図るとともに、多様化する農家ニーズに対応した農業保険（農業共済及び収入保険）への加入促進等に取り組む。

(G) 安心・安全な農畜産物の安定供給

- 安心・安全な農畜産物の安定供給については、IPM（総合的病害虫・雑草管理）の推進による化学合成農薬の使用低減や、家畜排せつ物を原料とする良質堆肥による健全な土づくりなどにより、環境と調和した農業を推進するとともに、「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）※」などのGAP※の普及等により、食の安心・安全の確保を図る。

(H) 食育及び地産地消

- 食育※・地産地消※については、農林漁業体験や奄美の食材を使った郷土料理の調理体験などを通じて、地域の農林水産業への理解と食文化の継承を推進する。

また、学校給食や病院等への地域食材の供給や、飲食店、宿泊施設、直売所等における地域食材の活用を促進する。

(I) 農村の振興

- 農村の振興については、集落住民の自主的な話し合い活動を基本に、NPO※法人など地域外の活力も活用した共生・協働の農村（むら）づくり運動※を推進し、豊かな自然や伝統文化を生かしながら、地域住民がゆとりとやすらぎを実感できる農村社会の維持・発展を図る。
- 農地等を保全する地域ぐるみの水土里サークル活動（多面的機能支払交付金）※を推進し、国土保全や水源かん養、景観形成など農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図る。
- 農村環境の整備については、自然環境等との調和を図りながら、集落道路、農業集落排水施設※等の整備を促進し、やすらぎのある農村環境の実現による定住促進を図る。
- 都市と農村の交流については、豊かな自然や伝統文化、亜熱帯性の気候を生かした多彩な農業・農産物など、地域ならではの魅力の発信や、農産物直売所、体験施設、農家民宿などを活用したグリーン・ツーリズム※等の充実を図るとともに、農山漁村滞在型観光をビジネスとして実施できる「農泊※」の受入体制を構築し、観光産業とも連携した農林水産業等の体験・交流を推進する。

B 観光産業

- 観光は経済的に裾野が広く、多くの産業分野に波及効果をもたらす産業であり、与論島の地理的・自然的特性を生かすことができることから、地域資源を生かした観光施策の展開を図る。

なお、施策の詳細については、イ(ウ)、ウ(ア)において記載する。

C 情報通信産業

- 地域の特性やニーズに応じた情報通信基盤の利活用を促進するとともに、

適切な維持管理の確保を図る。

- 地域公共ネットワーク※など公共の情報通信基盤の適切な維持管理の確保を図る。
- 公衆無線LAN※については、外国人観光客の誘客などの観光面や、災害時の情報連絡手段など防災面での活用を図るため、主要な観光・防災拠点における公衆無線LAN※の整備を促進する。
- 携帯電話について、次世代高速通信サービスの導入を促進する。
- 関係機関と連携しながら、中小製造業者が行うI o T※・A I※等を活用した生産性向上に向けた取組を推進する。
- ホームページ等を活用した観光や特産品などの情報発信等を行う。
また、(一社)奄美群島観光物産協会等によるホームページなどを活用した特産品販売等の取組を支援する。
- 地上デジタル放送施設の維持管理・更新等に係る住民や放送事業者の負担の軽減を図るとともに、ラジオの難聴取の解消を促進する。

D 地域の特性を生かした産業の振興

(A) 水産業

a 沿岸・沖合漁場の整備開発

- 周辺海域における漁業資源の有効利用を促進し漁業生産力の向上を図るため、魚礁、浮魚礁設置による沿岸・沖合漁場の整備、瀬物類をはじめとした水産資源の管理等を推進する。

b 漁場環境の保全

- 陸上から流出する赤土や海域からの漂着油等による漁場汚染の防止に努めるほか、藻場※を再生するため、ホンダワラ類の藻場※造成手法の調査研究を推進する。また、サンゴ礁周辺の漁場を守るため、オニヒトデの駆除対策等を支援する。

c 漁港の整備

- 安全な漁業活動を確保するため、漁港施設の長寿命化対策※を計画的に推進する。

d 漁船漁業の振興

- 周辺海域における漁場及び資源の調査、漁場の造成や漁港整備、浮魚礁の積極的な利用や新しい漁具・漁法の導入を推進し、漁業生産力の向上を図る。

漁業資源の適切な管理と有効利用のため、資源の維持・回復への取組を推進するとともに、操業に支障を及ぼすサメの被害対策を促進する。

- 世界自然遺産※登録を見据え、遊漁船業等の海洋レクリエーションや水産資源を活かした体験ツアーの確立等による漁家所得の向上を促進する。

e 栽培漁業の推進

- スジアラ等の地域特産種の種苗生産・放流技術開発や種苗生産技術が確立したシラヒゲウニ等の魚種の放流事業化の検討と併せ、地元におけ

る資源の適正管理を促進する。

f 海面養殖業の推進

- モズク養殖業の振興を図る。

g 流通の合理化，消費の拡大

- 流通の合理化や消費の拡大を図るため，効率的な出荷体制を構築するための施設等の整備や輸送コストを支援するとともに，地元水産物のブランド化を促進する。
- 島内消費の拡大を図るため，魚食普及活動※や地産地消※の取組を促進する。

h 水産加工業の振興

- 既存の加工品に加え，世界自然遺産登録を見据え，消費者や観光客等のニーズに対応した加工品の商品化に取り組みるとともに，大消費地での商談会等への参加など，島内外で販路拡大を促進する。

i 担い手の確保・育成

- 新たな担い手の確保を図るため，就業相談や研修を行うとともに，意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため，漁業研修制度や制度資金の充実，中核的な漁業者，漁協青壮年部，女性グループ等の育成や活動促進を行う。

j 漁業協同組合の育成強化

- 漁業協同組合がその役割を十分発揮できるよう，県漁業協同組合連合会など系統組織と連携しながら，経営基盤の強化を促進する。

k 漁村の生活環境の向上と活性化

- 安全で快適な漁村の実現を図るため，生活環境施設や防災安全施設等の整備を促進するとともに，地域水産物の直販施設の整備や与論島の水産資源を生かしたブルー・ツーリズム※等により漁村の活性化を促進する。

(B) 林業

a 森林整備の推進

- 森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため，生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ，適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により，健全な森林資源の維持造成を推進する。
- 島外からの松くい虫被害材持ち込み等に対する監視を継続する。

b 森林とのふれあいの推進

- 与論島の自然や景観を生かした森林の整備・保全を図るとともに，地域住民等の憩いの場等としての利用を促進する。
また，森林ボランティア※の育成など体験学習等の支援体制を整備するとともに，小・中学校等を対象とした森林環境教育を推進する。

c 新たな森林資源の利用及び保全に関する調査研究

- イタジイ等の広葉樹など地域産材の利用拡大や亜熱帯森林の保全等に

関する調査研究を推進する。

(C) 商工業

a 工業

(a) 特産品

- 奄美黒糖焼酎については、地域団体商標※や大消費地での物産展等を活用した銘柄確立や国内外への販路拡大を支援する。
また、消費者ニーズに合った商品開発や島内産黒糖使用による付加価値の高い商品など、多様な商品づくりを促進するとともに、焼酎蒸留廃液の農地還元以外の処理システムの確立及び有効活用を促進する。
- パパイアやモズク、トビウオ、ソデイカやキハダマグロ等の農水産物を利用した郷土料理や特産品等の開発・商品化を促進するとともに、物産展・インターネット等を活用した販路拡大を図る。
- 奄美群島成長戦略ビジョン※などを踏まえ、奄美ブランドを確立するために、群島が一体となって、奄美群島の持つ独自の魅力を産業振興に生かした総合的なプロモーション※を促進する。

(b) 企業立地

- かごしま製造業振興方針※（平成 28 年 3 月改訂）に基づき、企業等への財政支援、環境整備、販売促進支援、人材確保・育成支援、技術支援等を行うとともに、県と市町村が一体となって、特色ある農林水産資源を生かした農林水産資源活用型産業、地理的制約を受けにくい情報関連サービス産業、高付加価値小型部品製造業及び伝統ある本場奄美大島紬を生かした繊維関連産業など、奄美地域の優位性を生かせる業種、またはハンディキャップの克服が可能な業種の企業立地の促進を図る。

また、奄美地域の強みである地域資源を活用した地元企業による新たな事業展開や新事業の創出などを促進する。

b 商業

- 地域の消費者ニーズへの対応や地域課題の解決に向けた取組等への支援やキャッシュレス※化の普及を図るなど、地域と一体となった魅力ある商店、商店街づくりを促進するとともに、観光産業とも連携した特産品の開発と販売を促進する。

c 中小企業

- 人口構造の少子化・高齢化による需要の変化など、社会経済の変化に対応した新事業の創出や I o T※・A I※等を活用した県内中小企業の生産性向上等を促進するとともに、意欲ある中小企業者の経営革新への取組等を支援する。
- 中小企業者の経営革新等に向けての自助努力を支援するため、県中小企業融資制度※や中小企業経営革新支援制度※の活用を促進するとともに、（公財）かごしま産業支援センター及び商工会など、関係団体における

指導事業の充実や人材育成のための研修会の開催などの事業活動の促進を図る。

- 中小企業者の創業・事業再生・事業承継への支援については、地域経済の活力維持が図られるよう、県中小企業融資制度※や各種支援制度の活用を促進するとともに、金融機関、商工団体等と連携強化を図る。

d 起業支援

- 新たな雇用の創出や地域の活性化等を図るため、創業または事業拡大を行う場合などの設備投資資金、運転資金に対する支援を行うとともに、関係機関の連携による総合的な支援体制の充実・強化を図り、地域における起業を促進する。
- 若者や女性等による新たな視点からの起業を促進するとともに、県工業技術センターによる地域資源の高度利用に関する研究を推進し、地域企業への移転・実用化を進めるなど、群島内の豊かな地域資源を生かした商品開発等の取組を支援することにより、起業化や新分野展開への取組を促進する。
- 中小製造業者の創業や新分野への進出、規模拡大を目指すための研究開発や設備投資等の取組を支援する。

(D) 雇用、ワークライフバランス

- 地域の特性を生かした地域産業の育成による地域経済の振興を図ることにより、雇用の創出に努めるとともに、ワークライフバランスの推進を図る。
- 地域の特性を生かした農林水産業や観光の振興及び大島紬、奄美黒糖焼酎など地場産業の育成による地域経済の振興発展を図る。
- 県と市町村が一体となって、企業の人材確保の促進、立地環境の整備及び企業立地優遇制度の拡充などにより、地域の特性を生かした企業立地の促進を図るとともに、地域の特性及び地元の創意を生かした産業の発展を支援する。
- 高度なICT※利活用能力を有する人材の育成を促進し、各種産業の立地促進や地元企業の育成、競争力の向上を図る。
- 各地域の「強み」である地域産業資源を活用した地元企業による新たな事業展開や新事業の創出などを促進することにより、地域経済の振興発展を図るとともに、中小企業経営革新支援制度※や県中小企業融資制度※の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新等へ向けた取組を支援する。
- (公財)かごしま産業支援センターなど、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実強化を図るとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し、関係機関と連携して開発した技術の普及を図ることなどにより、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。

- 地域雇用開発促進法※に基づく地域雇用開発助成金※（地域雇用開発コース）や地域雇用活性化推進事業※等の活用により，雇用機会の拡充等に向けた取組を積極的に推進するとともに，労働者の雇用の安定と拡大を図るために，多様化している企業のニーズに対応した職業能力開発施策を展開する。
- 農業における雇用の創出については，かごしま農業経営相談所※を活用した農業経営の法人化や多角化，企業等の農業参入を促進するとともに，就業希望者への就農相談活動や，現地就農トレーナーの支援などによる研修等の実施により新規就農者の確保・育成を図る。
- 水産業・林業における雇用の創出については，関係団体等と連携して，就業希望者への就業相談や研修を行うほか，新規就業者を対象とした技術研修等の実施により，新たな担い手の確保・育成を図る。
- 医療・福祉・介護事業における雇用の創出及び確保については，地域医療を担う人材や，福祉・介護ニーズに的確に対応できるよう人材の育成・確保に取り組むとともに，多様なサービス基盤の確保，民間事業者への事業支援，介護労働者の能力開発の支援，介護労働者の雇用管理の改善を推進する。
- 新事業の創出や起業化の促進，製造業を支える人材の育成など，関係機関と連携を図りながら，起業家や中小企業等の人材育成を図る。

(イ) 移住・交流の促進

- 地域の活力維持・活性化に向けて，移住関連情報の発信や移住希望者からの相談対応などを行うとともに，定住促進住宅等の整備を促進する。

イ 世界自然遺産登録などを生かした交流拡大のための方策

(7) 世界自然遺産登録を見据えた取組の推進

A 国立公園等保護地域の管理

- 国の管理運営計画の作成を促進するとともに，国立公園における保護の課題や提供すべきサービス等について総合的に検討し，自然環境の保全，利用施設の整備及び維持管理，利用者サービスの提供など，同計画に基づき，地域の関係者が分担して実施すべき取組を推進する。

B 価値の維持

- 希少種の保護対策については，その保護のための適切な施策を講じるとともに，モニタリング調査や情報発信等を行うなど，多様な自然の生態系を把握，保全するための取組を進める。
- サンゴ礁の保護・再生対策については，地域のボランティア，NPO※等とも連携して，オニヒトデ等の駆除やモニタリング調査，環境学習等の促進を図る。
- 奄美野生生物保護センターと連携した希少種の生態や生息地等の調査・研究，外来生物対策，保護思想の普及啓発等を総合的に推進するとともに，その活用を図る。

- 過去の人間の活動によって損なわれてきた自然生態系については、より健全なものに甦らせるための検討を行うとともに、自然公園などの保護地域以外においても、希少種の保護を図る。
- 世界自然遺産※登録に伴う観光客数の増加による過剰利用を防止し、自然環境の保全と利用の両立を図るため、「奄美群島持続的観光マスタープラン※」に基づき、利用のルールを作成や受入体制の整備を進める。
また、「奄美群島エコツーリズム推進全体構想※」に基づき、奄美群島エコツーリズム推進協議会による奄美群島認定エコツアーガイド※の育成やツアーの受入体制の整備等を進める。
- 各種事業の実施に当たっては、当該地域の多様で豊かな自然環境への影響に配慮して必要な措置を講じる。

C 気運の醸成

- 世界自然遺産推薦地としての価値の維持の重要性などについて、地域住民の理解と協力を得て、群島が一体となった世界自然遺産登録を見据えた取組を推進し、世界自然遺産登録へ向けた地域の気運の醸成を図る。

(イ) 共生ネットワークの形成

- 与論島の多様で豊かな自然、その自然と深く関わりながら育まれてきた生活環境、歴史・文化、伝統技術・芸能、特産品等の奄美の「宝」を保全・活用するため、こうした「環境文化」をよく知る住民に対する聞き取りを行い、記録に努めるとともに、人と自然が共生する地域づくりにおいては、奄美群島自然共生プラン※に基づき、人と自然が共生するためのネットワークの形成を促進する。
- 奄美群島の自然と文化の関わりや、その多様性・由来等についての調査研究を推進し、知的情報の集積及び情報発信を図る。

(ウ) 群島内外との交流の促進

- 世界遺産や地域特性を生かし国内外のクルーズ船の誘致に取り組む。
- 奄美大島へのLCC※就航等による交流人口の拡大を生かし、与論～奄美間をはじめとする群島間、並びに沖縄間の交通の利便性向上を図りながら、世界自然遺産登録の効果を群島全体へ波及させる取組を推進する。
- 今後も目覚ましい経済発展が期待され、地理的・歴史的にも関係が深いアジア地域との交流を一層促進し、交流人口の増加を図る。
- 地理的・歴史的・文化的につながりの深い沖縄県との県際交流を促進するため、交通や情報通信ネットワークの整備等の交流・連携の基盤づくりを促進するとともに、それぞれの地域の特色ある観光拠点を結んだ観光ネットワークの形成等を展開する。

特に、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会※を中心に、地域の主体的な取組による官民挙げての交流・連携を促進する。今後も目覚ましい経済発展が期待され、地理的・歴史的にも関係が深いアジア地域との交流を一層促進し、交流人口の増加を図る。

ウ 滞在型・着地型観光を促進するための方策

(7) 地域資源を生かした観光施策の展開

A 観光資源の活用

- 豊かな地域資源を有効に活用した体験プログラムの充実を図りながら、引き続き、「あまみシマ博覧会※」の実施やエコツーリズム※の推進など、この島ならではの滞在型・着地型観光プログラムづくりを促進する。
- 世界自然遺産※登録の効果を群島各島へ波及させるため、世界自然遺産奄美トレイルの設定及びその活用を推進する。
- 与論島が有する「鹿児島島のウェルネス※」を再認識し、磨き上げることにより、地域住民の健康づくりに生かすとともに、国内外に効果的に発信することにより、様々な交流を促進する。

B 観光施設等の受入体制の整備

- 海洋レクリエーションなど、滞在型・着地型観光に対応した観光施設や宿泊施設等の整備・充実を促進する。
- 空港や港と島内の観光地を結ぶ循環道路等の整備を引き続き推進するとともに、奄美群島らしい景観が保全されるよう路傍植栽等の管理に努める。
- 観光事業者等のおもてなしの向上、観光案内機能の充実、島コーディネーター※の活用、観光ガイドや奄美群島地域通訳案内士※等の人材の育成・確保や組織化など、観光客の受入体制の整備・強化を図る。
- ※化など、新たなニーズに対応した観光施設や宿泊施設等の整備・充実を促進する。

C 観光交通体系の整備

- 航空路線については、県管理空港の着陸料軽減や運航費補助などにより、与論～奄美路線など、その維持・確保を図るとともに、鹿児島、奄美、那覇を結ぶ路線において、「奄美群島振興交付金」を活用し、観光客等に対する航空運賃の軽減を実施することで、同島の交流人口拡大を図ってきたところである。引き続き、路線の維持・確保を図りつつ、更なる交流人口拡大に向けた施策を推進する。
- 群島内外を結んだ周遊型観光を推進するため、空港・港湾等の交通拠点の整備を促進する。
- 航路については、群島各島や鹿児島、沖縄間を結ぶ航路において、「奄美群島振興交付金」を活用し、観光客等に対する航路運賃の軽減を実施することで、同島の交流人口拡大を図ってきたところである。引き続き、更なる交流人口の拡大に向けた施策を推進する。
- 群島内の島々を観光船等で周遊できるクルージングネットワーク※の形成を図る。
- 空港や港と島内の観光地を結ぶ循環道路等の整備を引き続き推進するとともに、奄美群島らしい景観が保全されるよう路傍植栽等の管理に努める。

D 魅力ある観光情報の発信

- メディアやSNS※等の各種媒体を積極的に活用し、国内外への魅力ある観

光情報の発信に努める。

- 県外の旅行会社等を対象としたセールスや招請の実施，旅行会社が企画する商品化の支援などの取組を進め，与論島の認知度向上とともに，更なる誘客を図る。

E 地場産業との連携

- 農水産業や奄美黒糖焼酎等の特産品の地場産業と連携し，多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や，地元農林水産物を活用した郷土料理や特産品等の開発・提供を促進する。

F アジアをはじめとする海外を視野に入れた観光政策の推進

- 今後増加が見込まれるアジアをはじめとする海外からの観光客を視野に入れ，多言語によるインターネット等での情報発信や外国語併記の観光案内標識等の設置を推進する。

(イ) 愛着を育む地域文化の継承，創造

- 与論島の風土に根ざした豊かな地域文化を振興するため，優れた芸術文化や固有の伝統文化に直にふれあう機会を創出するとともに，文化施設等の積極的活用を図る。
- 天然記念物の保護・管理や史跡の整備を促進するなど，地域の文化財の保存・活用及び愛護思想の普及・高揚を図る。

また，与論十五夜踊等の伝統文化の保存・継承のため，学校教育や社会教育の場において，それらの活用を図るとともに，伝統文化を披露する機会を創出する取組を進めるほか，体験交流等を推進し，固有の文化等を継承・活用する活動を促進する。

エ 奄美群島が抱える条件不利性の改善

(7) 運賃，輸送コストの軽減

- 沖縄県と比べて割高な奄美群島の航空運賃及び航路運賃について，運賃軽減を継続するとともに，住民に準ずる者に対しても支援をする。
- 消費地に農林水産物を出荷する際の輸送コストを軽減するための支援を継続するとともに，加工品及び原材料等の輸送コストの軽減を図る。
- 交流人口拡大に向けた航空・航路の更なる需要喚起を図る。

また，LCC※就航等による交流人口の拡大を生かし，群島間や沖縄間の交通の利便性向上を図りながら，世界自然遺産※登録の効果を群島全体へ波及させる取組を推進する。

(イ) 物価の軽減

- 国の支援制度により，離島のガソリン価格の引き下げが行われているが，石油製品等価格は本土と比べ割高となっているため，安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行う。

(ウ) 交通基盤の整備

A 航空交通

- 航空機の安全運航の確保及び航空輸送需要の動向に対応した空港施設の更

新・改良に努める。

- 離島航空路線に係る補助や着陸料の軽減措置等の支援に努めながら、航空路線の維持を図る。

また、鹿児島空港等との路線拡充のための取組を進める。

B 海上交通

- 与論港については、定期船等の安全な利用を図るため、港湾施設の老朽化対策を推進する。

- 離島航路の維持・改善に努める。

また、航路運賃の軽減による住民の生活利便性の向上、観光の振興等を図る。

C 陸上交通

- 島内を循環する一般県道与論島循環線等の整備を推進し、空港、港湾とのアクセスを改善することにより、観光立島を支援するとともに、住民の利便性向上に努める。

- 災害に強い道路づくりを進めていくため、道路防災総点検等に基づいた防災対策を優先的に進める。

- 老朽化する道路ストックを適切に維持管理するため、計画的に維持・修繕を進める。

- 廃止路線代替バス※については、引き続き、必要な路線の維持を図るとともに、コミュニティバス※やデマンド型交通※など、地域の実情に合わせた多様な運行形態への転換を促進する。

(I) 防災及び国土保全

A 消防防災の充実

- 消防ポンプ自動車や高規格救急自動車※等資機材の整備を促進するとともに、救急救命士の養成を図るなど、常備消防体制の充実・強化を図る。

- 防火水槽等、消防施設の整備を促進するとともに、消防団員加入促進と活動の活性化に努める。

- 住民や防災関係機関等への迅速・的確な情報提供体制の整備、災害危険箇所の掌握点検・周知徹底、要配慮者対策の推進や自主防災組織※の育成等による住民の防災意識の高揚を図るなど、地域防災対策の強化に努める。また、集中豪雨や台風、地震・津波等による災害の未然防止を図るため、防災関連施設の総合的な整備や避難施設の機能強化、通信設備の整備など防災対策を推進する。

- 災害時における相互応援体制の連携・強化や消防・防災ヘリコプター及び奄美ドクターヘリを活用した迅速な応急対策の推進、救急医療体制の強化など災害支援体制の充実に努める。

B 治山対策の推進

- 荒廃山地の早期復旧と山地災害の未然防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した治山対策を推進するとともに、既存施設の点検補修等を図る。

また、山地防災ヘルパー等を活用した危険地区の周知などハード・ソフトが連携した防災対策を推進する。

- 農地や人家等における風害・潮害の防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した海岸防災林の計画的な整備を図る。

また、防災林の適切な管理に努めるとともに、施設点検や補修等の実施による老朽化対策を推進する。

- 保安林の適正な管理を図るとともに、森林に関する自然条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、計画的に保安林指定を推進する。

C 治水対策の推進

- 自然環境や生態系等に十分留意し、河川の氾濫等による浸水被害の軽減や再度災害防止を図るとともに、既存施設の老朽化対策の推進に努める。

- 土砂災害の未然防止や、早期復旧を図るため、必要に応じて、人家や公共施設、要配慮者利用施設※等を保全する土砂災害防止施設の整備を行う。

- 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定、土砂災害警戒情報や雨量情報等の防災情報提供等を推進し、町の警戒避難体制の整備を促進する。

気候変動により施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予測されるため、地域社会機能の継続性を確保することを目的として、水防災意識社会の再構築※を目指した取組を推進する。

D 海岸保全の推進

- 台風常襲地帯であり、また、近年、地震活動が活発であることから、高潮や津波等による災害を防止するため、自然環境や生態系等にも配慮した海岸保全施設の整備及び既存施設の老朽化対策を推進する。

オ 奄美群島の生活基盤の確保・充実

(7) 保健医療福祉

A 保健医療

(A) 健康づくりの推進

- 脳卒中をはじめとする生活習慣病の発症及び重症化予防を図るため、健康かごしま 21※や各市町村健康増進計画※に基づき、住民の生活習慣の改善への取組を進めるとともに、医療保険者等が行う特定健康診査、特定保健指導※等の保健事業を総合的に促進する。

- 安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、適切な妊婦健診の受診、不妊治療の受診に対する交通費等の支援、総合的な小児医療・周産期医療※の充実など、母子保健医療対策の充実を図る。

(B) 保健医療体制の総合的整備

- 地域住民の健康の保持及び増進を図るため、徳之島保健所を地域保健対策の広域的かつ専門的・技術的拠点として充実を図るとともに、市町村をはじめ健康関連団体を支援し、住民による主体的な健康づくり活動を促進する。

- 複雑化・多様化する住民の健康問題に適切に対応するため、今後とも、

町保健師の計画的確保や資質向上に努める。

- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療の環境を整備するために、多職種による医療と介護の連携強化や住民への普及啓発等の取組を強化する。
- 保健医療については、県立大島病院を中心として、沖縄県の協力も得ながら群島内の医療連携体制の充実を図るとともに、地域医療構想調整会議※を通じた医療機関相互の協議を促進し、病床機能の分化・連携を推進する。
また、医師をはじめとした医療従事者の安定的確保を図る。
- 県立大島病院においては、地域救命救急センターの救急医療体制を充実させるとともに、重症患者の救急搬送体制の強化を図る。
また奄美ドクターヘリの安定運用を図る。

B 社会福祉

(A) 高齢者福祉対策の充実

- 高齢者が、長年の経験の中で培ってきた知識や技能を生かして積極的に社会参加し生きがいのある生活を送れるよう、地域社会の担い手として、生活づくり、地域づくり、健康づくりへの主体的参加を促進する県民総ぐるみの「すこやか長寿社会運動※」を積極的に展開する。

(B) 介護サービスの確保

- 介護保険制度については、市町村に対し、安定的かつ適切な事業運営等が図られるよう支援を行うほか、高齢者の状態に応じた適切な介護サービス提供基盤の確保や各種研修等を通じた介護サービスの質の確保・向上等に努める。

高齢者が安心して在宅での生活を続けられるよう、介護予防や認知症対策、在宅医療等を推進するとともに、地域包括支援センター※を中心とした地域包括ケア体制※の強化・推進を図る。

(C) 障害者福祉対策の充実

- 障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進める。
- 障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり等、地域の社会資源を活用した体制の整備を進める。
- 障害児について、早期発見や早期支援とともに、身近な地域で安心して療育が受けられる支援体制の整備を進める。

(D) 児童福祉対策の充実

- 国の子ども・子育て支援新制度を踏まえ、児童福祉施設の整備や運営に

関しての適正な水準を確保するとともに、老朽施設の改築等による生活・保育環境の整備や保育所等における多様な保育需要に対応した特別保育の実施促進、放課後児童の健全育成を図るための放課後児童クラブ※の設置促進など、健やかに子どもを産み育てられる環境づくりを図る。

- 児童虐待防止対策については、児童相談所や市町村・警察等の各関係機関による緊密な連携を図り、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応に努める。

(E) 母子・寡婦・父子家庭の福祉対策の充実

- 母子・寡婦・父子家庭に対し、就業支援講習会の開催や福祉資金の貸付等により社会的・経済的な自立を促進する。
- 家庭生活支援員の派遣や生活・生業等についての相談、指導などの施策を推進する。

(F) 地域福祉の推進

- 高齢者支援のための総合的な窓口である地域包括支援センター※の機能強化を図るとともに、集落ごとの見守り活動の充実を図るなど、高齢者など援護を必要とする方々を地域ぐるみで見守る地域見守りネットワークづくりや住民参加による町地域福祉計画策定の促進を図る。
- 福祉施設におけるワークキャンプ※や福祉活動体験等を通じて、ボランティアやNPO※活動の促進を図るとともに、市町村社会福祉協議会の基盤強化等に努める。

(イ) 教育及び人材育成

A 教育

(A) 学校教育の充実

- 個に応じた指導の充実に努めるとともに、地域の伝統・文化や豊かな自然を生かした体験活動を取り入れるなど、特色ある教育活動の充実を図る。
また、学校間の交流学习を促進するとともに、インターネット等のICT※を活用した「分かる」授業※の推進や児童生徒の情報活用能力の育成を図る。
- 小中学校の校舎やへき地教員宿舎等については、計画的な非構造部材の耐震化や老朽化対策を促進するとともに、県立学校の校舎等についても同様に整備を推進する。
- 高等学校においては、中学校1校との連携型中高一貫教育を推進し、教員の相互乗り入れ授業、郷土学習等の地域特性を生かした特色ある教育活動を通し、6年間の教育課程のあり方、進路指導等の改善・充実を図る。
また、学校が地域や家庭と連携しながら「開かれた教育課程」の実現を目指すとともに、教員の授業改善及び生徒の自己学習力や学ぶ意欲の向上など学力向上に向けた総合的な取組を推進し、将来の地域産業を担う人材の育成を目指し、高校生のインターンシップ※や企業訪問等の取組を促進する。

- 特別支援教育※については、県立大島養護学校のセンター的機能※の充実を図りながら、個別の教育支援計画等に基づき、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズにこたえるために、関係機関が連携・協働して体制整備を推進する。

また、特別支援学校高等部支援教室の充実に努める。

- 国内外の大学等が行っている無料オンライン講座等の遠隔教育の利用促進を図るため、その普及啓発に努める。

(B) 生涯学習の充実

- 生涯学習や地域文化振興の拠点となる公民館、図書館、文化会館等の機能の充実と整備を促進する。
- 奄美の産業・文化の調査・研究を含む、県立短期大学の教育研究活動の具体的な内容を積極的に地域発信する奄美サテライト講座を開講することにより、学習の場を提供する。
- かがしま県民大学中央センター、市町村、大学等と連携して、生涯学習推進体制の充実を図り、多様で高度な学習機会を提供する。
- 県子ども読書活動推進計画※に基づいた取組を促進する。
- 地域スポーツの振興を図るため、社会体育施設の整備を促進する。
スポーツ・レクリエーション活動を積極的に促進して、地域住民のスポーツ活動への参加意欲を喚起する。

B 人材育成

(A) 地域を支える人材の育成・確保

- 将来の地域産業を担う人材の育成を目指し、高校生のインターンシップ※や企業訪問等の取組を促進する。
- 青少年の自立の精神と豊かな感性のかん養、国際的感覚やふるさとを愛する心の醸成を目的とした青少年育成県民運動を家庭・学校・職場・地域等が一体となって積極的に推進する。
- かがしま県民大学中央センターや県立奄美図書館等の機能を生かした多様で高度な学習機会を提供する。

(B) 暮らしを支える担い手の育成・確保

- 地域の保健・福祉・医療を確保するため、医師をはじめとした医療従事者や福祉・介護人材の育成や安定的確保に努める。
また、地域において、社会貢献活動を担うボランティア、NPO※等の人材育成を促進する。
- 地域の伝統文化を担う人材の育成を図るため、与論島固有の郷土芸能や伝統行事等に触れる機会の確保に努めるとともに、その保存・継承を促進する。
- 環境教育・環境学習等を推進し、地球環境を守るかがしま県民運動※を進める人材の育成を図る。
- 希少野生動植物等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促

進する。

(C) 産業を支える人材の育成・確保

- 担い手の確保・育成については、就農相談活動の実施、農業次世代人材投資資金※の活用のほか、現地就農トレーナーの支援による新規就農者の育成を推進するとともに、与論町担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動により、農業法人を含む認定農業者の確保・育成を図る。

また、家族経営協定の締結や地域農産物を利用した農産物加工・販売等の起業活動を促進するなど、女性が能力を発揮できる環境整備を促進する。

- 水産業における人材育成については、新たな担い手の確保を図るため、就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため、漁業研修制度や制度資金の充実、中核的な漁業者及び漁協青壮年部や女性グループ等の育成や活動促進を行う。
- 新事業の創出や起業化の促進、製造業を支える人材の育成など、関係機関と連携を図りながら、起業家や中小企業等の人材育成を図る。
- 奄美特有の観光資源を活用した地域観光（エコツアーガイド認定制度※による質の高いサービス提供等）を担う人材を育成する。

増加が見込まれる外国人観光客等への対応については、奄美群島地域通訳案内士※等の育成・確保を促進する。

(4) 生活環境

A 水道

- 安全で安定した生活用水の確保による快適な生活環境を維持するため、老朽化施設の更新及び耐震化等を図るとともに、広域的な連携を促進する。また、琉球石灰岩に由来する地下水の硬度等の問題に対応するための高度浄水施設※等の整備を促進する。

B 都市基盤

- 生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。併せて、集落排水施設を計画的に改築し、機能維持を図る。

C 住環境の整備

- 公営住宅については、住まいのセーフティネット※の役割を踏まえつつ、地域の実情や課題に応じた良質な住宅の供給を図るため、建替や改善等の手法を適切に選択しながら、住宅の長寿命化と良質なストックの維持に努める。

また、民間事業者の活用や空き家の活用により公営住宅を補完する住まいの確保を検討する。

D 安全・安心まちづくりの推進

- 犯罪の未然防止や交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、通学路等の交通安全施設についても計画的な整備を進める。

E 地域環境の保全

- 良好な地域環境を維持するため、市町村と連携を図りながら、大気環境や

水環境の保全及び騒音や悪臭等の防止に努める。

- 海岸漂着物対策については、「県海岸漂着物対策推進地域計画※」に基づき、関係機関との連携を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理等を推進する。
- ヤンバルトサカヤスデについては、地域の実情に応じた効果的な駆除方法やまん延防止対策、環境整備等について普及啓発を図る。

F 循環型社会の形成

- ごみ処理については、有機性廃棄物リサイクル推進施設の整備を計画中であり、ごみの減量化・リサイクルを引き続き促進していく。

また、家電リサイクルについては、引き続き町・関係団体と連携しながら、指定引取場所の設置や海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施等の促進を図るほか、自動車リサイクルについても、海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施の促進を図る。

小型家電リサイクルについては、回収体制の整備など、その円滑な実施の促進を図る。

ごみの不法投棄については、住民や排出事業者等に対する意識の啓発、不適正処理に関する監視指導の徹底など適正処理の推進を図る。

- し尿処理については、引き続き、し尿と生活雑排水を同時に処理する合併処理浄化槽※の整備を促進する。
- 産業廃棄物については、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに、産業廃棄物処理施設の整備を促進する。
また、家畜排せつ物については、処理施設の整備を進め、適正処理の徹底に努めるとともに、堆肥としての利活用を促進する。
さらに、建設廃棄物については、発生量の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底に努める。

G 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施

- 道路、河川、農業農村整備など公共事業の実施に当たっては、野生生物の生息・生育・繁殖環境や良好な景観の形成に配慮した自然環境配慮型公共事業の取組を推進し、また、自然再生推進法に基づいた自然再生型公共事業※の検討・採用を図る。

さらに、赤土等流出防止対策については、公共事業等の各段階での対策、各種防止技術の調査研究及び開発事業者や施工業者等への啓発、指導徹底を図る。

また、農用地等からの流出防止の必要性等についても、農業者や地域住民等に対する普及啓発を図る。

(I) 資源・エネルギー

A 水資源

- 既存水源の有効利用を図りながら、老朽化したため池等の改修を推進し、水資源の安定確保に努める。

B 再生可能エネルギー

- 今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、自然公園等の保護地域や希少な動植物等への影響にも十分配慮し、再生可能エネルギー導入ビジョン 2018※に基づいて、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進する。

C 電力

- 電力の需給状況等の的確な把握に努め、電力の安定供給の確保を促進する。

カ 地域主体の取組の促進

(7) 共生・協働の地域社会※づくり

- 地域コミュニティ、NPO※、企業などの多様な主体が連携・協力し、地域で支え合う奄美の良き伝統や地域資源を生かしながら、地域課題の解決や地域の豊かな未来づくりに向けて、ビジネスの手法も活用した持続可能な取組が活発に行われる地域社会の形成を促進する。

第4 独立行政法人奄美群島振興開発基金

(独) 奄美群島振興開発基金(以下「奄美基金」という。)は、振興開発計画の目標達成に必要な資金の確保と金融の円滑化を図るため、保証業務や融資業務を実施しているが、これに加え、起業・経営改善に関するセミナーの開催や、経営・再生支援先に対する財務面・事業運用面のアドバイス等を行うなどコンサルティング機能を充実させてきている。例えば、観光事業者や起業家への経営アドバイス、セミナー等を行うことで事業者育成に努めているほか、近年増加傾向にあるマンゴー農家への融資や、新規就農者への農業用ハウス整備資金への対応等、農業支援を行うなど、地域に密着した支援を行い奄美群島の産業振興の下支えを行っている。

奄美基金においては、今後とも、群島の自立的発展に資するため、農業・観光・情報通信の重点3分野をはじめ奄美群島振興開発計画に基づく事業等への金融支援を行うとともに、地域に密着した政策金融機能を更に発揮するため、奄美基金が奄振交付金の活用と融資業務を連動させ、施策の効果が更に高まる提案を市町村等に積極的に行うなど、シンクタンク機能やサポート機能を拡充することが期待される。

また、奄美群島振興開発審議会において継続的な検討課題とされた、融資枠の拡大や出資制度の創設に向けては、県においても奄美基金の協力を得ながら、奄美基金の経営基盤の強化という観点も含め、中長期的な視点で検討する。

第5 計画実現の方策

1 関係機関との連携、協力

この計画は、今後の奄美群島の振興開発の方向と、それに基づく諸施策の展開方策を定めたものであり、計画の内容を実現するためには、国の特別措置に加えて、県・市町村の積極的・重点的な取組はもとより、地元民間事業者等の発意と創意工夫による主体的な地域づくりが不可欠である。

そのため、地域の創意工夫をより一層促すため、民間事業者等と連携した新たな取組については重点的に支援する。

また、計画の実施に当たっては、国、県、市町村、民間事業者等の各事業主体間及び事業間の連携を強化し、振興開発の推進に必要な行財政、金融、税制等に関する措置を有効かつ適切に活用しつつ、ソフト・ハード両面から効率的・効果的な施策展開に努める。

2 計画の進捗状況の点検

振興開発の状況を適時的確に把握し、それを踏まえて適切な施策を講じるため、諸施策の目的の明確化と評価・検証を行うことが必要である。

このため、施策・事業の効果を評価するための数値目標を設定するとともに、計画期間終了年度の前年度に実施する奄美群島振興開発総合調査時など定期的に、同目標の進捗状況及び計画に掲げた主要施策の実施状況に関する評価・検証を行い、その結果を公表する。

また、本計画の目標に掲げていない定量的な指標についても、事業の実施に伴って把握する必要が生じた際には、適宜設定の上、把握・分析に努めるものとする。

奄振計画数値目標

指標名	次期奄振計画(2019～2023年度)		
	基準時		目標
■ 定住を促進するための方策に係る指標			
◆ 重点三分野に係る関連指標			
○ 農業			
1 担い手の確保数	H30年3月	1,582	1,600
2 農業産出額(百万円)	H28年度	36,942	40,636
○ 観光業			
3 延べ宿泊者数(千人)	H29年	775	1,000
○ 情報通信業			
4 情報関連企業従事者数(人)	H28年	104	129
5 情報関連企業事業所数(社)	H28年	17	22
6 海面漁業の生産額(百万円)	H25～H27の平均値	10,169	10,381
7 林業生産額(百万円)	H28年度	330	330
8 製造品出荷額(百万円)	H27年	20,312	21,328
9 企業立地【操業開始件数】(件)	H30.3	21	26
10 企業立地【雇用者数】(人)	H30.3	579	609
■ 世界自然遺産登録などを生かした交流拡大のための方策に係る指標			
11 奄美群島エコツアーガイド認定ガイド数(人)	H29年	62	160
12 クルーズ船入港【入港数】(隻)	H30年	25	40
13 クルーズ船入港【乗客数】(人)	H30年	24,077	38,523
■ 滞在型・着地型観光を促進するための方策に係る指標			
14 延べ宿泊者数(千人)【再掲】	H29年	775	1,000
■ 奄美群島が抱える条件不利性の改善に係る指標			
15 航空輸送旅客利用者数(千人)	H29年度	1,047	1,235
16 航路輸送旅客利用者数(千人)	H29年度	325	338
■ 奄美群島の生活基盤の確保・充実に係る指標			
17 汚水処理人口普及率(%)	H29年度末	75.1	88.0
18 医師数【人口10万人当たり】(人)	H28.12	187.8	203.0
■ 奄美群島の振興開発に係る総合的な指標			
19 奄美群島内総生産額【名目】(百万円)	H27年	322,597	334,123
20 総人口(人)	H30.1.1	111,469	103,558

参考資料

計画に用いられた用語の解説

<参考> 計画に用いられた用語の解説

あ行

ICT

Information and Communication Technologyの略で、情報や通信に関する技術の総称。従来から用いられているITと同義語であるが、ICTは情報通信技術の利活用としてのコミュニケーションにも重点を置いた用語であり、国の政策においても2005年策定の「u-Japan構想」、「ICT政策大綱」から、ICTの用語が使用されている。

IoT（モノのインターネット）

Internet of Thingsの略で、コンピュータやスマートフォンなどの情報通信機器に限らず、全ての「モノ」がインターネットにつながることを指す。

アイランドホッピング

島々を、飛行機や船などでつなぎながら旅すること。

奄美群島認定エコツアーガイド

奄美群島の自然・文化について深い知識を有し、来訪者に安全で質の高い体験を提供するとともに、地域の環境保全に責任を持つガイドとして、奄美群島エコツーリズム推進協議会が認定する。

奄美群島エコツーリズム推進全体構想

国、県、市町村、有識者、民間等で構成する奄美群島エコツーリズム推進協議会が策定し、平成29年2月に、国の認定を受けた。奄美群島におけるエコツーリズムの推進を通じて、自然環境を保全しながら、奄美群島ならではの自然体験を提供することで、持続的な地域づくりへ寄与することを目的とする。

奄美群島希少野生生物保護対策協議会

平成18年5月に設置。

環境省、林野庁、県、県教育委員会、市町村、地元警察署等で構成。

奄美群島における希少野生生物の保護に関し必要な対策について関係機関において調整・協議することを目的とする。

奄美群島広域事務組合

平成3年7月に設立された特別地方公共団体。構成市町村は奄美群島の12市町村。奄美群島の振興のための事業の推進に関すること等を共同処理することを目的とする。

奄美群島自然共生プラン

奄美群島の多様な自然との共生を目指した地域づくり

の指針。平成15年9月、県と地元市町村が一体となり策定したもので、奄美固有の自然とこれにかかわる生活、文化などを地域づくりの資源＝「宝」として位置づけ、これらを再認識・再発見するとともに、これらを核とした「人と自然が共生する」個性的な地域づくりを目指している。

奄美群島持続的観光マスタープラン

平成28年3月に県が策定。奄美群島の持続的な観光利用を進めるための「計画的な観光管理」の方針。

地域にとって持続的な観光を計画的に進めることによって、観光資源である自然環境の保全につなげ、環境文化の保全と継承、地域社会の振興と発展を目指している。

奄美群島成長戦略推進懇話会

奄美群島成長戦略ビジョン及び基本計画の策定、成果検証を行うために設置された会議。事務局は奄美群島広域事務組合が担っている。

奄美群島成長戦略ビジョン

平成25年2月に奄美群島市町村長会にて策定。群島民が幸せに生活するため、重点3分野（農業、観光／交流、情報）を基軸として、雇用の創出に重点を置いた産業振興を目指すことを基本理念と定めたもの。平成30年2月には変化する情勢に対応するため、時勢に応じたビジョンの一部改訂が行われた。

奄美群島地域通訳案内士

特定の地域内において、報酬を得て、外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内を行う人又は資格。特定の地域において、その固有の歴史・地理・文化等の現地情報に精通した者であり、各自治体が行う研修受講を通じて地域通訳案内士として登録を受ける。

奄美群島の在り方検討委員会

平成24年度に実施した奄美群島振興開発総合調査の一環として、奄美群島における経済面の諸格差や人口の流出など解決すべき課題等について、幅広い観点から議論し、振興開発の方向性に関する提言を行うために設置した委員会。委員は有識者等7名

奄美市中心市街地活性化基本計画

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に基づき、奄美市の中心市街地の活性化を図るため策定した計画

計画期間：H29.4～H34.3

あまみシマ博覧会

奄美地域の地域資源を生かしたヘルスツーリズム（健康と癒しの体験型観光）を推進するため、健康と癒しの着地型（体験型）観光メニューを集積したイベント

アリモドキゾウムシ

さつまいも属、あさがお属、ひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部に寄生する体長7mm程度の熱帯地域由来の甲虫であり、日本では、トカラ列島以南の南西諸島と小笠原諸島にのみ発生している。喜界島では、平成13年から「根絶事業」を開始し、現在、不妊虫放飼、寄主植物除去及び誘殺剤を用いた雄成虫の除去の組み合わせによる防除を実施している。

奄美・やんばる広域圏交流推進協議会

奄美群島12市町村と沖縄県北部12市町村の交流促進を目的とした協議会

イノベーション

新たな価値を生み出すための、技術や制度、用途等の革新

一元的情報発信WEBサイト

奄美群島の観光や物産に関する情報を、消費者目線にたって、「奄美群島」として一元的に発信することを目的としたインターネットホームページ

（一社）奄美群島観光物産協会（ぐーんと奄美）

平成24年4月に設立された一般社団法人。愛称「ぐーんと奄美」。奄美群島の観光と物産の一元的組織として、群島地域全体の観光・交流推進に寄与すること等を目的とする。

インターンシップ

企業等で、生徒が在学中に自分の学習内容や進路などに関連した就業体験をすること。

AI（人工知能）

artificial intelligenceの略で、知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術

営農飲雑用水施設

農村住民の生活用水のほか、育苗、病虫害防除、家畜の飼養、農産物・機械の洗浄等の営農用水、防火、融雪等の雑用水を供給する水道施設

エコツアーガイド

地域の自然観光資源について知識を有し、その保護に配慮しつつ、観光旅行者が地域の自然観光資源とふれ合い、それに関する知識及び理解を深めるために案内や助

言をする者

エコツーリズム

観光旅行者が、ガイド等の案内や助言を受けて、自然観光資源の保護に配慮しながら、ふれあい、学び、知る活動のこと

SNS

ソーシャルネットワークワーキングサービス（Social Networking Service）の略称。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス

SDGs

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略。2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されている。

LCC

サービスの簡素化、運航の効率化、運航のコスト削減等により、低運賃を実現する格安航空会社

NPO

Non-Profit Organizationの略で民間非営利組織と訳される。一般的には、営利を目的としない自発的・自立的な社会貢献活動を行う団体であるとされており、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人（通称NPO法人）だけでなく、市民活動団体やボランティア団体など、法人格の有無に関係なく含まれるものとされている。

か行

海岸保全施設

海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜（海岸管理者が、消波等の海岸を防護する機能を維持するために設けたもので、指定したものに限り）その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設

かごしま製造業振興方針

本県製造業の特性や現状を十分に生かし、これからの厳しい地域間競争を勝ち抜き、本県の経済基盤を安定したものとしていくために、産学官の関係団体が一体となって取り組むべき製造業振興の方向性をとりまとめたもの。

H23.3月策定、H28.3月改訂（計画期間：H32年度までの5年間）

「鹿児島島のウェルネス」

温暖な気候、世界自然遺産をはじめとする豊かな自然、

美しい景観、豊富な温泉資源、安心・安全な「食」、トレーニングやサイクリング、マリンスポーツ等の健康づくりに適した環境など本県が多く有する「健康・癒やし・長寿」に有益な地域資源

かごしま農業経営相談所

平成30年5月、鹿児島県担い手・地域営農対策協議会内に設置。農業者の経営発展段階での様々な経営課題に対して、関係団体等と連携し、税理士、社会保険労務士などの専門家派遣による適切なアドバイスやフォローアップを実施し、地域の農業を牽引する農業者の経営改善を支援する。

かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）

安心・安全な農林水産物を生産する生産者の取組を消費者に正確に伝え、県産農林水産物に対する消費者の安心と信頼を確保するため、全国に先駆けて導入した認証制度。県内で生産される農林水産物を対象に、安心・安全を考えて県が策定した基準に沿って、生産者が生産工程管理を行う取組を外部機関が審査・認証する制度であり、認証された農林水産物については、認証マークを表示することができる。

かごしまブランド

県では、安心・安全で品質の良いものを安定的に出荷できる競争力の強い産地づくりを進めるとともに、県産農畜産物等の認知度向上とイメージアップを図るため、平成元年度から「かごしまブランド」確立運動を展開しており、鹿児島県を代表する農畜産物を「かごしまブランド産品」として指定し、それらを生産・出荷・販売する一定の基準を満たした団体を「かごしまブランド団体」として認定している。

なお、平成元年度から平成30年度において、奄美群島の「沖永良部のばれいしょ」、「徳之島のばれいしょ」、「えらぶゆり」を含む19品目25産地でかごしまブランド産地が指定されていた。

合併処理浄化槽

トイレの污水だけでなく、台所、お風呂の生活雑排水も一緒に処理する浄化槽のこと。

観光セールスキャラバン

誘客対象の地域を巡回して、観光商品の営業・販売を行う営業方法

カンキツグリーニング病

亜熱帯、熱帯地域におけるカンキツ類の重要な細菌病として知られており、果実は黄化せず緑色のままとなる。本病は、ミカンキジラミという昆虫の媒介や接ぎ木によって伝染し、感染した樹（感染樹）の果実の安全性に問

題はないが、葉が黄化する等の症状を呈し、数年から10年程度で枯死する。また、現時点では有効な治療法がないため、防除法は感染樹の伐採しかない。現在、日本では、徳之島以南の南西諸島で発生が確認されている。

なお、喜界島では、平成15年に本病の感染樹が一部の地域で確認されたが、平成19年から植物防疫法に基づく緊急防除を実施し、平成24年3月に根絶が確認された。

GAP（農業生産工程管理）

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動

キャッシュレス

現金を介さない取引。クレジットカードを用いた支払いの他、キャッシュカードへの即時決済機能の付加（デビットカード）、インターネット上のみで決済を行うネット専業銀行の利用、携帯電話のクレジット機能・キャッシュカード機能などを使用した取引

共生・協働の地域社会

21世紀の新しい地方自治の姿（行政の仕組み）として、県民自らが積極的に地域社会にかかわることにより、行政だけでなく、地域の自治会、ボランティア、NPO、企業などの多様な主体が協力し、支え合う地域社会

共生・協働の農村づくり運動

「人と自然と地域が支え合うみんなで創る農村社会」を目指した本県独自の運動で、①農村集落の再生、②新たなむらづくりの形成、③むらづくりの維持・発展、の3つを推進方向として掲げ展開している。

漁業集落排水施設

漁業集落において、し尿や生活雑排水などの汚水を収集するための管路施設や、汚水を処理するための汚水処理施設

魚食普及活動

魚離れの進行を抑制し、消費拡大を図るため、魚のさばき方講習や料理教室の開催、魚料理法や栄養特性のPR、学校給食の利活用、魚に親しみを持ってもらイベント等の活動

グリーン・ツーリズム

都市住民などが農山漁村に滞在しながら、その地域の自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動

クルージングネットワーク（クルーズ）

巡洋航海、漫遊（観光）旅行といった意味で、一般的

には大型旅客船により外洋間を周遊する船旅

ケイビング

趣味またはスポーツとして洞窟に入る探検活動である。

健康かごしま21

生活習慣病の発症予防に加え、重症化予防の推進にも重点をおく、県民の健康づくりを支援する計画。県民の健康及び生活習慣の現状等を踏まえ、5つの重要目標と分野別施策の目標を定め、それらに対応した103の目標値を設定（計画期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間）。

県子ども読書活動推進計画

国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本とし、本県における子どもの読書活動の推進状況等を踏まえ、おおむね5年間にわたる本県の子どもの読書活動の推進に関する施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにしたもの。

県中小企業融資制度

中小企業者の経営の合理化及び安定強化に必要な資金の融資を行うことにより、本県中小企業の健全な振興発展を図ることを目的として、「汎用資金」「経済活性化支援資金」「経営安定対策資金」の3分類、12種類（H31.4.1現在）の資金がある。

県海岸漂着物対策推進地域計画

海岸における良好な景観や環境の保全を図るため、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域）や関係者の役割分担等を定めた計画。

「海岸漂着物処理推進法」第14条の規定に基づき、平成23年3月に策定された。

高規格救急自動車

高度な応急処置を行うために必要な構造及び設備を有する高規格の救急自動車

公共事業における環境配慮指針

平成29年3月に県が策定。

奄美大島・徳之島における各種の公共事業において、「事業計画」、「設計」、「施工」、「維持管理」の各段階で必要な環境配慮を行い、地域全体の環境配慮水準の向上を図るための必要な手順等を示した指針。

高度浄水施設

各種化学物質や湖沼の富栄養化等による水道水源の汚染に対処するため、活性炭処理、オゾン処理、生物処理、紫外線処理等を単独又は複数組み合わせる異臭味などを取り除く浄水処理施設。奄美群島における水道原水の一

部は、琉球石灰岩に由来する地下水のため、マグネシウムやカルシウムなどを多く含んでおり、これらを除去する方法として電気透析法、石灰軟化凝析法等がある。

国土強靱化

「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会を構築すること。

防災・減災その他迅速な復旧復興並びに、国際競争力の向上に資する国民生活及び、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる、強靱な国づくりを推進することを目的に、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行された。

コミュニティFMネットワーク

限定的な島や地域で放送を行っている複数のコミュニティFMで構成される、情報共有を目的としたネットワーク

コミュニティバス

地方公共団体等が交通空白地域・不便地域の解消、高齢者等の外出促進、公共施設の利用促進を通じた「まち」の活性化等を目的として、自らが主体的に運行を確保するバス

コントラクター組織

農家の労働力等を補うため、畜産農家等から、飼料作物の収穫作業等の農作業を請け負う組織。営農集団や農協のほか、民間企業等によるものがある。

さ行

再生可能エネルギー導入ビジョン2018

再生可能エネルギー施策の指針として、県が平成30年3月に策定したビジョン。多様な再生可能エネルギーが有効活用され、その供給において全国トップクラスとなる状態「エネルギーパークかごしま」の実現をめざすことを基本理念としている。

サテライト教室

大学又は大学院等の高等教育機関が、本校キャンパス以外に設置した教室において行う講義

産業クラスター化

特定分野における関連企業、専門性の高い供給業者、サービス提供者、関連業界に属する企業関連機関（大学規格団体など）が地理的に集中し、競争しつつ同時に協力している状態

サンゴ礁科学研究所

稀少な隆起サンゴ礁で形成された喜界島を拠点として

海洋、地質及びそれに関する生物に関する調査研究事業を行い自然科学の発展と科学教育に寄与すること目的として平成26年に活動をはじめた研究所

CATV

有線でテレビ番組を配信するシステム（＝ケーブルテレビ）。地上波の難視聴地域対策のほか、多チャンネル放送や地域の独自番組の放送など、CATVならではの機能を有している。また、CATVのケーブルを活用したブロードバンドサービスの提供も行われているほか、市町村がCATVを開設し、住民の難視聴対策に加えて、行政・防災情報などの提供に利用する例もある。

自主防災組織

災害対策基本法第5条第2項に規定する地域住民による自発的な防災組織。防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が自分達の地域は自分達で守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、災害時には災害による被害を防止し、軽減するため初期消火、避難誘導、炊き出し等の活動を行う。

自然再生型公共事業

河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林などにおいて、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理することを目的とした公共事業

市町村健康増進計画

地域の健康課題や実情を踏まえて、住民の健康づくりを支援する市町村の健康づくり計画。本県においては、全ての市町村が策定している。

市町村地域福祉計画

地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地域の要援護者の生活上の解決すべき課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにして提供する体制を計画的に整備することを内容とするもの。

市町村鳥獣被害対策実施隊

市町村が、対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第9条に基づき設置することができる組織

島コーディネーター

（一社）奄美群島観光物産協会と連携しつつ、島及び市町村圏域を超えて、観光受入のコーディネーターや島内の多様な魅力を消費者のニーズにあった商品として提供することができる人材

周産期医療

妊娠満22週から出生後7日未満の周産期において、妊娠、分娩に関わる母体・胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療

収入保険

農業保険法に基づく公的保険制度であり、品目の枠にとられず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組み。青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率の上限）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとまらない積立方式（特約補てん金）」の組合せで補てんする。

重粘土壤

腐植に乏しく、粘土含量の高い細粒質の土壤のこと。排水性が低く、乾燥すると固結する特徴があり、作物の根の伸長を阻害するほか、耕うんや収穫等の作業が困難になるため、畑作物の栽培には不利な土壤である。喜界島、徳之島中部、沖永良部島、与論島の海岸部に多く分布する暗赤色土、奄美大島および徳之島の山地・丘陵地帯に分布する赤黄色土が重粘土壤としてあげられる。

小地域ネットワーク事業

民生委員・児童委員等が中心となり、地域の住民や団体の参加による福祉ネットワークを形成し、地域住民の抱える様々なニーズに対して援助活動を行うもの

食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

森林ボランティア

自主的に森林づくり（植樹、下刈り、除間伐などの森林整備）活動に参加し、自らの責任において判断し行動する個人又はグループの一員で、活動を通して学んだことを広く市民参加の森づくりにつなげ、その輪を広げていく役割を担うもの。

すこやか長寿社会運動

高齢者が長年の経験の中で培ってきた知識や技能を生かして積極的に社会参加し、生きがいのある生活を送れるよう、地域社会の担い手として、生活づくり、地域づくり、健康づくりへの主体的な参加を促進する県民総ぐるみの運動として推進しているもので、高齢者の健康づくりや生きがいづくりなどに関する各種事業を実施している。

スポーツアイランド構想

「スポーツで癒す島」を基本理念に、冬場の温暖な気候を生かした陸上競技を中心とするスポーツ合宿の誘致やスポーツイベントの開催等のスポーツ観光の推進と地域の活性化を目的とした構想

スポーツコミッション

スポーツと、景観・環境・文化などの地域資源を掛け合わせ、戦略的に活用することで、まちづくりや地域活性化につながる取組やそれにかかわる団体。代表的な取組は、スポーツへの参加や観戦を目的とした旅行や、スポーツと観光を組み合わせた取組である「スポーツツーリズム」など。

住まいのセーフティネット

低額所得者、被災者、高齢者、子供を育成する家庭等その他住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保を図るための安全策としてのしくみ

スマート農業

AI、IoT、ロボット技術等の先端技術を活用し、超省力・高品質生産を可能にする新たな農業のこと。

スマートフォンアプリ

スマートフォンにインストールして利用するソフトウェア全般

世界自然遺産

世界遺産とは、UNESCO(国連教育科学文化機関)の「世界遺産リスト」に登録された文化財や自然環境などのことで、国家や民族を越えて人類が共有し、次世代に受け継いでいくべき価値を有するものを対象としている。世界遺産には自然遺産、文化遺産、複合遺産の3種類があり、「自然遺産」は、顕著な普遍的価値を有する地形や地質、生態系、景観、絶滅のおそれのある動植物の生息・生育地などの地域が対象となっている。

センター的機能(特別支援学校)

特別支援学校が、小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童生徒又は当該児童生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言や援助を行うとともに、保護者等の要請等により教育相談を行うなど、教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割

た行

地域医療構想調整会議

医療法第30条の14に基づき設置した地域の医療関係者等との協議の場。地域医療構想に定める将来の病床数の

必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行う。

地域雇用開発助成金

雇用機会が不足している地域などにおいて、事業所の設置・整備を行うとともに求職者を雇い入れた事業主に對して支給するもの。

地域雇用開発促進法

求職者の総数に比し雇用機会が不足している地域内に居住する労働者に対し、就職の促進その他の地域雇用開発のための措置を講じることにより、地域的な雇用構造の改善を図り、労働者の職業の安定に資することを目的とする法律

地域公共ネットワーク

地域における教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を実現し、電子自治体等の推進に資するため、高速・超高速回線を活用して、学校、図書館、公民館、市役所等を接続するネットワークシステム

地域雇用活性化推進事業

雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等が創意工夫を生かして行う雇用創造等の取組を通じて地域の活性化を図る事業。市町村等から構成された協議会が提案する事業構想の中から、雇用や人材の維持・確保効果が高いと認められるもの等を選抜し、委託する。

地域団体商標

「地域の名称」と「商品・サービスの名称」からなる商標のこと。平成18年の法改正により、一定の知名度があれば事業協同組合等の団体が地域団体商標としての商標登録を受けることができるようになった。

地域包括ケア体制

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を送れるよう介護サービスをはじめ様々なサービスが、高齢者のニーズや状態の変化に応じて切れ目なく提供される包括的・継続的にケアする仕組み。

地域包括支援センター

高齢者の生活を支える役割を果たすため、平成18年の改正介護保険制度施行により、市町村が主体となり設置されたもの。運営主体は、市町村や市町村に委託された社会福祉法人等で、主な業務は、特定高齢者に対するケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、地域における連携・協働の体制づくり、個々の介護支援専門員に対する包括的・継続的マネジメント等や要支援者に対する指定介護予防支援である。

地球環境を守るかごしま県民運動

ふるさと鹿児島のかげがえのない環境を守り育て、次の世代に引き継いでいくため、県民、事業者、行政が一体となって環境保全に向けた具体的行動や県地球温暖化対策実行計画に基づく地球温暖化防止の取組を全体的に展開する県民運動で、平成13年11月にスタートした。事業者団体、民間団体、行政等162団体で構成する地球環境を守るかごしま県民運動推進会議を推進母体として運動を推進している。

地産地消

「地域生産・地域消費」の略語で、地域で生産した農林水産物をその地域で消費すること

長寿命化対策

施設の長寿命化や更新コストの平準化及び縮減を図るため機能診断の実施及び機能保全計画を策定するとともに、保全工事を行う。

中小企業経営革新支援制度

中小企業等経営強化法に基づき、中小企業等が、新商品の開発や生産、新サービスの提供、商品の新たな生産又は販売方式の導入など、新たな事業活動を通じて経営の向上に取り組むこと（経営革新）を支援するための制度。「経営革新計画」を作成し、県の承認を受けた場合、政府系金融機関からの低利融資などの支援措置が利用できる。

中心市街地活性化基本計画

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に基づき、奄美市の中心市街地の活性化を図るため策定した計画

計画期間：H29.4～H34.3

テストマーケティング

新たな商品などを本格的に販売する前に、限定的な地域やイベント等で試行的に販売すること。

デマンド型交通

路線を定めず、旅客の需要に応じた乗合運送を行う運行の形態。主に、ジャンボタクシーなどの車両を使用し、事前に予約して、玄関から玄関への移動を低額運賃で提供する新しい公共交通サービス

特殊病害虫

有害動植物のうち、植物防疫法により、その移動が規制されるものの総称（イモゾウムシ、アリモドキゾウムシ、カンキツグリーンニング病、アフリカマイマイ、サツマイモノメイガ、ウリミバエ、ミカンコミバエなど）

特定健康診査、特定保健指導

40歳から74歳までを対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）及びその予備群の発見に着目した健康診断を行い、その健診結果から必要に応じた生活習慣改善支援を行うもの。高齢者の医療の確保に関する法律に基づき平成20年度から実施されている。

特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的なニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育

ドローン

小型無人航空機のこと。農業分野では、複数の回転翼を持つマルチロータを活用した薬剤散布等が行われている。

な行

二地域居住

都市と地方の両方に生活場所をもうけて、週末や季節ごとに行き来して生活すること

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、自ら作成する5年後の経営目標を掲げた農業経営改善計画を、市町村長から認定された農業者

農業次世代人材投資資金

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階（準備型）及び就農直後（経営開始型）の経営確立に資する資金を交付する。

準備型：県立農業大学校等で研修を受ける就農希望者に、最長2年間、年間150万円以内

経営開始型：次世代を担う農業者となることを志向する新規就農者に、最長5年間、年間最大150万円

農業集落排水施設

農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水若しくは雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設

農泊

農山漁村において、日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しみ、農家民宿、古民家を活用した宿泊施設など、多様な宿泊手段により旅行者

にその土地の魅力を味わってもらおう農山漁村滞在型旅行

は行

廃止路線代替バス

乗合バス路線等の公共交通機関が廃止された場合、地域住民の日常生活の交通手段の確保を図るため、その代替として市町村等が主体となって、地域の実情に応じて運行するバス

はぶウマ抗毒素

ハブ毒をウマに注射し、毒に対して免疫（抗体）を得たウマの血清を精製処理して凍結乾燥したもので、体内に入ったハブ毒を中和させる効果があり、咬傷治療に用いられる。咬傷に対して、抗毒素を投与することは、有効な治療法であることから、県においては、抗毒素を購入し、奄美大島本島及び徳之島の医療機関に常時配備し、ハブ咬傷発生時の緊急治療対策に万全を期している。

バリアフリー

高齢者や障害者等の活動の場をひろげ、自由な社会参加が可能となる社会にしていけるため、道路、建物等の段差など生活環境面における物理的な障壁（バリア）を除去（フリー）するという意味。また、高齢者や障害者等に対する差別や偏見といった心のバリアを除去するという使い方もされる。

平張施設

鉄パイプ、木柱を直方体に組み合わせ、蚊帳のようにネットで覆った防風施設。平成13年度に和泊町で試験的に導入、その防風効果の高さが評価され、平成14年度から県単事業、平成16年度から国庫事業の対象となった。奄美地域のスプレーギクやソリダゴなど花き栽培を中心に整備が進んでいる。

光ファイバ

ガラスやプラスチックの細い繊維でできている、光を通すケーブル。数10～最大100Mbps程度の超高速インターネット接続が可能

品目別経営安定対策

砂糖における価格調整制度の下、平成19年度から実施している経営安定対策で、輸入糖と国内産糖との内外コスト格差を是正するため、独立行政法人農畜産業振興機構が調整金を徴収するとともに、これを主な材源として、さとうきび生産者及び製糖事業者に対する政策支援を実施している。なお、生産者への支援は、認定農業者などの一定の要件を満たす者が対象である。

物産コーディネーター

観光分野における「島コーディネーター」と同様に、

奄美群島の物産分野においてコーディネートができる人材

フリーザーコンテナ

農産物等の鮮度を保つため、5℃前後の定温輸送を行う際に使用される冷凍機を搭載したコンテナ

フリーランス

特定の企業や団体、組織に専従しておらず、自らの才覚や技能を提供することにより社会的に独立した個人事業主又は個人企業法人

ブルー・ツーリズム

都市住民などが漁村地域に滞在しながら、漁業体験等を通して、自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動

プロジェクトツーリズム

奄美群島の伝統文化や歴史など、通常の観光では伝わりにくい奄美群島の深い魅力について学び、体験する場を提供することでコアな奄美群島ファンの創出を図る。

プロジェクトマネージャー

プロジェクトの計画や実行において、進捗管理や体制の確立、予算・品質の管理など、プロジェクトを円滑に運営する責任者

プロモーション

商品の開発や広告など、販売促進戦略を包括したもの。

へき地医療拠点病院

へき地における診療を支援するため、へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地医療従事者に対する研修及び遠隔診療支援等各種事業を実施する病院

放課後児童クラブ

保護者が労働等の理由により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や保育所、学校の余裕教室などを活用して、遊びを主とした生活指導を行い、児童の健全な育成を図る生活の場所

ま行

水防災意識社会の再構築

河川管理者、地方公共団体、地域社会、住民、企業等が、その意識を「水害は施設整備によって発生を防止するもの」から「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと変革し、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に水害及び気候変動に備える社会

水土里サークル活動

多面的機能支払交付金を活用し、地域ぐるみで農地や農業用施設を保全する活動のこと。地域において親しみを持って活動が展開されるよう、公募によって決定された本県独自の愛称である。

無線LAN

店舗や公共の空間などで提供される、無線LANによるインターネット接続サービス

藻場

大型水生植物が群落状に生育している場所で、一般的には水深20m以浅にコンブ類、ホンダワラ類、アマモ類が群生している場所。魚介類の稚魚等の育成場所や産卵場、海藻を餌とするアワビ・ウニ等の生息の場所となっている。

や行

要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

U I ターン

進学や就職などで他地域に住んでいた人たちが故郷に戻り住むこと（Uターン）と、都会に住む人が自分の故郷以外の地方へ移り住むこと（Iターン）を合わせて呼んでいるもの。

ら行

ライフサイクルコスト

建物や道路等の設計・建設から使用、廃棄までの全期間に要する総費用のこと。維持補修費や再整備の費用も含む。

離島留学

過疎化が進んでいる地域の学校などが、留学生を受け入れ、学校教育の振興や地域の活性化を目的として、市町村、学校及び地域が主体となって実施する制度。

6次産業化

地域資源を活用し、農林漁業者等が単独又は共同の事業として、農林水産物等の生産及びその加工又は販売等を一体的に行い、新たな価値を生み出す取組

わ行

ワークキャンプ

共同生活を行いながら、様々なボランティア活動や共同作業を行うこと。滞在先の人々との交流を通じて相互理解が深まり、考え方や生き方を学ぶことができる。

若者がチャレンジし、夢を実現する島 全ての「島ちゅ」が主人公として活躍する島 世界の人々に魅力を伝える宝の島

「若者がチャレンジし、夢を実現する島」とは、多くの若者が奄美群島の産業振興の中心的役割を担い、挑戦し、夢を実現し、雇用が創出される姿を想定しているものである。

「全ての『島ちゅ』が主人公として活躍する島」とは、奄美群島の住民が、それぞれの年齢・立場で奄美の振興に向けて主体的に取り組み、それが新たな担い手を生み出す姿を想定しているものである。

「世界の人々に魅力を伝える宝の島」とは、奄美群島の産業の情報が広く発信され、世界中の人々が群島に來訪し、様々な分野で「奄美ブランド」が確立する姿を想定しているものである。

「分かる」授業

児童生徒の学習内容の理解や定着の状況を的確に把握し、基礎・基本をおさえた授業

ワークライフバランス

「仕事と生活の調和」のこと。「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされる。